

第9回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	12
○認定第3号及び報告第33号の上程、説明、質疑、委員会付託	20
○会議時間の延長	32
○議案第140号の上程、説明、質疑、意見、採決	35
○議案第141号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決	37
○議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○発議第20号の上程、説明、質疑、委員会付託	52
○請願・陳情について	55
○常任委員会委員の改選について	55
○議会運営委員会委員の改選について	56

○散会の宣告	57
--------	----

第 2 号 (9月5日)

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
○事務局職員出席者	59
○開議の宣告	60
○一般質問	60
吉田孝司君	60
木原秀男君	93
大河原正雄君	111
今泉文克君	116
古川文雄君	134
○休会について	148
○散会の宣告	148

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	151
○本日の会議に付した事件	151
○出席議員	152
○欠席議員	152
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	152
○事務局職員出席者	152
○開議の宣告	153
○議事日程の報告	153
○決算審査特別委員長報告(認定第3号)及び報告に対する質疑、討論、採決	153
○議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
○日程の追加	164
○発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○議案第147号及び議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決	172

○議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
○議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
○議案第152号～議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○産業厚生常任委員長報告（発議第20号）及び報告に対する質疑、討論、採決	180
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	183
○常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	184
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	185
○議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
○日程の追加	187
○決議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
○日程の追加	190
○意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
○日程の追加	193
○意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
○閉議の宣告	195
○町長挨拶	195
○閉会の宣告	196
○署名議員	197

鏡石町告示第45号

第9回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月30日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成29年9月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成29年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成29年9月4日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 認定第 3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 報告第 33号 平成28年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7 議案第140号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 8 議案第141号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9 議案第142号 特別功労表彰につき同意を求めることについて
日程第10 議案第143号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第144号 平成28年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第12 議案第145号 鏡石町町民プール機械設備改修工事請負契約の締結について
日程第13 発議第 20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について
日程第14 請願・陳情について
日程第15 常任委員会委員の改選について
日程第16 議会運営委員会委員の改選について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君

7番 畑 幸一君
9番 大河原 正雄君
11番 木原 秀男君

8番 井土川 好高君
10番 今泉 文克君
12番 渡辺 定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作君	副町長	小貫 忠男君
教育長	高原 孝一郎君	総務課長	柳 沼英夫君
参事兼 税務町民課長	吉田 賢司君	福祉こども 課長	関根 邦夫君
健康環境課長	菊地 勝弘君	産業課長	根本 博君
上下水道課長	吉田 竹雄君	都市建設課長	小貫 正信君
教育課長	角田 信洋君	会計管理者 兼室長	長谷川 静男君
農業委員会 農事務局長 農事委員会 農事委員会 農事委員会	柳 沼和吉君	教育委員会 委員長	常松 洋子君
監査委員	菊地 榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原 八郎君
	根本 次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫 秀明	副主査	藤島 礼子
-------------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまから第9回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第9回鏡石町議会定例会会期予定。

平成29年9月4日月曜招集、日時、日、曜、会議内容の順でご報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本日、第9回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます、厚く御礼を申し上げる次第であります。

ことしの夏は梅雨らしくない7月と、梅雨のようなどんよりした日が続いた8月と、農家の皆様には大変ご苦労があったかと思えます。特に8月は日照不足が続き、水稻の生育に影響が懸念されます。これから収穫の時期を迎えますので、天候が回復し影響が少ないことを願うものであります。

さて、今回定例会につきましては、決算認定のほか教育委員の選任、固定資産評価審査委員の再任判定、条例の一部改正、工事請負契約の締結、各会計補正予算を合わせまして17件の提案を予定しております。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、認定、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番、吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成29年5月分、平成29年6月分、平成29年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成29年5月分につきましては、平成29年6月26日月曜日午前9時56分から正午まで。平成29年6月分につきましては、平成29年7月25日火曜日午前9時50分から午前11時58分まで。平成29年7月分につきましては、平成29年8月25日金曜日午前9時57分から正午まで。以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月分とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成29年5月分、平成29年6月分、平成29年7月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告をさせていただきます。

平成29年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会日程表。

議事日程第1号、平成29年7月3日月曜日、午後1時30分開議。

第1、会期の決定、本日1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、6番、須賀川市議員の関根議員であります。8番、須賀川選出の五十嵐議員であります。この2名であります。

第3、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第8号 高規格救急自動車購入契約の締結について。

第5、議案第9号 平成29年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）。

第6、報告第1号 平成28年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算繰越明許費の繰り越しについて。

議案3件、報告1件。いずれも可決承認をされております。

詳しくは配付の冊子にお目通しをいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告書を報告いたします。

公立岩瀬病院企業団議会報告書。

平成29年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成29年6月26日月曜、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名。9番、1番、2番議員の3名が指名をされました。

第3、議案第6号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、議案1件、可決承認をされました。

詳しいところにつきましては、資料が添付してありますのでこちらを参照していただきたいと思っております。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 行政視察調査報告を申し上げます。

平成29年9月4日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会議員、菊地洋。

行政視察調査報告書。

平成29年7月4日火曜日から6日木曜日まで実施した行政視察調査結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査の目的、先進的な各般にわたる自治体等の行政運営の取り組み状況を視察調査することにより、議会活動と行政運営の向上発展に資すること並びに議員の識見を高めること

を目的として実施した。

2、調査した自治体等、（1）石川県中能登町、（2）石川県津幡町。

3、調査項目、（1）、議会基本条例の制定について、（2）本会議のインターネット中継・録画配信について、（3）防災拠点整備事業について、（4）地域包括ケアシステムの取り組みについて。

4、参加者、議員10名、議会事務局2名、執行部（総務課長、産業課車田参事）2名、計14名。

5、調査の内容……

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 朗読省略の声が出ましたので、ページ数が大変多くなっておりまますので、まとめに入らせていただきます。

15ページ、ご参照願いたいと思います。

中能登町議会の議会基本条例の制定について、議員みずから検討し実践し、議会行革・活性化特別委員会を中心に、通年議会の実施などを含め検討項目を明確にし、随時協議している点で、条例の特徴としては、独自の条項で月1回の全員協議会及び常任委員会の開催が上げられる。目的としては、議会が掌握していないことがないように、町民に質問されてもわからないことがないように、執行部には常に協議、報告を求めている点である。また通年の会期制導入については、議会の判断によりいつでも開催できる点、専決処分での議案件数を抑え、議会の議決権を行使し、議会の監視機能を強化している点が上げられる。

また、その他の点で参考になったところは、「議員ハンドブックの作成」、毎年作成し議員、執行部に配付している。議会関係条例・規則・要綱はもとより、町の沿革や地勢、歴史、行政組織、各課ごとの事業、各種制度及び行政統計資料などが掲載されている。またタブレット端末の導入も今後一つの検討材料となっている。

次に、本会議のインターネット中継・録画配信について、執行部の情報推進課が担当し、行政の広報・広聴として捉えている点である。今後、我々としても執行部の協議が必要ではないかと考える。議場の音響及びカメラ設備を更新し、本定例会から我が町としても供用。この時期を捉え、経費を最小限に抑えながら本会議の配信映像を進めていきたい。

次に、道の駅と防災拠点整備についてである。道の駅と防災拠点を融合させ整備した点である。平時には地域産業の振興発展の支援拠点として、災害時には有効に機能する防災拠点施設として役割を持たせている。今後の町の防災施策の参考となるのではないかと。

次に、津幡町についてであります。

議会改革特別委員会を中心に、毎年度ごとに課題を整理し改革している姿勢に感動を覚えた。議会改革特別委員会は現在も活動しており、進化する町を目指す我が町としても継続性

を重視すべきではないか。

もう1点について、議会全体が大規模災害時に必要に応じ災害対策支援本部として機能することで統制ある役割を果たし、町災害対策本部と連携して活動できるよう、災害対策支援本部設置要綱を制定したこと、また、これに伴い、災害発生時に議員みずからがとるべき初動的並びに経過時の行動を明確にするために「災害対策行動マニュアル」を作成した点である。今後、我が町の議会基本条例の制定を検討する中で参考とすべきではないか。

次に、地域包括ケアシステムの取り組みについてであるが、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みの中の総合事業の展開の考え方である。専門職が担うべき対象の明確化とケアマネジメント力の向上を目指すものであり、今ある住民主体の活動の活性化を図るため、ない資源、あったらいい資源は住民と民間の事業所が主体的に考え、つくることのできるように自由な発想で支援していくこと。これこそ包括ケアシステム構築につながると考える。

津幡町では、直営で包括支援センターを設置しており、担当課内で障がい者及び児童福祉も含めているが、10人の専門職で対応している。ここを中心として着実な歩みと、津幡町独自の地域包括ケアシステムを構築している。我が町としても健康・母子保健業務と兼務ではなく、専任保健師等専門職の増員による鏡石町独自の地域包括ケアシステムの早期構築を図ってほしいと考える。まずはマンパワーである。

以上、議会基本条例の制定、本会議のインターネット中継・録画配信、防災拠点事業、地域包括ケアシステムの取り組みについて研修を行ったが、研修地それぞれ議会の活性化と地域資源を活用した町づくりに取り組んでおり、鏡石町議会の活性化や地域づくりについて大いに参考となった。今回の研修内容を今後の議会活動に生かしていきたい。

最後に、石川県中能登町並びに津幡町議会、あわせて2町の執行部の方々の今回の行政視察調査に対し、多忙の中、対応していただき感謝申し上げます、二町の発展を祈念しつつ報告いたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

平成29年9月4日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会運営委員会委員長、古川文雄。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成29年6月27日火曜日から28日水曜日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、町村議会の先進議会の活動実態を視察調査し、我が町の議会運営の参考とするため実施した。

2、調査自治体（議会）、群馬県大泉町議会、埼玉県伊奈町議会。

3、調査項目、（1）議会基本条例の制定について、（2）政務活動費の導入について、（3）議会本会議のインターネット中継・録画配信について、（4）会派の導入について、（5）委員会等の機能強化について、（6）その他議会の活性化並びに議会運営を円滑に行う方策について。

4、参加者、議会運営委員会6人、議長、事務局長、計8人。

5、……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（古川文雄君） 朗読省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。

7ページでございます。

群馬県大泉町及び埼玉県伊奈町の先進的な2つの議会について調査研究したが、いずれも議員みずから考え、みずから実践している熱意と行動力、そして議会みずからの情報発信力について参考となった。

まず、大泉町議会では、議会運営の特徴として予算及び決算については特別委員会を設置せず、各常任委員会で所管事務に関する部分のみを調査・審査している点である。各常任委員会の所管事務に関し突っ込んだ議論と審査は可能となるが、議員全体の共通認識を持つためには少し疑問な点も感じられた。

メインの研修目的である議会基本条例については、幾つかの自治体を参考としたが、議会が果たすべき役割と責任の重さを自覚し、全世帯を対象とした町民アンケートを議会が主体となり実施した点である。回答項目から郵送、配付、回収、分析までを委員会で議員みずから実践したことに感心させられた。また開かれた議会のための本会議のインターネット中継・録画配信については、「自宅で傍聴ができて便利」等の好意的な意見が多く寄せられたことや、町のPRに貢献していること、中継の開始後も傍聴者は減少していないことを考慮すれば多少の設備投資は必要である。

伊奈町議会については、大泉町の取り組みと相違点は余りないものの、平成25年4月、議会基本条例を制定したが、引き続き議会改革検討委員会を設置し、条例の運用、議会広報のあり方など多岐にわたり議会改革を進めている。制定しただけでは現状の変化に対応できない。継続した活動の仕組みを確立しており今後の参考となった。

今回の事務調査では、議会基本条例の制定や政務活動費、会派の導入、本会議のインターネット中継など議会活性化に向けた取り組みを主体的に調査研究したが、いずれも多くの実

績を誇る議会・議員活動が展開されており、議員各位が意識の高さを実感した。今回の調査研修内容を今後の議会活動の参考とし、議会基本条例の早期の制定や本会議のインターネット配信など引き続き研究していくこととしたい。

最後に、群馬県大泉町議会及び埼玉県伊奈町議会への今回の所管事務調査に対し、懇切丁寧な説明に感謝し、あわせて二町の発展を祈念し報告とする。

以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

8月29日午前6時2分、北朝鮮によるミサイル発射情報が全国瞬時警報システム（J-ALERT）より衛星回線を通じて防災行政無線から伝えられました。今回のミサイル発射情報は、国民保護法に基づき、日本の領土・領海の上空を通過するとの判断から、北海道から長野県までの広い地域にミサイル発射と上空通過の情報が発せられたものであり、発射から約14分で北海道の襟裳岬東方に落下いたしました。政府は、「事前に通告がなく勝手に日本上空を通過しており、従来とは全く違う意味で極めて深刻度が高い」と述べました。町では今回の発射による被害の情報はなく、今後もこのような事態が予想されることから、情報収集に努め対応方法を確認したところであります。

さて、8月発表の月例経済報告によりますと、日本経済は6月から継続して緩やかな回復基調が続いているとされ、報道でも上場企業の4月から6月期については7割強の企業で純利益が増加したとされています。特に製造業は景気が緩やかに回復する欧米などの需要を取り込み、海外需要が業績を押し上げ、今後も生産は増加傾向が続くと見られています。また個人消費も緩やかに持ち直しの動きが見られ、7月の有効求人倍率が5カ月連続で改善するなど、雇用・所得環境が改善する中で、先行きについても改善が期待されています。

政府は、東日本大震災から復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興とともに、デフレからの脱却を確実なものとするため、経済再生と財政健全化の双方を実現していくこととしています。

8月3日、第3次安倍第3次改造内閣が発足しました。今回の内閣改造は19人の閣僚のう

ち経験者が13人配置され、閣僚らの言動が問題視されたことや、加計学園の問題、東京都議選の改選など、安倍内閣、自民党に国民の厳しい目が注がれた反省を踏まえ、「反省すべきは反省しながら、新たな気持ちで結果を残すことで国民の信頼を勝ち得たい」と述べられました。今回の内閣改造では、福島の実情を熟知している吉野復興大臣が留任となり、引き続きその手腕をいかに発揮されることを期待するとともに、福島県復興のかなめとなる経済産業大臣、環境大臣を初めとした関係閣僚に、新たなステージでの福島の復興・創生に力を尽くしていただきたいと思っております。

会津地域の近道となる国道118号鳳坂トンネルの起工式が6月16日、羽鳥湖展望台で開催されました。このトンネルにより、須賀川岩瀬町と会津、南会津地域間の連携強化がますます促進されることが期待され、平成34年4月の全線開通を目指して工事が進められています。

2020年の東京五輪・パラリンピックの開幕まで3年となり、7月24日、福島県と県内59市町村、スポーツ、商工業、農業の各団体でつくる144団体が、東京2020五輪・パラリンピック復興ふくしま推進会議を設立しました。総会では会長に内堀知事が選出され、「復興を支えてくれた感謝の思いと福島の現状をオール福島で世界に発信したい」と述べられ、推進会議の重点事情として、東京五輪での県産農産物の活用や販路拡大、海外からの誘客などの交流人口の拡大や、県産水素エネルギーの研究、普及など、官民の枠を超えて連携することが決定されました。

今後、東京2020大会の持つ発信力や、次代を開く推進力などを県内全域のさまざまな分野に波及させ、復興の加速化や風評払拭、これまでの国内外からの支援に対する感謝の発信が行われることが期待されています。

第99回全国高等学校野球選手権大会は、昨年の栃木県に続き、関東の埼玉県花咲徳栄高校の初優勝で幕を閉じました。ことしの大会は、通算本塁打数が平成18年の60本を上回る68本を記録し、打撃が投手力を上回る顕著な大会となりました。本県代表の聖光学院は、準優勝となった広陵に敗れベストエイトを逃しましたが、選手たちの最後まで諦めないプレーは私たちに熱い感動を与えてくれました。

町における6月定例会議会以降の主な出来事では、全国13市町で構成される全国市町村あやめサミットが6月17、18日の2日間、第14回鏡石あやめ祭りとタイアップして開催されました。今回は平成14年度に本町で開催されて以来2度目で、あやめ祭りや田んぼアートの見学、関係首長会議では防災協定の運用状況をテーマとして意見交換が行われました。会議終了後の交流会では、本町の特別純米酒、鏡の雫など各市町で持ち寄った地酒が振る舞われ、和やかな雰囲気の中で有意義なサミットとなりました。また鏡石あやめ祭りは両日とも天候に恵まれたことから、あやめフライトも搭乗予定を超える大盛況で、町内外から多くの来場者でにぎわいを見ることができました。

6年目となりました田んぼアート事業については、田植え以降、6月13日に一般観覧オープンセレモニーを開始したところ、昨年より1カ月早い8月20日には観覧車数が2万人を突破し、23日には平成24年度の1年目から累計10万人を達成するなど、町内外から多くの方々に観覧をいただき大変盛況となっております。

来場者へのおもてなしとして取り組んでいる田んぼカフェでは、商工会によるキッチンカー、牧場のあーさー号を初め、町内事業者などによる特産品のPRや販売が行われ、好評を博しております。今後も稲刈り体験イベントや、昨年から実施しているきらきらアートなど積極的なPRに努め、地域振興につなげてまいりたいと思います。

本年産水稻の生育状況については、春先の低温と少雨により生育が心配されたところではありますが、気温の持ち直しや降水量の回復、羽鳥用水の取水調整も8月に入り通常通水が行われたことから順調な生育が続きましたが、8月の長雨と日照不足により生育不足や病害虫が懸念される所所あります。また野菜、果樹などの農産物についても同じ影響が出始めているところであり、今後の天候回復を期待し、実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

町制施行55周年記念事業として取り組んでおりますオリジナルナンバープレート作成事業につきましては、町制施行の日である8月1日に交付を開始し、8月下旬までに9枚を交付しております。このナンバープレートのデザインは町の花あやめと、町の木しだれ桜、そして交通安全のたすきをした牧場のあーさー♪がデザインされ、郷土愛の醸成に努めるとともに交通安全を啓発するデザインとなっております。

8月6日には鏡石ふるさと祭りが開催され、沖縄県北谷町から野国町長さんを初め7名の方が観光物産プロモーションとして北谷町特産品の天然塩やちんすこうなどの販売や観光PRを行いました。また大道芸や各種イベントにより大変多くの町民でにぎわい、町の子供たちが元気に集う一日となりました。

8月10日、道の日、道路を美しく維持管理するための啓発活動が全国的に実施されていますが、本町におきましても鏡石建設業協同組合のご協力をいただき、8年ぶり15回目となるボランティア作業を実施したところであります。夏の時期は道路脇の雑草対策などの要望も多くなることから、安全対策を優先し、計画的に道路環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原子力災害対策関連事業における道路等側溝堆積物撤去・処理事業につきましては、今年度、鏡石1区、2区、3区の地域を実施することとし、8月23日の入札により実施業者が決定しましたので、完了に向け適切に実施してまいります。

久来石地区仮置き場からの中間貯蔵施設への搬出業務は、8月末から現在まで順調に進ん

であり、今月末の完了を目指しております。

農作物や自家消費野菜、学校給食食材等の放射能簡易測定については、これまで継続して検査を行っており、現在まで基準値を超えるものは検出されておられません。今後も引き続き安心・安全な食生活の確保及び本町農産物の測定事業を進めてまいります。

また、移動式ホールボディカウンター車両による放射線内部被曝検査については、各幼稚園及び保育所で564名が検査を受け、全員異常は認められませんでした。

次に、第5次総合計画の5つの行政分野別における状況であります。1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！」として、行財政の改革として取り組んでいる徴税等収納率向上対策事業につきましては、収納グループ設置から1年、各税目とも収納率の向上が見られたところであり、今後とも向上に努めたいと考えております。同じく昨年度から本格的にコンビニ収納業務が運用され、平成28年度の利用件数では7,463件、税額で約1億1,200万円がコンビニから納入されました。改めて納税環境の拡大による効果が広がったものと感じております。

徴税の課税状況につきましては、4月の軽自動車税で5,675件、5月の固定資産税で5,579件、町県民税の特別徴収分で1,880件、6月の町県民税の普通徴収分で1,719件、7月の国民健康保険税で1,808件、8月の後期高齢者保険料で1,616件と、各税目ともに当初課税が終了しております。

また、3年ごとに行われる固定資産の評価替えについては平成30年度に予定され、土地の評価並びに路線価の設定など、現在調査作業を進めているところであり、土地の評価額算定のための標準宅地57地点の地価下落率とあわせて算定しているところであります。

社会保障・税番号制度につきましては、現在、本格稼働に向けて準備作業が進められているところであり、マイナンバーカードの発行状況につきましては、全国で10%弱のところ、本町においては8月10日現在1,073件で9%弱の交付割合となっております。引き続き本制度の本格稼働準備及びカード発行の推進に努めてまいります。

2つ目の「心豊かな人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業につきましては、中学3年生を対象とした土曜学習会については、数学、英語の基礎的な学力の向上を目指して、7月29日から2月10日まで元中学校の教師等を講師に迎え、土曜日を活用した学習会を24回開催してまいります。

語学指導助手として1年間活躍していただいたジュリアン・ジェファーソン先生の後任として、サンドラ・マッキー先生が8月1日に着任しました。今後は中学校を主に幼稚園及び保育所において、語学指導助手として英語の語学力向上に尽力されることを期待しております。

中学校の英語体験学習事業につきましては、昨年に引き続き9月11日に中学1年生全員が

天栄村のブリティッシュヒルズにおいて異文化と語学体験として実施する予定であります。

鏡石中学校校庭整備事業の防球ネット設置工事につきましては、工事請負契約締結に関する議案を6月議会定例会において議決をいただき、現在、12月竣工をめどに順調に工事が進められております。

町制施行55周年記念事業である文化講演会につきましては、11月2日、須賀川市文化センターにおいて講師に杉良太郎氏を迎えて開催いたしますが、9月1日から入場整理券の販売を始め、多くの皆様をお迎えして開催できるよう努めてまいります。

鏡石町内を走ることにより、健康づくりを推進し、誰もが気軽に参加できる大会として11月5日に開催する第12回鏡石駅伝・ロードレース大会は、同じく9月1日からエントリーを始めたところであり、町内外から多くの参加者をお迎えできるよう努めてまいります。

次に、町民の健康づくり支援における集団検診については、8月29日から今月10日まで各地区集会所や鳥見山体育館を会場に実施しておりますが、医療機関での個別検診についても9月1日から来年1月31日まで実施することとして、より多くの皆さんが受診しやすい環境づくりに努めているところであります。

また、高齢者の栄養改善を目的としたハッピーイートプログラム事業につきましては、管理栄養士や保健師による高齢者宅への訪問指導や栄養教室はもとより、幼稚園、保育所での食育教室にも取り組んでおります。

3つ目の「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、第8期高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）の策定作業を進めるとともに、単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度な高齢者が増加する中、多様な生活支援サービスの利用や社会参加ができるような生活支援体制整備に努めてまいります。

また、今月16日には、鳥見山体育館において75歳以上1,669名の方々をお招きして、恒例の敬老会を開催し長寿をお祝いいたします。

児童福祉の充実については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など、総合的な子育て支援策の推進に努めております。

また、町立保育所の民営化については、民営化計画に基づき町社会福祉協議会による完全民営化に向けてスムーズに移管できるよう、関係者や関係機関と協議を進めてまいります。

障がい者福祉の充実においては、第4期障がい福祉計画に基づき、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実にも努めるとともに、鏡石町障がい者計画（平成30年度から平成35年度）及び第5期障がい福祉計画（平成30年度から平成32年度）の策定作業を進めております。

国民健康保険事業については、平成30年度から運営が都道府県単位に広域化されることから、現在、遅滞なく対応できるよう準備を進めております。

昨年度末から今年度初めにかけて、全国で発覚した後期高齢者医療保険及び国民健康保険税の賦課誤りについては、本町においても国民健康保険で8件、後期高齢で4件の賦課誤りがありました。原因はシステムのプログラム誤りによる算定誤りでありましたが、誤りにつきましては訂正し、納税義務者に個別に対応したところであります。今後は適正かつ公正な賦課業務に努める所存であります。

消費者行政事業につきましては、平成27年度から天栄村と共同で消費者生活相談室を設置し、昨年度の相談件数は9件となっておりますが、近年、詐欺事件の多様化が進み不安に思う事例も多くなっておりますので、困ったときの相談先として今後も継続してPRしてまいりたいと考えております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」について、本年度の新規事業である農地再生プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、ナタネとエゴマ栽培による、田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画の策定を進めております。計画策定に向けては、ナタネ栽培実証展示ほ場設置事業について予算の確保を図り事業推進に努めてまいります。

農業振興における元気な産地づくり交付金事業は、町の主力農産物であるキュウリの振興策として、パイプハウス及び防虫ネット設置への助成事業が完了し、さらなる生産拡大が期待され、今後とも引き続き支援を図り、農業経営の安定に努めてまいります。

高久田地区ほ場整備事業については、昨年5月に調査地区申請を行い、本年4月に調査地区の採択を受けたことから、農地整備事業に向けた高久田地区基盤整備調査業務を進めております。

観光振興事業として、鏡石まちの駅設置事業については、今週、改修工事の入札を執行する予定としており、請負業者が決定次第、本定例会に工事請負契約締結議案を追加で上程したいと考えております。

なお、来年4月以降の開設に向けた運営準備会においては、設置に向けた基本方針の策定と今後の管理運営方針等を協議しているところであります。また町コミュニティセンターの外壁及び屋根改修についても、まちの駅の開設とあわせて施設の長寿命化を図るため、本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭りは、町制施行55周年とオランダ祭り25周年を記念し、「伝」をテーマに伝統ある祭りを築き上げることを目的に、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催により、9月30日の開催が決定し、商工会や関係団体と準備を進めているところであります。本年は仁井田祭礼花火と同日に開催されることから、鏡石祭礼花火保存会とも連携を

進めたイベントが開催されますので、多くの皆さんにご来場いただきたいと思います。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましての鏡石駅東第1土地区画整理事業については、2区画分の保留地を販売できる状況になりましたので、9月22日までの申し込みを受け付けております。また第1工区内残地の使用収益が早期に開始できるよう、道路築造工事、道路舗装工事などの発注を進めております。

公園施設長寿命化対策支援事業につきましては、町民プールのろ過設備、温水ヒーター、空気調和機の更新をするため8月9日に改修工事の入札を執行し、施工業者が決定いたしましたので、工事請負契約締結に係る議案について、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、水環境の基盤整備である上水道第5次拡張事業について繰越事業となっていた成田浄水場機械電気設備更新工事は6月末に竣工いたしました。鏡石浄水場建設工事における実施設計業務委託は、浄水施設や薬品施設、配水池等の構造及び規模等について、年内完了に向けて関係機関と協議をしながら進めております。またJR東北本線を横断する配水管の布設工事を初め、新浄水場予定地までの導水管、配水管の布設工事に伴う設計の準備を進めております。

駅東第1土地区画整理事業関連では、第1工区内の区画整理事業の進捗に合わせて配水管の布設工事の準備を進めております。

国道4号拡幅関連事業に関しては、支障となる大池地内等の上水道施設の移設について、拡幅事業の進捗に合わせ、布設がえ工事の準備を進めております。

公共下水道整備事業については、駅東第1土地区画整理事業関連として、第1工区の繰越事業及び本年度の管渠築造工事につきましては、竣工に向け鋭意整備を進めております。

次に、平成28年度決算の概要について申し上げます。

平成28年度予算編成時における国の経済動向については、景気は一部に弱さも見られるが、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果により緩やかに回復することが期待されるとされました。政府は「経済財政運営と改革の基本方針、経済再生なくして財政健全化なし」を策定し、地方交付税制度等の改革、行政の効率化と利用者のニーズを踏まえたサービスの両立、さらなるIT化と業務改革、公共サービスに関する情報の見える化に取り組むとされ、予算編成においてはインセンティブ改革等歳出改革を反映させ、無駄を排除した厳しい優先順位づけを行うメリ張りのついた予算となるとされました。

このような財政環境の中、我が町においては財源確保に努める一方、徹底した無駄をなくす取り組みと、行政が担うべき役割を見直すことによって持続可能な財政構造を構築し、平成33年度を目標とした第5次総合計画の5つの柱を基軸に、震災からの復興事業の重点的か

つ効率的な執行に努めてまいりました。

平成28年度決算は、震災から6年目を迎える年に当たり、原子力災害対策に係る最後の年となりました。一般会計の決算額では、歳入、63億797万円（前年比106%）、歳出61億8,831万8,000円（前年比106%）となり、形式収支で1億1,965万2,000円、翌年度繰越財源等を差し引いた実質収支は1億698万7,000円の黒字決算となったところであります。

平成28年度末における普通会計の町債残高につきましては、52億6,462万5,000円となり、鏡石中学校大規模改修事業債の借り入れにより、前年比9,683万2,000円の増額となりました。今後とも起債の抑制や繰上償還による計画的な財政運営に努めてまいります。

また、地方公共団体の財政健全化比率の4指標については、実質公債費比率で10.0%、対前年比2.2ポイントの改善、将来負担比率については27.3%、対前年比0.1ポイント増となったため、計画的な改善を図ってまいります。

平成28年度の上水道会計を除く全会計の総決算では、98億1,051万1,000円（前年比97.9%）の歳入に対し、95億8,877万5,000円（前年比98.0%）の歳出となり、実質収支で2億43万9,000円（対前年比93.6%）の剰余金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,940人（前年度比40人減）、給水契約4,572件（前年度比15件増）、年間給水量では130万5,694トンで、前年度に比べ1万8,948立方の減少となり、1日平均給水量は3,577立方でした。

収益的収支における収支決算においては、収入決算額で2億6,081万8,000円、支出決算額2億1,329万8,000円で、収支差額は4,752万円となり、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額等を除き3,798万6,000円が当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定については、一般会計ほか9つの特別会計並びに上水道事業会計の全11会計について決算の認定をお願いするものであります。

報告第33号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであり、議案第140号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員常松洋子氏が9月30日で任期満了になり退任されることから、後任委員の同意をお願いしたく提案するものであります。

議案第141号 固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員吉田悦郎氏、関根英司氏両委員の任期満了に伴う再任をお願いしたく提案するものであります。

議案第142号 特別功労表彰につき同意を求めることについては、町制施行55周年記念式典における特別功労賞表彰候補者につき同意を求めるもの、議案第143号 職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業の再取得等を行うことができる特別の事情を追加するための所要の改正を行うものであります。

議案第144号 平成28年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第145号 鏡石町民プール機械設備改修工事請負契約の締結については、請負業者が決定いたしましたので議会の議決をお願いするものであります。

議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、主な歳入として普通交付税4,879万8,000円の減額、社会資本整備総合交付金1,000万6,000円、平成28年度繰越金7,698万7,000円の増額、財政調整基金繰入金7,600万円の増額であります。

主な歳出については、財政調整基金積立金3,800万円、町コミュニティーセンター外壁・屋根等改修工事費3,500万円、社会資本整備総合交付金事業費1,789万5,000円の増など、総額で1億2,956万9,000円の増額補正予算であります。

議案第147号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第149号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と国等の補助金、給付費負担金等の確定に伴う増額補正で、議案第150号 鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理であります。

議案第151号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の増及び前年度繰越金による補正。

議案第152号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第153号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理のための補正予算であり、議案第154号 上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、国道4号拡幅関連水道施設移転補償費の増に伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、認定、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎認定第3号及び報告第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、認定第3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第33号 平成28年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました認定第3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの旧特別会計及び上水道事業会計を合わせました11会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を含めて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊の決算書1、2ページの総括表によりご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設定が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、別冊決算書の1ページをお開き願います。

1、2ページ、こちらは10会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計で歳入が63億797万円、歳出が61億8,831万8,000円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1億1,965万2,000円。

次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が1億698万7,000円、次に28年度実質収支から27年度の実質収支を差し引いた単年度収支が1,340万6,000円の黒字となっております。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が17億580万2,000円、歳出が16億3,488万2,000円、形式収支並びに実質収支が7,092万円、単年度収支が3,742万5,000円のマイナスとなっております。

次に、3、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が9,700万5,000円、歳出が9,688万7,000円、形式収支並びに実質収支が11万8,000円、単年度収支が170万9,000円のマイナスとなっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますが、歳入が9億3,076万8,000円、歳出が9億1,404万7,000円、形式収支並びに実質収支が1,672万1,000円、単年度収支が1,300万4,000円の黒字となっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が3,005万4,000円、歳出が3,000万円、形式収支並びに実質収支が5万4,000円、単年度収支がゼロであります。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が4,736万2,000円、歳出が4,665

万3,000円、形式収支並びに実質収支が70万9,000円、単年度収支が27万7,000円の黒字となっております。

次に、7、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が1億5,973万4,000円、歳出が1億5,081万3,000円、形式収支が892万1,000円、実質収支が58万9,000円、単年度収支が64万円のマイナスとなっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が616万4,000円、歳出が614万4,000円、形式収支並びに実質収支が2万円、単年度収支が9,000円の黒字となっております。

次に、9、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入が4億6,062万1,000円、歳出が4億5,670万2,000円、形式収支が391万9,000円、実質収支が361万9,000円、単年度収支が55万6,000円のマイナスとなっております。

次に、10、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入が6,503万1,000円、歳出が6,432万9,000円、形式収支並びに実質収支が70万2,000円、単年度収支が2万7,000円の黒字となっております。

10会計の合計でございますが、歳入が98億1,051万1,000円、歳出が95億8,877万5,000円、形式収支が2億1,173万6,000円、実質収支が2億43万9,000円、単年度収支につきましては1,360万7,000円のマイナスとなったところでございます。

次に、上水道事業会計についてご説明申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

1ページから3ページにつきましては総括事項でございますが、平成28年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算概要につきましてご説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、平成28年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございます。

5ページのほうになります。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせまして、水道事業収益につきましては決算額が2億6,081万8,248円となりました。

支出につきましては、営業費用並びに営業外費用を合わせまして、水道事業費用につきましては決算額が2億1,329万7,332円となりまして、当年度は差し引き4,752万916円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6 ページにつきましては、(2) 資本的収入及び支出についてでございます。

7 ページのほうになります。

収入につきましては、企業債と補償金を合わせた資本的収入につきましては、決算額が1億1,787万円となりました。予算額との比較ではこの計画となりますが、予算額との比較では2億2,117万円の減額となりますが、そのうち2億1,714万円につきましては翌年度繰越財源となります。

次に、下の欄、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出につきましては、決算額が1億8,718万372円となりました。

6 ページ、表の下の欄をごらんいただきたいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,931万372円は、過年度分損益勘定留保資金3,525万7,329円、建設改良積立金2,500万円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額952万8,230円のうち、貯蔵品の消費税及び地方消費税等47万5,187円を除いた905万43円で補填をしたところでございます。

以上、認定第3号 平成28年度鏡石町各会計決算認定につきましてご説明申し上げました。ご審議をいただき認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 続きまして、報告第33号 平成28年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして報告をいたします。

平成28年度財政健全化判断比率、資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率につきまして、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査意見を付して報告するものであります。

別冊に、平成28年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付になっていると思いますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

2の審査結果の(1) 総合意見の一覧表に記載のとおり、平成28年度4指標のうち、表の①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額が発生しないため該当しませんでした。

③の実質公債費比率につきましては、平成28年度が10%と前年度比で2.2ポイント改善され、④の将来負担比率につきましても、平成28年度が27.3%と前年度比0.1ポイント増加したところでございます。

実質公債費比率の改善の要因といたしましては、昨年度に引き続き元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為であります国営戸川改良事業の負担額の減、特別養護老人ホーム鏡

石ホーム建設事業に係る負担金が終了したことによるものであり、将来負担比率の改善といえますか、0.1ポイント増加した要因につきましては、国営隈戸川土地改良事業、特別養護老人ホーム建設事業の債務負担行為に基づき支出予定額が減少したこと、分子要因はただ要因として減少しておりますけれども、標準財政規模におきましては町民税所得割や地方消費税交付金の増加したものの、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が減少したため、分母要因が減少したことにより前年数値よりも増加する結果となりました。

次に、2ページの平成28年度水道事業会計健全化審査意見書についてであります。平成28年度におきまして水道事業会計における資金の不足がなかったため、該当しませんでした。

以上、監査委員さんの意見書を付して報告いたします。ご審議いただき承認賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第33号 平成28年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 平成28年度各会計歳入歳出決算の審査並びに平成28年度の財政健全化審査ほかにつきまして、意見を付して以下を報告申し上げます。

初めに、各会計の決算について申し上げます。

なお、計数の数字は省略させていただきますのでご了承願います。

平成28年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成28年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成28年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成28年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算

(12) 平成28年度鏡石町決算附属書類

(13) 平成28年度各基金の運用状況

2 審査の期間

平成29年8月7日から平成29年8月10日まで。

ただし、上水道事業会計は平成29年5月25日に実施いたしました。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、それに歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りはないものと認められた。

第3 各会計の総括

(1) 決算規模

①一般会計及び特別会計の決算額は以下のとおりである。

一般会計と特別会計を合算した決算総額は、歳入、98億1,051万1,157円、歳出、95億8,877万2,626円である。

以上の結果、歳入歳出差引残額は2億2,123万5,531円、決算総額の前年度比は、歳入、2億197万2,785円で2%減、歳出、1億9,220万5,622円、2%減と、いずれも減となった。

②各会計相互間の繰入額、繰出額の重複額は次のとおりである。

以上の重複額を総計決算額より控除した純計決算額は、歳入、92億9,718万6,068円、歳出、90億7,545万537円である。前年度と比較すると、歳入、1億6,584万9,150円増（1.8%増）、歳出、1億4,761万6,313円増（2%増）と、いずれも増加した。総計決算額においては前年度比減少、反面、純計決算額は増加という結果になった。

(2) 決算収支

総計決算での決算収支結果は次のとおりである。

総計決算による形式収支（歳入歳出差引残高）は2億2,173万2,531円、実質収支（翌年

度へ繰り越しすべき財源を差し引いた額)は2億43万8,531円の黒字となった。前年度赤字であった単年度収支(当年度収支マイナス前年度収支)は、当年度も1,360万7,163円の赤字であった。

(3) 財政の構造。

財政構造について、普通会計(一般会計、土地取得事業特別会計、育英資金貸付費特別会計、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の純計)により分析した。

①歳入の構成

自主財源と依存財源の構成比については次表のとおりである。

平成28年度の自主財源構成割合は36.9%であり、前年度比1.4%低下した。依然として依存財源に頼る構造となっている。後記「第7 全会計の収納及び滞納状況」で全容を記したが、町税を初めとした滞納額が多額であり比率の低下を招いていることが一因として挙げられる。鏡石町第5次総合計画の新時代の行財政運営の中でも、自主財源を安定的に確保することが必要とし、その重要性を訴えている。財政の健全化を図るためにも重要な課題であり、たゆみない改善努力を要する。

②歳出の構成

普通会計における性質別歳出の状況は次のとおりである。

義務的経費の増加は、財政構造の硬直化を招くおそれがあり注意が必要。投資的経費とは行政水準の向上に直接寄与する経費(公共施設建設等)のことをいう。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費から成っている。義務的経費割合が低く投資的経費割合が高いことが健全な財政であるとされ、財政構造に弾力性があるとされる。

義務的経費の中の扶助費は平成26年度より急増しているが、保育所関係費の施設型給付費が扶助費で計上することに変更になったことによる。高齢化社会及び国の宝である子供への支援等から当該費用は増加基調にあり、今後の財政の中で占める割合が高くなることは避けられない。当年度も前年度比4,277万1,000円増加した。

物件費の増加は、繰越事業を含めた除染作業業務委託料の負担増が要因である。補助費等の大幅増加は、成田地区県営ほ場整備事業換地清算金で5億3,043万8,000円の支出が主因であるが、当該金額については分担金、県支出金で全額補填されており、町負担はなく財政への影響はない。投資的経費の減少は、中学校大規模改修の終了に伴う支出減、小学校関連工事の終了による今年度の負担減が要因である。

③財政分析

財政力指数及び経常収支比率の推移は以下のとおりである。

財政力指数は、財政運営による状況が健全であるか否かを判断する指標である。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数字の過去3年間の平均値である。平成28年度におい

てわずかであるが改善された。しかし依然として普通交付税に依存する割合が高いことを示している。

経常収支比率は、地方税や普通交付税など経常一般財源（過去毎年度継続し入る使途自由な収入）がどの程度の割合で毎年度継続して固定的に支出される経費（経常経費充当一般財源）に充当されているかを見る比率である。財政構造の弾力性を判断するための重要な指標である。当年度は84.6%であった。70から80%が適正水準とされている。水準に近づきつつある。今後の改善施策に期待したい。

（４）町債の状況

町債残高（普通会計、特別会計）は次のとおりである。

普通債は、土木債、教育債等。その他は減税補填債等。

普通会計による起債総額は、前年度比3,130万円減少したものの、年間償還額を上回ったため、残高は9,183万2,000円増加した。特別会計については、償還額が上回り前年度比減となった。

（５）債務負担行為の状況

当年度全体の債務負担行為残高の中で大きな割合を示す国営限戸川土地改良事業で80万円の繰上償還を行ったこと等を要因とし、残高は前年度比3億1,866万3,000円減の12億8,723万3,000円となった。

第４ 一般会計決算概要及び意見

一般会計の総計決算における概要及び意見は以下のとおりである。

（１）款別収入状況前年度比較表

歳入全体額は前年度比3億5,768万1,000円増加した。主な要因は次のとおりである。

まず、自主財源の根幹である町税は5,649万7,000円増となった。収納グループを中心に収納率向上に努めた結果であり評価したい。ただし、別途述べるとおり、例年課題となっている滞納額は依然として多額であり、さらなる改善を要する。不能欠損額計上額も前年度比829万4,000円増加、財政の影響は大きい。特に固定資産税の不能欠損計上額が増加の大半を占めている。

11分担金及び負担金において前年度比が大きく増加しているが、要因は成田地区県営ほ場整備事業清算金2億6,520万円が分担金として交付されたことによる。また14県支出金の増加は、除染対策事業交付金で1億8,427万5,000円増、成田地区県営ほ場整備事業換地清算金として2億6,521万9,000円の交付金があったことによる。

その他科目については、震災関連費の交付の減少等により、前年度比マイナス科目が目立っている。

（２）款別支出状況前年度比較表。

商工費は、前年度比1億9,442万3,000円減少しているが、前年度、工業団地事業特別会計への繰出金が2億330万円あったことによる特殊要因である。

衛生費は、除染関係の支出増によるものであり、教育費のマイナスは、鏡石中学校の大規模工事の終了に伴うもの。

農業水産業費の大幅増加は、成田地区県営ほ場整備事業清算金等による支出が多額であったことによるものである。

その他科目については、歳入科目と同様、諸事情が落ちついたことにより減少科目が多い。なお、繰越明許費として6件、3億6,207万円を翌年度へ繰り越した。

第5 特別会計決算概要及び意見

平成28年度特別会計の総計決算概要及び意見は以下のとおりである。

(1) 会計別収入状況前年度比較表

特別会計予算の歳入状況は以上のとおりである。このうち、前年度比増減幅の大きい会計につき、その要因等を記す。

①国民健康保険会計

特別会計の中で割合が大きく、かつ町民に直結している会計である。同会計の収入済額は前年度比3,551万8,000円減少し17億582万2,000円、収納率91.0%であった。収入科目の中で注目される国民健康保険税については依然として滞納額が多く、円滑な会計運営を阻害している。収納率にすると66.4%と低い。不能欠損額も前年度比420万8,000円増の1,050万2,000円を計上した。その他収入科目については、共同事業交付金において前年度比2,726万4,000円の増加をしているのが目立つが、その他科目については小幅な動きで、おおむね前年度同様の内容となっている。

②介護保険特別会計

現在の社会構造を背景として金額が年々大きくなっている会計である。保険料収入は前年度比743万6,000円増加し1億8,370万4,000円となった。反面、当会計においても滞納問題があり、不能欠損額は前年度比541万6,000円増の814万7,000円を計上した。一般会計からの繰入金は前年度比582万4,000円増の1億2,834万円である。

③工業団地特別会計

前年度は南部地区事業費（償還金）の支出に伴う一般会計からの繰入金が3億4,786万8,000円が計上されたため、多額の収入額額となったが、当年度は使用料中心の通常の姿に戻ったことにより、前年度比3億5,411万8,000円減と大幅に減少した。

④公共下水道事業特別会計

使用料は、312万8,000円増加し1億4,774万2,000円、町債は前年度に比し1,730万円の減であった。ただし事業の繰り越しに伴い760万円の起債繰り越しとなっている。

⑤その他会計については、前年度比には大きな動きはなく特筆すべきことはない。

(2) 会計別支出状況前年度比較表。

歳入同様、特筆すべき会計のみ要因等を記す。

①国民健康保険特別会計

支出済額は前年度比微増。支出の中心を占める保険給付においては、前年度比3,838万1,000円増の9億2,637万9,000円となった。高齢化社会に伴い今後も増加は避けられないと判断する。その他内容については小幅な動きであった。

②介護保険特別会計

保険給付費は、前年度比3,006万6,000円増。介護サービス等諸費の増加が要因である。国民健康保険と同様、今後も増加基調で推移するものと見られる。

③鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計

第1工区内の道路築造工事及び造成工事の一部を翌年度へ繰り越した。繰越額は2,433万2,000円である。

④公共下水道事業特別会計

事業費が前年度比4,041万円減少。この結果、会計全体の歳出額は3,905万8,000円減となった。

⑤その他会計については、特記すべき動きはない。

第6 上水道事業会計決算概要及び意見

上水道事業会計の決算概要及び意見は次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出（金額は税込み）

収益的収入の水道事業収益のうち、給水収益が2億4,456万円（税込み）と93.8%を占めている。平成28年10月より実施した水道料金の値上げに伴い、収入額は前年度比1,340万円（5.4%）増加した。第5次拡張事業に伴う値上げであり、町民の理解も得られると判断しているが、今後さらに値上げを検討していることから、丁寧な説明をしながら事業を進める必要がある。収益的支出の中で減価償却費の占める割合が大きい。

(2) 資本的収入及び支出（金額は税込み）

①資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は以下のとおり補填した。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,931億372円。

補填財源。

過年度分損益勘定留保資金3,525億7,329円。

建設改良積立金2,500万円。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額（貯蔵品分の消費税及び地方消費税を除いた金額）985万3,043円。

②建設改良費は2億3,902万円が翌年度へ繰り越しとなっている。

(3) 損益状況

損益状況は次表のとおりである（金額は税抜）

年度中、水道料金の根上げが実施されたこともあり、当期純利益は前年度比1,790万1,000円増の3,798万6,000円を計上した。経費内容を検証すると、減価償却費が費用全体の43.1%を占める。さらには動力費の負担も大きい。利益確保のためには給水人口増による需要増加が望ましい。ただし現状は厳しく簡単な状況ではない。

(4) 新浄水場建設事業について

今、将来を見越した水資源の確保を目途とし、新浄水場の建設が進められている。完成後は安定した水の供給が可能となり、住民の利便性は向上する。本事業は県中地域水道用水供給企業団の解散に伴い事業化されたものであり、年度計画に基づき着々と工事が進められている。当町としては最大級の事業である。ただ年度計画に伴った予算は確保されているものの、事業の完成までに要する総費用については明示されていない。震災後、経済状況が一変しており、計画時に比べ総投資額がはね上がることだけは間違いない。一説によると当該設備の総投資額は計画時の金額を大きく上回る莫大な金額になるのではないかとされている。万一言われているような多額の費用を要することになった場合、余りにも大きな負担となるのは必定である。

以上の状況を踏まえ、諸々の懸念が杞憂に終わることを願いながら、以下のとおり所見を述べておきたい。

当該建設資金については補助制度がなく、大部分を企業債の発行（借り入れ）による調達となる。借入金の償還は基本的には利益で行うのが原則である。（当該利益には減価償却費相当分についても含める。減価償却費は経理処理上の費用であり、現金で支出されるものではないため、実質的な利益であるという考え方をとるもの）。

公営企業といえどもしかりである。言われているような多額の投資の結果、利益償還という原則にのっとった財政運営を維持することが困難となる事態が予想される場合、本事業全体を見直し、事業費の削減のため規模の縮小も視野に入れるという柔軟な姿勢も必要ではないだろうか。過剰設備投資は、将来、企業の運営に深刻な事態を招きかねない。当年度の当水道事業の収益状況について、前項の（3）損益状況で数字を示した。この数字を直視してほしい。人口増加による需要増加は期待薄、企業誘致による工業用需要増も現状では難しい。料金の引き上げにも限界がある。このように収益増加につながる好材料は見つからない。厳しいという一言に尽きる。

現時点で最優先すべきことは、とりもなおさず計画どおり進めた場合の総投資額の算定を急ぐことである。仮定の内容では詳細な検討はできない。算定結果をたたき台とし、今後の

方向性を早急に検討すべき時期にあると思う。大切な水の確保ということは十分理解できる。しかし当町の将来に禍根を残してはならない。繰り返しになるが、懸念があるのであればちゅうちょせず計画変更をすべきである。必要最小限の設備にとどめ、残した理想の実現は将来へ託すという選択肢もあるはずである。慎重な事業の推進を望む。

次ページへ移ります。

第7 全会計の収納及び滞納状況（町税等個別徴収分の収納及び滞納状況）

上記表は、当年度末現在における町税、諸負担金、諸使用料等、町民が負担すべき全ての項目についての収納状況及び滞納状況を示したものである。

未納額（不能欠損額も実質未納分であるため、この分を合算し未納額として検証する）は前年度3億4,582万8,840円であったものが、当年度は3億2,238万4,040円と前年度比2,344万4,800円減少した。当年度発足した収納グループを中心とした積極的な取り組みが実ったものと判断する。

しかしながら、依然として多額の滞納額が存在することは当町の財政構造へ大きな影響を及ぼすものであり、今後も重要課題としてその解決に取り組んでいかなければならない。不能欠損額も前年度比1,773万1,995円増の3,443万85円という高い水準の計上額である。以前にも決算審査意見として述べたことであるが、執行側は公僕として何らちゅうちょすることなく厳しい姿勢でこの難題に取り組むことを再度お願いしたい。

第8 基金の運用状況

基金の出納整理期間の平成29年5月31日現在の残高（土地での運用を除いた現金のみの残高）は25億111万1,000円で、前年同期比9,324万9,000円増となっている。

主な増減は、財政調整基金6,260万5,000円増、減災基金5,997万3,000円減、文教施設維持整備基金6,001万5,000円増、牧場の朝スポーツ文化振興基金1,599万6,000円増等である。

なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの各基金の運用状況は下記のとおりである。引き続き計画的な積み立てを行い、財政基盤の磐石化を図るとともに、有効な活用をしてほしい。

第9 むすび

以上、平成28年度決算について概要を示し意見を記した。震災からの復興を果たし、将来を見据えた本格的な行政が進められている状況の中の決算結果である。

当年度の日本経済は、英国のEU離脱問題、米国の大統領選等の影響を受けたものの、企業の生産活動、輸出の持ち直しにより、総じて緩やかな景気の回復が見られた。当福島県においても日本銀行福島支店の日銀短観では、県内景気は一部に弱目の動きが見られるものの、基調としては緩やかに回復しているとし、先行きについても良好な雇用、所得環境が続くもとの、個人消費や生産が改善するにつれて県内景気も緩やかな回復を続けるものと見られる

と期待できる見解がなされている。当町財政へのよい影響を及ぼすような景気回復を期待したい。

先般、鏡石町第5次総合計画（後期基本計画）が策定された新たなスタートを切った。充実した内容の計画である。執行側、議会、町民が一体となり、輝かしい鏡石町実現に向け邁進することを願い、結びとする。

決算審査については以上のおりでございます。

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君）　ここでお諮りいたします。

時間を延長して議事を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君）　異議なしと認めます。

○議長（渡辺定己君）　監査委員さん、どうぞ。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君）　続きまして、財政健全化審査について申し上げます。

平成28年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各健全化判断比率は以下のとおりでございます。個々の比率は省略させていただきます。

（2）個別意見

①実質赤字比率について

平成28年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

②連結実質赤字比率について

平成28年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

③実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は10.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較す

るとこれを下回っている。

④将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は27.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

最期に、水道事業会計における資金不足比率について申し上げます。

平成28年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成28年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上、決算関連審査、財政健全化審査に関する結果並びに意見を申し上げます。長時間すみませんでした。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時03分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

これより、決算に関する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私からは、報告第33号 平成28年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について質疑を申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。報告に対する質疑はありませんので。報告に対する質疑はありませんので。33号の場合には決算委員会の方にやってください。報告に対する質疑はありませんので。

○2番（吉田孝司君） 議長、今先ほど一括質疑ということでされていますので、その場合には個別的に質疑をされるべきだと私は考えます。

○議長（渡辺定己君） 上程された認定第3号に関してでございます。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第3号の件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第33号については報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に1番、小林政次君、2番、吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君の10名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午後 1時03分

開議 午後 1時14分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成28年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に小林政次君、同副委員長には長田守弘君が選任されました。

◎議案第140号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第140号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫秀明君） [第140号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第140号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現委員であります常松洋子氏が今月30日をもって任期満了になりますので、その後任として鏡石町南町200番地在住の藤島絵美氏を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

藤島氏は、ご結婚後3人の子供に恵まれ、現在は小学生2人と中学生の母親として子育ての最中であります。鏡石幼稚園ではPTA会長を務められリーダーシップを発揮されたところであり、鏡石町立第一小学校においてもPTA役員として学校行事等に積極的に参加されております。学校教育や社会教育に深い関心を持たれており、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任者と思われまますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し意見を求めます。

5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） ただいま上程されました議案第140号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて賛成の意見を申し述べさせていただきます。

藤島絵美氏は、鏡石町南町に在住で、現在は3人のお子様の母としてPTA活動や部活動へも積極的に参加、協力されております。また地域にあっては笠石子供育成会の副会長としてリーダーシップを発揮し活躍されております。学校教育や社会教育に深い関心を持たれており、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任者と思われまますので、議員皆様方のご賛同

をよろしくお願ひし、賛成意見とするものであります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに意見はありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま新たな教育委員の選任について上程されたところでございます。前には力丸氏が任命されております。この方の様子をお伺いしますと、笠石地区の南町ということで記載されております。前には教育委員につきましては各町内の各地区から選任するということが基本的になっておりまして、各地区から1名ずつ選任されていたと聞いているところでございます。

前の力丸氏につきましては、これは今は亡き教育行政に大変ご尽力いただきました塩田先生の後任ということで選ばれたのかというふうにも思っております。この点からいきますと、笠石地区が2名に今回任命されればなるところでございます。あと成田、駅前地区が添田氏、関根氏のお二人がでございます。そうしますと鏡田、高久田方面については誰もいないというふうな状況になります。過去にはそういうふうな地域のやっぱり教育行政あるいはそれにかかわる問題について、大変、地区から出ておりましてやってこられました。そういう観点から言いますと、笠石地区にだけ2名おって、鏡田、高久田地区には教育委員としての人選するに適任者がいないというふうに見受けられます。非常にこの地域割というのは地域教育行政、社会教育のためにも必要な中でありますので、この辺の意見ということで議長から言われましたが、地域割の面においては不公平感があり疑問に思っておりまして反対するところであります。

○議長（渡辺定己君） ほかに意見はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからも意見を述べさせていただきたいと思っております。

ただいま今泉文克議員からもお話しあったと思っておりますが、地域割の点、やはり不均衡さがあるのかなと考えております。また先般、新しい委員として力丸次雄さんをお迎えしたわけでありまして、今般また本議会において新しい委員を入れかえるということで、新しい委員が2人いるという形になるかなというふうに思います。

といいますのは、今、我が町において大変全国的な問題になってしまった学校給食の不適切指導の問題等もありますので、そういった大きな問題を第三者委員会立ち上げたと思っておりますが、そういった中において教育委員の立場というのはかなり意味があるものだと、あるいは責任をお持ちの立場にあるのかなと思っております。そういう中におきまして、新たな委員、前回の議会、そして今議会と新たな委員が入られ、そしてなおかつ今回はこれまで委員長を一

生懸命お務めになっておられた常松さんが退任されるということで、この辺の人選は慎重に行わなければならないというふうに考えます。できることならば、今お務めになられている常松洋子さんが続けて再任という形でお引き受けいただければ私はいいのかなというふうに考えておりますが、しかし先ほどの今泉議員の意見にも鑑みますと、やはり地域割、地域の不均衡性をなくすという点からも、鏡田、高久田地区等からの人選をまず考慮すべきではないかということもありますので、本案に対しては反対の意見を申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 意見なしと認めます。

これをもって意見を終了いたします。

これより議案第140号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、議案第140号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時25分

開議 午後 1時26分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第141号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第141号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（小貫秀明君） 〔第141号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第141号 固定資産評価審査委員会委員

の選任につき同意を求めることについて、提案の理由を説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、3名の委員で構成され任期は3年となっております。このたび現委員であります吉田悦郎氏及び関根英司氏両名が9月末をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

吉田氏及び関根氏両名は、平成26年10月から1期3年間、委員としてお務めいただいております。吉田氏は地域のリーダーとして行政区長、農業委員、民生児童委員を歴任され、現在も地域農業の担い手の中心的役割を担っております。誠実、温厚な人柄は地域の信頼も厚く、委員として最適任者であります。また関根氏は合併前の鏡石町農業協同組合から合併後の須賀川岩瀬農業協同組合に37年間勤務され、金融共済部を初め実務経験も豊富であり、誠実で大変人柄もよく、固定資産評価審査委員会委員として両名とも最適任と思いますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、再任でありますので、意見及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第141号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第141号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第142号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで関係者、11番、木原秀男君の地方自治法第117条の規定によって退席を求めます。

〔11番 木原秀男君 退席〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 1時31分

開議 午後 1時32分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第142号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

資料5ページになります。

このたびの特別功労表彰につきましては、本町が昭和37年1月1日に町制を施行し、ことしで55周年を迎えました。このため10月12日、鳥見山体育館におきまして町制施行55周年記念式典をとり行うこととしております。つきましては、席上で鏡石町表彰条例に基づき表彰を予定しておりますので、表彰条例第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の特別功労表彰条例該当者につきましては、4名となっております。該当号、氏名、生年月日、住所の順番でご説明いたします。

第2号、木原秀男氏、昭和18年8月12日生まれ。鏡石町中央226番地。第2号につきましては、町議会議員職にあつて16年以上在職した者に該当するものであります。

次に第7号、関根祐壽氏、昭和14年10月5日、鏡石町本町241番地。

同じく第7号、矢吹眞路氏、昭和21年11月26日、鏡石町中央206番地。

同じく第7号、松本修氏、昭和28年7月8日、鏡石町中央175番地1。

該当号7号につきましては、条例第3条第1項第1号から第6号のほか、功績顕著な者に該当するものであります。

関根氏及び松本氏につきましては、学校歯科医30年以上、矢吹氏につきましては学校医30年以上に該当するものであります。

以上4名の表彰条例該当者につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました議案第142号 特別功労表彰につき同意を求めることについて質疑をさせていただければと思います。

先般の全員協議会の中でも幾つかのさわりは質疑をさせていただいたと思いますが、改めてお聞かせいただきたいと思います。

この表彰につきましては、鏡石町表彰条例に基づくものであるというふうにされておしま

す。私の手元に表彰条例の条文が書いてございますが、表彰条例の第3条が特別功労表彰の該当項目になっております。

見ますと、第2号におきましては、「町議会議員の職にあつて16年以上在職した者」とありますので、議員として4期お務めになった方、ある意味、言い方を変えれば5期目の方々ということもできると思います。今この議場でおられる議員としては、現在議員として在職しておられる議員としては3名の議員の方々が該当するわけでありましたが、うち今回1名の方のみの表彰になっているということでございます。この点につきましてお尋ね申し上げます。

まず1点目でありまして、この条文、「特別功労表彰は次の各号の1に該当する者のうち功績顕著な者につき町長が議会の同意を得て行う」とありますが、功績顕著な者とはどのような定義をもってしてなされているのか、お答え願いたいと思います。

また、今回名前が上がってきたものにつきましては、審査委員会におかれて審議をされて、議案としては町執行部が出してきたというふうな形になっておると思いますが、審査委員会のメンバー、手続等々について教えていただきたいと思います。まず質疑の段階ではここまでにさせていただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

条例で表現されている「功績顕著な者」でございますけれども、条例で事細かく書くあれはないということで、第14条にこの施行について必要な事項は町長が別に定めるとなっておりますので、その中で今回選定をしたというところでございます。

次に、審査会のメンバーでございますが、表彰条例の施行規則の第3条にありますように、委員長に副町長、副委員長に区長協議会長、委員としまして区長協議会副会長、教育長、その他、町長が任命する町職員として総務課長、さらに学識経験者といたしましては民生児童委員協議会長、体育協会長の組織でもって上程されました該当者について審査をして決定をしたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま総務課長のほうから説明をいただきました。総務課長がおっしゃったように、この条例には第14条というのがございまして、規則への委任ということで、

規則が設けられて、それに基づく審査委員会を運営されたということだというふうに解釈いたしました。その中におきまして、私ども手元には規則ございませんので、規則をたくさん全部ご用意しろというのは、これ大変なことですから、どのような規則で功績顕著な者を判断されたのか、どの項目に該当したのかですね、あるいは条例としては該当していても、逆にマイナス要素、いわゆる除外規定ですね、そういったものが規則の中にあるのかどうか。しかし除外規定と申しましても、あくまでもこの条例は規則の上位法、法規の法体系上は条例のほうが上でありますから、条例に逆らうような規則は定められないということになっておりますので、その点についてどのようにお考えか、お聞かせいただけないかなと思います。

また、審査委員会においては、恐らくはこの条例に基づいて具体的な人の名前あるいは具体的な人数、例えば第1号に該当する者は何名、ゼロ名であるとか、第2号は何名該当すると、そういうふうな具体的な人数が出ていたと。そういったものの審査委員会における審議の、簡単に言いますと、どのような候補者が上がって、どのような方が選ばれたのはわかりますので、どのような方が除外されたのか、それを具体的に教えてください。再々質疑にならないように具体的に教えていただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

規則といいますか、この「別に定める」につきましては内規でございまして、当然ながらその時代時代で、そのときそのときで、その役職について変遷がございまして、ですからそれらについてはここで話しするということは差し控えたいと思います。

また、除外規定につきましては、当然、特別功労表彰につきましては町の最高表彰でありまして特別待遇でもありますことから、特に慎重に町民の模範としてふさわしいかを保つことが重要であると考えていますので、この表彰条例にあるような目的等を勘案しながら慎重に協議させていただいたところでございます。

また、審議につきましては、先ほど申し上げました審議委員会の中で、町のほうで人選をいたしました候補者について審議をしていただいて、この中では特に反対の意見はなく除外された者もないというところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君の再々質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再々質疑をすることになっちゃいました。

今、総務課長さん、説明いただきましたけれども、もっともだなと思いながら聞きながら納得いかない部分がある。というのは、まずこの第3条の解釈、特別功労表彰は次の各号の一に該当する者、「功績顕著な者」というふうに書いてあるんですね。ここには「模範となること」とは書いていない。しかしこの表彰条例の第1条を見ていただければ、「この条例は町の政治経済、文化社会、その他各般にわたって町政振興に寄与し、または」と書いてございます。「かつ」ではないんですね。これは私よりも法律用語が得意な町執行の方々もよくわかる。「または」です。「町民の模範と認められる行為があった個人、団体を表彰し」とあるわけですから、これは並立するものであって、「かつ」ではない。

したがって、今、総務課長おっしゃった第3条の中において功績顕著な者ということ解釈する上で模範と認められるかどうかというのは、また別の次元の問題であると捉えなければならぬことだと私は思いますが、その辺。

また、先ほど私、冒頭で申し上げましたように、個人的な人の名前は挙げませんが、今この議場におる中にも5期の議員が3人おると私言ったんです。そして、うち1名しか選ばれないんですよ。この理由は何なんだいと聞いているんです。ちょっと方言まざってしまって失礼しますが、その理由を私は聞きたいんですよ。その理由を明確にしてください。選ばれた議員、選ばれた議員でない人、選ばれなかった議員、その理由はどこにあるのか、どこの規定をもってしてやっているのか、それをしっかりお示しいただきたい。もしこれがお示しただけなければ、次、議長の許可を得てもう一度質問質疑させていただくことになるかもしれないので、本当に納得ゆくようなご答弁をお願いしたいと私は思います。これで再々質疑を終わります。

○議長（渡辺定己君） 再々質疑の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

条例の第1条、「または町民の模範と認められる行為があった個人、団体」、その前が「町政振興に寄与し、または町民の模範」というように、「かつ」ではございません。であります、先ほど申し上げましたように特別功労表彰が町の最高表彰でもありますので、当然町民の模範と認められるということは包含されているのかなというところでございます。

また、この中に3名いらっしゃるということですが、当然ながら個人情報にかかわりますし、なぜ落とされたか、なぜ上げたか、なぜ選出したかについてはご答弁申し上げられませんので、ご了解をいただきたい。

なお、今後の第142号につきましては、4名について同意をお願いするものでありますので、吉田議員のご意見につきましてはご意見として承ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第142号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、関係者11番、木原秀男君の入席を求めます。

〔11番 木原秀男君 入席〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 1時47分

開議 午後 1時48分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第143号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第143号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、育児休業の再取得等を行うことができる特別の事情を追加するため、所要の改正を行うものであります。

改め文をごらんいただきたいと思います。職員の育児休業等に関する条例の一部改正改め文の第3条、育児休業を再取得できる特別の事情といたしまして、第6号に保育所等の入所希望で申し込みを行っているのだが、当面その実施が見込まれないことを追加するものであります。

第4条につきましては、育児休業の期間の再延長ができる特別の事情といたしまして、第3条の再取得の事情等を保育所等に入所希望で申し込みを行っているが、当面その実施が見込まれないことを追加するものであります。

第7条及び第8条につきましては、期末手当及び職務復帰した際の号給の調整でありますけれども、職員の給与条例に同様の規定があるため今回削除し、以下、条を順次繰り上げるものであります。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員につきましては、第2条の規定と同じであるため各号を削除し、第7条と改めるものであります。

第10条に、第2号及び第5号につきましては条の繰り上げによる条ずれを整理し、第8条に改めるもの。第7号につきましては「、育児短時間勤務の再取得ができる特別な事情に保育所等の入所希望で申し込みを行っているが、当面その実施が見込まれないこと」を追加するものであります。

以下、第11条を第9条、第12条を第10条とし、第13条から第19条を2条ずつ繰り上げるものであります。第20条につきましては、部分休業の承認の取り消し事由の引用規定を今回第5条として同条を第18条と改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま議案143号でございますが、職員の育児休業、これが大事なことだと思います。その中でちょっとお尋ねしたいんですが、職員もさることながら町民の町内の保育、育児にかかわる保育園とか認定こども園とか、そういうところに現在の待機児童数は何名の方がおいでになれるか、あるいは職員の方もその中に含まれるんであ

れば、職員としては現在何名くらいおいでになれるのかということが第1点です。

あともう1つは、町内の各園の受け入れ可能数、キャパです。定員と、あと現在数ですね、それらについての数字、わかっておりましたらば教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問の中で、職員についてご答弁申し上げます。

現在、産休職員1名ございまして、今後、育休をとるということとなりますけれども、この1名につきましては町内ではございまして町外になっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 10番議員のご質問にお答えします。

町内の待機児童数につきましては、ゼロというふうな形になっております。各施設の細かい数字につきましては、手持ち資料をちょっと持っていませんので、ご理解いただきたいと思います。すみませんが、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第143号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第144号 平成28年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第144号 平成28年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算に伴い剰余金の処分につきまして特定の目的に使用するための積み立てをするものであります。その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することに議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして説明いたします。

未処分利益剰余金、平成28年度末残高5,827万3,251円、議会の議決による処分額として3,500万円。内訳としましては減債積立金への積み立て500万円、建設改良積立金への積み立て3,000万円となっております。処分後の残高でございます。2,327万3,251円とするものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま上程されました議案第144号 平成28年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目といたしましては、この処分額についてでありますけれども、例年に比較しますと増加しているように思っております。これは料金改定に伴っての収益分なのか、はたまたそれとも経費削減等によるものなのかについてであります。

それと2点目といたしましては、ただいま減債積立金の提示がありましたけれども、減債積立金と建設改良積立金、それぞれ現在の状況はどのようになっているのか、以上2点お尋

ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 4番議員のご質問に答弁申し上げます。

まず1つ、未処分利益剰余金の額の増加ということでございます。これにつきましては、前年度につきましては未処分利益剰余金の処分として、およそ2,000万円ほどの積み立てでございました。それが今年度は3,500万円ということでございます。一概に理由というのはちょっと難しいものではございますが、やはり料金改定に伴います収入の増、それが大きな理由の一つであるということ間違いはないかというふうに考えてございます。

さらに、減債積立金と建設改良積立金の現在の状況ということでございますが、減債積立金の28年度末の残高につきましては1億1,700万円となっております。建設改良積立金につきましては7,800円となっております。議決賜った後に今回提出した金額をさらに積み立てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第144号 平成28年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第145号 鏡石町町民プール機械設備改修工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（小貫秀明君） [第145号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

[都市建設課長 小貫正信君 登壇]

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第145号 鏡石町町民プール機械設備改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

鏡石町町民プールは、平成11年度の供用開始から18年が経過し、機械設備の老朽化が進み、改修が必要となってきましたことから、このたび、ろ過機設備、温水ヒーター、空気調和機を更新、改修することとしております。町民プール機械設備改修工事につきましては、去る8月9日に6事業者の参加により制限つき一般競争入札を執行いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1 契約の目的でございますが、鏡石町町民プール機械設備改修工事。
- 2 契約の方法、制限つき一般競争入札。
- 3 契約の金額、1億3,577万6,520円。
- 4 契約の相手方、福島県郡山市愛宕町3番5号、株式会社石田工業所、代表取締役社長小林直樹。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番（今泉文克君） ただいま上程されました町民プールの機械設備改修工事請負契約の締結についてでございますが、ここへ来まして8月9日、入札を終わっているということでございますが、制限つきということで一般競争入札ですから、これはほかの業者もおいでになるかと思いますが、その業者名と、あと入札の金額ですね、これを第1点、教えていただきたいと思っております。

あと、それから、この町民プールにつきましては、ことしの当初予算で施設修繕事業として150万円しか予算とっていないんですよ。ところがここに来て、あれから3月ですから4、5、6、7、8、半年もたたないうちにその90倍ですか、近い1億3,500万という大変な金額がここに来て急に計上されたところでございます。そうすると、これ、財源がどこから出てくるのか、まだ確認はしておりませんが、これだけの1億3,500万もの金額がほんと、これ補正で出てくることに違和感はないのかと。これほどの大改修であれば、もっと前もってわかっている部分があるんじゃないかと思うんですよ。それを90倍も修理にかかわる約150万が1億3,577万というような金額になってくるんですから、ちょっと私ら議員としては、どんなふうにしてこの辺の管理、維持管理とか、それらに対応しておったのかというふうな疑問が生じるわけです。

この1億3,000万の財源内訳と、それからここでほんと出てきましたが、このほかに修理計画等はあるのかどうかですね、まだまだこれからつくられてからもう十七、八年ですか、17年もたちますから、当然のこと、修理は出てくると思うんですが、そのようなのはどの程度まで確認されておるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、第1点目の参加業者6業者でございますが、まず1社、上から申し上げます。山田設備工業株式会社、入札額が1億3,177万円でございます。ただいま申し上げた額は消費税抜いた額でございますので、ご了承いただきたいと思っております。

続きまして、株式会社東北エアコン1億3,424万4,000円。落札しています株式会社石田工業所1億2,571万9,000円。4社目です。大塚設備株式会社1億3,640万円。株式会社山元工業所1億4,350万円。株式会社エヌエス工業1億3,790万円。以上6社となっております。

続きまして、町民プールの改修にかかる予算、財源の関連でございます。6月の補正予算につきましては、急遽2月、3月に温風ヒーターの不具合が見つかったということで、教育課のほうからもあわせて説明させていただいておりますが、当初予算におきまして都市建設課の長寿命化対策費の中で、空気調和機、ろ過機につきましては、当初1億2,000万円余りの当初予算を計上しておきまして、それに基づいて年度当初からこのプールの改修計画をしてきたということでございます。

なお、この計画につきましては昨年度の予算の中で改修計画、設計を実施したところがございます。今回は6月補正で温水ヒーターの増額補正はお願いしたところがございますが、改修計画につきましては長寿命化計画の中で計画的に行ってきたということでもあります。

ご理解を賜りたいというふうに考えております。

3番目の今後の改修計画等についてどのように考えているかということですが、都市建設課のほうでは平成28年度に公園施設の長寿命化計画を作成し、公園施設、町内の鳥見山のプール初め陸上競技場、公園施設、多くの施設が改修が必要になってくる時期が近づいているということで、緊急の財政的な改修ではなかなか対応ができないということで、年度計画において改修していくという計画を持っております。今後も陸上競技場、野球場など大規模改修が控えておりますので、順次計画的に改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、プール関連につきましては、今回が大きな改修は終了見込みとなります。今後、小規模な改修は建物等が古いという状況もありますので、若干の改修があるとは思いますが、大きな改修は本年度の改修になるということでご理解いただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克君の再質疑の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいまご答弁いただきまして、この財源とか計画については、当初予算の77ページの公園費ですか、ここの中の公園施設長寿命化対策費1億4,400万という数字が計上されております。これだというふうな答弁でよろしいのでしょうか。

そして、この1億4,400万の残りの当初計画の内訳、この明細等がわかりましたらば、後で結構でございますが文書で提出いただきたいと思っております。

あと、この件とは別なんですけど、先ほどの保育園とかの人数については現在わかりませんということでございますので、そのまま終わったんでは、ちょっとこれ、おもしろくないですから、やはり各園の数字をきちんと文書で後で提出するように求めます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） 質問に対してご答弁申し上げます。

大変失礼いたしました。私、先ほど1億2,000万円ほどと申し上げましたが、おっしゃるとおり、予算金額はおわかりのとおり1億4,400万ということでございます。その内訳でございますが、ろ過機が6,000万です。それと温水ヒーターが4,000万。残り4,400万がこれから発注になりますが、維持管理をするための経費ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町民プールの改修についてであります。今回、1億何がしの金額ですね、落札されたということですが、先ほど説明いただいたように、平成11年に供用されてから18年経過する中で、老朽化という問題あるのは当然かなと思いますが、それにしても町民プールの改修あるいは故障に伴う改修が多いのではないかという印象を持っている議員、私も含めた議員あるいは町民もいるんじゃないのかなと思っております。

今回の1億3,000万の工事をする。そうしますと町民プールが休館という扱いになるのかなど。そういう中で指定管理をしている関係上、お金が出たり入ったりということもあるのかなと思いますけれども、今回の件に限らず、この18年見てきた中において、やはり我が町の町民プール、故障が多いのかどうか、ちょっと参考までにいろいろ近隣の例えば西郷村のプールとか、いろいろほかのプールもあるようですけれども、そういうところを見ると、そんなに簡単に壊れないような話も聞くわけですね。また実際に壊れて細かいものを直しているのかもしれませんが、その辺はわかりません。しかしこの18年使ってくる中で、余りにもこれ、私、お金がかかっているような気がするんですが、この辺については特に我が町のプールについてはどのようにお考えか、今後の存続のあり方についてもお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

供用開始から18年ということでありまして、このたびの機械設備の改修設計に当たりまして、それらの設備の詳細な評価を行っておりますが、機械設備の減価償却の5年になりますが、基本的には15年ということで、これから整備する機械も15年という設備になります。空気調和機につきましては、途中で大規模更新しない限りにおいては10年という更新、途中で大規模な更新をすれば18年までもつというようなことが、空気調和機はそういった設備になります。

一般的に、減価償却使えるのが15年という機械でありますので、これまで大規模な改修をしないで使ってきた中では、18年については、だましまし使ってこれたのかということで、細かい修繕はあったかとは思いますが、大規模な修繕はそういった形で行われてこなかったもので、今回更新することになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

○2番（吉田孝司君） はい。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第145号 鏡石町町民プール機械設備改修工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第13、発議第20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 提案理由の説明を申し上げます。

発議第20号。

平成29年9月4日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。

賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。同じく古川文雄。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標

が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような状況の中、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く要望するため意見書を提出する。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような状況の中、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く要望するため意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月4日、鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

財務大臣様。

総務大臣様。

農林水産大臣様。

環境大臣様。

環境産業大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは2点お尋ね申し上げたいと思います。

この全国森林環境税については、ここに書いてありますように平成30年度の税制改革において結論が得られるもので、今は様子を見ている段階であります。ここに書いてあります4行目、「森林が多く所在する山村地域の市町村においては」、この税の導入をしたいというのが全国的な流れなわけですね。しかしながら、我が町が果たしてこの森林が多く所在する山村地域の市町村に該当するかどうか、そしてこれが導入されることによって我が町にメリット、デメリット、どのように変わってくるのか、その点をお聞かせいただきたいのが1つ。

もう1点、これは全国森林環境税であります。福島県においても福島県の森林環境税というのがたしかあったと思います。そしてそれは福島県ばかりじゃなくて、そういう森林が多い都道府県にあるわけですが、そういうものとの二重課税、それもやはり一つの問題になってくると。そういったことを考えると、我が町においては大したメリットはないんじゃないのかなというふうに考えるのが私の考えであります。この辺どのようにお考えなのかということでもあります。

これについては、恐らく委員会付託がされると思いますが、私もどちらの委員会に入るのかまだわからないものですから、さわりの部分の質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、この我が町においては確かに山林は少ないということで、この点に関してメリット、デメリットということではありますが、広域的に考えたときに、今、我が鏡石町は天栄村さんと一緒の協議会の中で進めております。全国森林環境税そのものが全国的な動きの中で始ま

っているというところから、私どもは確かに鏡石町そのものは森林は少ないということですが、歩調を合わせるという意味で今回提案をさせていただいております。

それから、二重課税というところではありますが、その辺については県と全国と、それから各市町村、それから協議会等々などと今後の話し合いの中で一本化されてくるのかなというふうな私は考えをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出については、産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第14、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第13号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり総務文教常任委員会に付託いたします。

◎常任委員会委員の改選について

○議長（渡辺定己君） 日程第15、常任委員会の改選についての件を議題といたします。

ここで暫時休議いたします。

休議 午後 2時34分

開議 午後 2時38分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

常任委員会委員の改選については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名いたします。

総務文教常任委員会委員に、2番、吉田孝司君、5番、菊地洋君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、11番、木原秀男君、12番、渡辺定己、以上の6名を、産業厚生常任委員会委員に、1番、小林政次君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、6番、長田守弘君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君の以上の6名をそれぞれ指名いたします。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に改選することに決しました。

ここで各常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長までご報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午後 2時40分

開議 午後 3時16分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで各常任委員会で互選されました正副委員長をご報告いたします。

総務文教常任委員長、木原秀男君、同副委員長、菊地洋君。産業厚生常任委員長、古川文雄君、同副委員長、長田守弘君がそれぞれ決定いたしました。

以上で報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の改選について

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議会運営委員会委員の改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の改選については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名いたします。

1番、小林政次君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、11番、木原秀男君の6名を指名いたします。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に改選することに決しました。

ここで議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午後 3時18分

開議 午後 3時25分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会に互選されました正副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会委員長に長田守弘君、同副委員長に菊地洋君。

以上で報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

第 2 号

平成29年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年9月5日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	吉田賢司君	福祉こども 課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課長	根本博君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君
農業委員会 農事務局長 会長	柳沼和吉君	教育委員 会長	常松洋子君
農業委員 会長	菊地榮助君	選挙管理 職務代理者	草野孝重君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号より運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 皆さん、おはようございます。

2番議員、自由民主党鏡石町議会議員会長の吉田孝司でございます。

議員当選後、公約どおり一般質問には毎回登壇させていただいておりますが、今9月定例会で連続通算9回目ということでもあります。町議会議員の任期4年間の後半2年間はスタートする一般質問となります。

先般、私の出身地であります成田地区で、昔遊び体験事業が行われ、成田老人クラブの高齢者と地域の子供が触れ合うことができる貴重な機会が設けられました。私もオブザーバーとして参加させていただきましたが、この事業は年度途中における新規事業ではあるものの、必要経費をかけずに計画立案して執行することができた事業であること、担当職員からお聞きして、このようなことは大変素晴らしいことであると私は思っております。

町の財政が大変厳しい中において、何でもお金をかけて形ばかりの事業を無計画的に行うのではなく、費用対効果の高い事業、さらには今回の昔遊び体験のように費用をかけないでも大変有意義のある事業を計画し、実行していくことのほうが大切であると思います。そのためには、激動の世界の中にあつて日ごろから町全体を見渡し、町民の声をしっかりと聞き、地域にしっかりと根差した事業を展開していくことが、今や強く求められているのです。それがまさしく地方創生、地域活性化の原点であると思います。

私の政治の師であります佐藤栄佐久元福島県知事は、福島県における地域づくりの構想と

して、福島県を7つの生活圏に分け、それぞれに役割や地域づくりのあり方があり、さらにはそれらの連携ネットワークを構築することで、福島県における均衡ある発展を目指しました。また、全国知事会副会長としても、東京一極集中の解消及び地方分権、さらには地方主権を推進し、全国の各市町村や小さな集落における地方自治を大切にしました。

当時、国が推進していた道州制の導入や市町村合併に難色を示し、県内における各市町村の自主的、自律的な判断を尊重し、むしろ小さな市町村を現在に至るまで合併することなく残存させました。

すなわち、小さな地域、言いかえれば、かけがえのないふるさとを残し、守り、大切にするという郷土愛の精神で県政の運営に当たっておられました。面積が31平方キロメートルという狭い我が町において、行政区は13あり、それぞれの生活圏が形成されておりますが、各行政区ごとの課題を抽出し、その根本的な課題解決を図っていくことが肝要です。これがいわゆる地域診断ということであり、地方政治、地方自治における基本中の基本であると思います。

なお、地域に根差した活動として私が会長を務めるかがみいし地域包括ケア研究会の第30回記念事業として、今月17日には町図書館をお借りして、在宅みとりに関する研修会が開催されますが、これには町からのご後援をいただくことはかないませんでしたけれども、国、厚生労働省の政務三役及び担当職員の方々もお招きをして、盛大に開催したいと思っております。

先日、映画、関ヶ原を見てまいりました。関ヶ原の戦いは、歴史教科書にも記載のとおり東軍の大將徳川家康と西軍の大將石田三成との間に起きた天下分け目の戦いではありますが、歴史は何でも勝てば官軍で、勝って天下をとった家康のほうが正義正道のようにややもすれば思われがちですが、その真の正義はどちらにあったのかといえば、後世の歴史学者の多くが認めるように、私は石田三成にあったのだらうと思います。

映画の主人公である石田三成も、豊臣政権の中心として主君の繁栄を願うという正義を貫き、私の師である佐藤栄佐久元福島県知事も地方を虐げようとする国家権力の横暴から、福島県民を守るという正義を貫かれましたが、温故知新、そして、有言即実行の精神で、私もひたすら我が町の発展及び町民の福祉の向上のために正義を貫き、これからの後半2年間に残された任期、正義正論が王道を行く開かれた議会を目指して議員活動をさらに邁進してまいりたいと思っております。

それでは、前置きはこれぐらいにいたしまして、今回の一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

まず、第1の質問であります。我が町における均衡発展ということで質問をさせていただきたいと思っておりますが、ただいま冒頭の中にも均衡ある発展という言葉が出てまいりました

けれども、まず、この第1、(1)の質問に入る前に、均衡ある発展とは、どのような定義として町執行として捉えられているか、執行のほうでどのようにお考えになっているかお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

均衡あるという、そういった意味でありますけれども、均衡、日本全体を考える。均衡ある発展という、そういったことからすると、地方は地方なりのことがあるし、大都市には大都市の、そういう中で、いわゆる地方があつて、大都市がある。大都市があつて地方があるということであるので、そういうことで均衡という意味はどういうことで捉えていいかわかりませんが、全ての立場がしっかりと、おのずと生き生きと、そういった活力がある町、そういったことよりないだろうと、大都市であろうが地方であろうが均衡であるというふうに私は思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長にはご答弁いただきましたけれども、町長のお考えとすれば、地方は大都市のため、地方があつて大都市がある、大都市があつて地方があるというお答えをいただきました。

なかなか解釈の仕方がまちまちな言葉かと思いますが、ちょっと私がお答え願いたいと思いますのは、我が町における均衡ある発展ということで、次、お尋ねしたいなというふうに思っております。

そういう中におきまして、私としましてお聞きしたいのは、我が町には13の行政区があるわけでございます。13の行政区が、その均衡ある発展をしていくためには、どのようなビジョンを持っているのかということをお尋ね申し上げたいんですが、ただいまの町長の答弁の内容ですと、なかなかお答えにくい質問なのかなというふうに思います。私が考える均衡ある発展というのは、やはりどの地区も、どの各行政区も発展する、あるいは隣の行政区と助け合いながら、連携を持って発展していくとか、そして、町全体が発展するとか、そういういろいろな解釈があると思うんですが、各行政区が均衡ある発展をしていくためどのような対策、ビジョンをとられるのか、まず大ざっぱな観点で結構ですのでお答え願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど議員も言われたように、我が町はコンパクトな町だということであります。それから我が町は、県内の59の市町村の中で、面積が下から3番目という小さな、コンパクトな町であるということである。そういう中で、駅が町の中心にありまして、駅を中心に半径1.5キロ以内が75%の世帯が、71%の住民が住んでおられる。これは平成27年の国勢調査の結果であります。

そういう中で、我が町がこのように、いわゆる大きな要因としていろいろと挙げられている75%、71%の人が住んでおられるという、そういうこと、パーセントで、まずは駅がほぼ中心にあって、交通の便利がよい。

もう一つは、県中都市計画区域によって現在の市街地整備がこれだけ進められたということが、この大きな2つが要因どあつたのではないかなというふうに思っております。そして、このように我が町は大きくは、いわゆる住宅地域、農村地域、先ほど大都市と地方ということがありましたけれども、住宅地域と農村地域により秩序ある町づくりが、これまで進められてきたのではないかというふうに思います。

また、我が町は市街化区域を囲むように、豊かな田畑、農地に囲まれた田園の町でもある。市街地と、いわゆる豊かな農村地域が補完し合う町づくりと、これが私は大事であろうというふうに思っております。これが各行政区のそれぞれ特徴がございます。そういった特徴を生かしながら、行政区、そういったものの成長を進めていくことが必要ではないかなと、この質問によって私はそう考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長答弁いただいたように、補完し合いながらという内容ですか、そういうことだと。今13の行政区、各行政区ごとのそれぞれのビジョンというのは、なかなか立てにくいのかなと思いますが、今、町長おっしゃったように、我が町は小さな町中においても、簡単に言えば都会的な部分と田舎の部分というふうに分かれるのかなと思っております。そういうことを見えたときに、どこでもそうですが、過疎化進んでおると、私の周り、ふるさとの、故郷の成田もどんどん人がいなくなっちゃって、今、お年寄り、ひとり世帯もふえているという中において、片や町の中心部、駅を中心として、そこに人口70%が集中しているという状況が進んでいるわけですが、この状況をどのように考えて、どのように対策を講じるべきかということ、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁いたします。

いずれにしましても、人口ということに関しては、御承知のようにこれから人口が増加するという、そういった時代ではないということは、皆さんご理解を、ご承知をしているのかなというふうに思っております。当然我が町もそうであります。今回の国勢調査で初めて、27年の国勢調査で初めて我が町は人口減少に転じた、これは国も同じであります。そういう中で、いわゆる先ほど言った市街地と、それ以外の地域、そういったことをすることで、おのずと市街地も減少減となるし、郊外も減少減になるという、そういったことでもありますので、これが今後は、人口減少に転じた、そういったことをどのようにして、それぞれしていけばいいのか、そういったことをみんなで知恵を出し合いながらしっかりと管理することがこれからの課題、仕事ではないかなというふうに思っております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、町長のお考えとしては人口減少、これは全国的な流れ、我が町もそれに乗ってしまっている、乗り始めたという中において、町の辺縁部の、私の生まれている成田とか久来石とか、高久田とか、隣の隣接市町村と境を接するところ、人口が少ないと私は思いますが、そういうところから人口がますます減って、なおかつこの中心部に集中した状況が続いていくのを看過するということではないのでしょうか。何か対策を講じて流出を防ぐ、あるいは、その人口が均等に、均等にといえば変ですが、小さな町ですから、町の隅々に住めるような対策を講じる考えはないのかということですが、その点お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしましても、市街地だけがふえるという、そういったことでは私はないと思います。市街地も当然空き家も出てきますし、周辺部もそうだと、そういう意味では同じだなというふうに思っています。その中で、いわゆる農村地域については農村地域らしい、そういった見方が、環境の中でできるような、農業政策も大いにそうなるし、そういったいわゆる農村地域と都市部の、いわゆる市街地というのは、また意味合いが違うんだと、ただいずれにしても、人口が減少することは、変わりはないと、そういう中でそれぞれの特徴を生かしながら、生き生きといずれも暮らせるようなことをしていくことが我々の仕事ではないかなというふうに思っております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

先ほど申し上げたように、13行政区それぞれのいろいろ発展の仕方があるのかなというふうに思いますが、それをちょっと一つ一つ聞くのはまた次の機会にして、今の質問をもとに2の鏡石町における都市計画についてお尋ね申し上げたいと思います。

以前から何回も質問しておりますが、県中都市計画、我が町も包含されているわけであり、そういった中におきまして、そういった県中都市計画においてあらかじめ指定された用途があるわけでありますが、それについては、県と市町村議長が協議をすれば変更できるような、そういうふうな文言も実は含まれております。そういった文言がある中において、これまで我が町と県が用途の変更等について協議された経緯はあったのかどうか、あるいはそれが実際に認められた経緯はあったのかどうか、その点をお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） おはようございます。

2番議員の2の（1）のご質問にご答弁申し上げます。

町は、郡山市、須賀川市の2市1町により県が定める県中都市計画区域に属しておりまして、市街化区域における建築物の用途、建蔽率、容積率、高さ制限を定める用途地域につきまして、県の同意を得ながら定めているというような状況でございます。

その中におきまして、ご質問の内容でございますが、既に指定されております用途地域の変更につきましては、平成21年2月に駅東第1都市区画整理事業区域内におきまして、用途地域の地図の変更を実施しております。従来は、住宅圏の用途地域でありましたが、これらをもうちょっと活用案の広がる業務系の用途に変更しているという、そういった実績がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、都市建設課長からご答弁いただきましたが、お尋ねしたいのは、その業務系というのは、いわゆる準工業地域に相当する部分ということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） そのとおりでございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、ここは今手つかずの状態ですよ、準工業地帯のところ。第何工区に相当するのか、私はちょっとど忘れしちゃいましたけれども、住宅圏をあえてわざわざ準工業地域にしているんですよ、業務系の、答弁。その準工業のところには住宅地は建てられないということで解釈してよろしいですか。それとも、あるいはそれも含まれて、先ほど答弁をいただいたように、広い意味で何でも建てられると考えていいのか。その辺、私はわからないものですから、教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

用途区域の制限の關係でございますが、準工業地域などの特定の地域につきましては、制限される用途が少なくなっているということではなくて、住宅は普通の住宅地域と同じというわけにはいきませんが、住宅も建てられるということでございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

そういうことであれば、住宅にもなるし、業務系のものも引っ張ってきて、企業誘致にも使えるということであるということですね。わかりました。

その質問の次、第5次総合計画に、今回、後期計画の中に、これまで前期計画の中では高久田地域における新たな住宅地の開発ということを書いてあって、今回、後期計画では鏡田が足されたわけです。鏡田という文言が足されました。まずこの辺のいきさつ、何で鏡田というのを足したのか、そして、このもととありました高久田地区における住宅地の開発計画についてどのような計画があり、なお、今どのようなことで今現在の進捗状況についてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

第5次総合計画でございます。計画的な土地用途、都市開発の推進における重要な、主要な事業の一つとして進めております地区計画指定区域における誘導事業としまして、鏡田・高久田地区計画内における計画的な町づくりの推進という形で位置づけをしております。

この鏡田・高久田地区計画は、計画面積18.3ヘクタールとし、平成6年10月14日に当区域の市街化区域編入に合わせて、都市計画を決定したということでもありますので、当初から名称につきましては、鏡田・高久田地区計画ということでございます。国道4号沿線を幹線

沿道地区、その両側を東側住宅地区、西側を西側住宅地区としまして、3つの区域に区分しております。地域の特性にふさわしい有効な整備をするために計画されたものであります。

鏡石地区計画は、道路上の地区設備と建築物の制限を計画的に定めることで、建築、または開発行為を指定し、誘導し、有効な市街地を形成するものであり、町が直接面的な整備を行うということではありません。地区計画内の建築行為を行う際は、町に対して届け出が必要となり、建築計画が地区計画に適合していることが必要になるというような条件があわされるということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうすると、今申し上げた、1つは、もともと鏡田・高久田地区だということでしたが、前期計画の本、きょう出してございませぬが、第5次総合計画に文言が抜けていたのは、これはもともと抜けてしまったというだけで、と解釈していいのかどうか。

そして、今これ町長、先ほど、1番目の質問に関係するんですが、鏡田・高久田、特に高久田は事業の入り口といいますか、町の端なわけです。そこに住宅地ができるわけです。さっきの町長の考えだと、町の中心部に均衡が集まって、辺縁部は農村中心で、そういうことも、ある意味いたし方ないと、ある意味そういった中でやっていくしかないという話になっているときに、この端っこの部分に住宅地をつくるという、ややもすると矛盾するような計画もあるわけです。これはもともと今の町長さんでなくて、前の、あるいはもっと前の町長さんの計画かもしれませんが、ただ第5次総合計画に入れている以上、今の町長の考えだと私は思いますので、その辺は町長どのお考えか。先ほどの答弁と、その内容にお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほどの私の答弁とは、何ら私は変わらないです。なぜかという、都市計画が町には入っております。そういう中で発展をしてきた。都市計画の中で、当然、市街化区域というところが入っている。市街化区域をいわゆる良好な町らしくに整理するという、進めていくという、そういったことなので、私の先ほどの答弁とは、もちろん何ら変わらないというふうに思います。

駅との区域は別、市街地と、こういう意味ではご理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今度は、都市建設課長さん、お尋ね申し上げたいんですが、これはある意味産業課のほうにも関係あるかもしれませんが、今、高久田のいわゆる農業のほうの基盤整備事業が始まった。それとの兼ね合い、これは実は前にも一般質問でもやっているんですが、その辺詳しく聞かなかったので、高久田における基盤整備事業、農業のほうの基盤整備事業と、この住宅地の開発計画については、それぞれどのような関係性といいますか、それぞれ影響があるのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

先ほどご答弁しましたとおり、鏡田・高久田地区計画につきましては、4号線を挟んだ両側のエリア、18.3ヘクタールを地区計画として、鏡田・高久田地区の発展をするための計画が16年に指定されたということであります。

今回の農地の圃場整備事業ということは、産業課のほうの皆さんとともに計画しておりますが、あくまでもそれよりももっと東側の現在の農地の再利用をどう考えるか、計画でありますので、全く重なるところはないと、地域全体としての振興を図る意味では、同じ住民の方がいらっしゃるの、全く関係ないということではありませんけれども、土地利用とすれば関連性はないということであります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

わからないことがたくさんある中で、いろんな事業が進んでいきます。私も不勉強だと思いますが、またいろいろお聞きしたいなというふうに思っております。

続いて、3の質問であります。我が町における農地転用ということでありまして。これは農業委員会のほうでお答えいただけるのかなと思いますが、まず我が町における農地転用の申請状況、そして、転用が許可された事例、不許可の事例、実績、そういったものはいかがになっているかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳沼和吉君） おはようございます。

2番議員のご質問にお答えいたします。

3番の鏡石町における農地転用（1）の許可申請の状況及び転用許可・不許可の実績を問うご質問にご答弁申し上げます。

農地の転用につきましては、農地法では食料の安定供給を図るために農業生産の基盤であ

ります農地を確保することを目的のものに、農地を農地以外のものにする転用につきまして許可制度が設けられているところでございます。この転用許可に当たりましては、転用が確実に行われる見込みがない場合でありますとか、周辺農地への影響がある場合などにつきましては、許可できないこととされております。

なお、農地転用にかかわります許可権者でございますが、4ヘクタールを超える農地につきましては農林水産大臣が、4ヘクタール以下のものにつきましては都道府県知事がそれぞれ許可を行うこととなっております。当町における許可申請の状況につきましては、毎年、平均ですが、5件程度でございます。

次に、転用の許可、不許可の実績でございますが、近年では不許可の事例はございません。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、事務局長さんからご答弁いただきました。毎年5件ぐらいの許可があり、不許可はないと、全て転用許可を認められて、許可を受けているということだと思います。

そういう中で、しっかり転用許可を出す、許可申請をして許可を受けて提案をするのであれば、農地法にのっとったものとして問題ないと思いますが、そういう中においても、許可申請を出さないで、いわゆる農地を無断転用したり、あるいは違反転用をしたり、これ同じような言葉だと思いますが、そのような事例は、実際今のところないのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳沼和吉君） それでは、2番議員のご質問にお答え申し上げます。

農地法の許可を受けずに転用を行った違反転用の事例につきましては、まず町の農業委員会が違反転用者などに対しまして工事の中止とか、原状回復などの措置を講ずるよう指導いたします。それと同時にですが、事情調査を行った上で県に報告をすることとなっております。報告を受けました県では、立ち入り調査を行った上で、是正指導とか、是正勧告を行うこととしております。それでも違反者による是正措置が行われない場合につきましては、必要に応じて、原状回復を命ずるなどの行政処分を行うこととしております。

現在、当町における違反転用の件数でございますが、2件でございます。現在は、県による是正指導により、一部改善が見られましたが、まだ完全に原状回復等の是正措置が完了しているわけではございませんので、県初め関係部署と連携をとりながら、今後とも監視をしていきたいということで考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、局長説明いただきましたが、2件ほどあると、これ2件なんですが、いつからこの状態になっているのに気づいているのか教えていただきたいのと、多分この2件というのは、私も多分知っているものかもしれないです。それこそ個人情報にかかわりますので、ここで言いませんが、誰が見てもわかるような、あるいはそういうふうなうわさになっているものもあります。そういう中において、今、県による是正指導が行われる。原状回復できていないと、そういう中において、町は連携部署と協力してやるという話でしたけれども、実際、町としては何ができるのか、あるいは、こういったものが発生しないように、今町としてはどのような対策を講じられているのか、その辺についてお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳沼和吉君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

違反というものを確認した時期でございますが、1つにつきましては平成18年度、もう一つにつきましては、平成25年度ごろというような記憶がございます。町としましては、農地法に基づく転用許可申請をPR、広報とか、事前の相談とか、あとは農業委員、今度できました農地利用最適化推進委員等を通じまして、事前に相談をしながら進めていきたいというようなことで考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、おっしゃったように、新たな役職、委員が設けられました。そして、なおかつもともといる農業委員もいると、そういう中でやはり私も前から申し上げていますが、農業委員さんの役割というの物すごく大きいんじゃないかなということもありますので、その新しい委員もそうですが、ある意味、前にも報酬を上げたほうがいいんじゃないかという話もありましたけれども、ぜひそういうふうな方向で、今おっしゃったように農業委員さん、あるいは、その委員の役割をこれからますます、特に我が町は農村という地域を持った町でありますから、そういった方々に対する手当をしっかりと考えていただきながら、農地の無断転用違反というのがないように、そして、先ほど平成18年、25年という一つの事例は10年を過ぎているということでもありますので、これは農地法の中に基づけば、県が中心になってやるものでありますけれども、やはり新たなものを起こさないという点から、これから町のほうでは頑張っていただきたいというふうに思っております。

さて、第4の質問に移らせていただきたいと思います。

第4の質問は、我が町における大学誘致でございます。

以前、我が町に対して、福島大学農学系学類が来るんじゃないかと、あるいは、我が町に誘致しようというような動きが起こったところではありますが、まずこれ町長にお尋ね申し上げたいんですが、なぜ我が町に福島大学が誘致できなかったのか、いろいろなお考えがあると思いますけれども、ざっくばらんなどところをお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

福島大学の農学系学部の誘致につきましては、平成27年11月に福島大学が農学部の新設を発表いたしました。そういったことで、鏡石町には福島県の基幹的農業高校であります、県立岩瀬農業高校があるということがあって、高校と大学の接続、そして、県のほぼ中心地ある岩瀬農業高校、その立地条件のよさというのをメリットとしまして、強く要望をしてきたところでございます。しかしながら、ご承知のように残念ながら、残念でありましたけれども、昨年7月に立地場所については、現在の大学周辺である福島市に決定したということでもあります。

我が町に誘致できなかった原因ということでもありますけれども、要望活動も我が町だけではなく、県内全域で行われてきた。そして、学部の新設に伴う大学側の財政的負担の軽減を図るために、現在の大学周辺と決定したのではないかというふうに思われております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） まさしくそのとおりだと、県内全域、あちこちが手を挙げて誘致活動を行ったし、なおかつ大学側も経費削減、あるいは効率的な対策から、金谷川にキャンパスをつくるということになったのかなど、極めて一番単純な方策を大学もとったわけでありましてけれども、その中において、我が町は誘致活動をスタートしたと、そういう中で、我が町は天栄村と共同してやろうとしたわけです。そういった共同してやるという考えは、地方創生といいますか、地方自治の中ではあっていい考えだと思いますが、そういう中において、さらに岩瀬地方ということであれば、隣の須賀川市も巻き込んで、やはりやるべきではなかったのかなという考えもあると、そういう考えもお持ちの方もいたわけですが、その辺、岩瀬管内の市町村連携という点ではどのようにお考えか、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

27年11月ということから、翌年の1月には、執行として大学の中井学長に直接お話を聞きに行きまして、どういった状況なのかということ、意思を聞きました。そういう中で、昨年の3月11日でありますけれども、郡山市からメールがありました。それは福島大学農学系学部の郡山市への開設についてということでメールがあったと、そのメールを見まして、私は須賀川市長、玉川村長、矢吹町長との意見交換させていただきました。そして、当然、となりの添田村長と4月には定例町村の会議がありますので、そこで議題とします。さらに、3月22日は、郡山の吉崎副市長が来庁しまして、郡山市への開設に対し賛同してくれということで直接参りました。私は、岩瀬農業高校が近くにあるということから賛同しないということ、を申し上げました。その中で、天栄村との定例の会議の中で、村長等の会議の中で、一般質問ということで、須賀川岩瀬地方ということで、実際は動いておりました。途中で須賀川は脱落したということでもあります。5月11日に大学のほうに、議員と一緒に活動したということです。5月17日には、今度は郡山市がいらっしゃいましたときに、一緒にやりましょうというふうな、そんなことであったということでありました。

それで、ここでちょっと議員さんにお聞きしてよろしいですか。

○議長（渡辺定己君） 反問を許します。

○町長（遠藤栄作君） 昨年5月24日ですけれども、この5月24日ですが、13日かのブログでは、吉田孝司さんは品川万里さんと、ほか2人と一緒です。そういう中で懇親会は郡山市の品川市長との会談と、郡山市が福島大学農学系学部誘致に本気を出すと、我が町が、我が鏡石とはレベルも本気も全く違うと、鏡石町長が郡山市長とも連携し、県中地域に誘致するというビジョンで活動するのが実現の可能性が高いと、こんなブログが載っておりました。そういうことで議員さんの県中地域と、そういうことも含めてご質問します。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これ時間かかるんですか。質問。

とめてください。4分だけ戻してくださいね。

お答え申し上げます。

今、町長から反問されましたけれども、お答え申し上げたいと思います。

そういった内容の件については、私は書いた記憶がございます。内容の県中地区に誘致という点であります。まず、私が考えていたのは、やはり県内、先ほど町長おっしゃったように、県内のあちこちがほぼ手を挙げたわけですよ。どう考えても県内があちこち手を挙げ

ているのは目に見えているわけです。それこそ会津の町長さんも、遠藤町長さんも私同席したことありますが、その席にはいましたけれども、それぞれの地域の町長、首長さんが、我が町に来てほしい、我が村に来てほしいと言っているわけです。そういう中において、一市町村、あるいは2町村で、これやってもなかなか難しいんじゃないか、それよりはやはり県中地区というところに持ってくるべきだと、私は本気に思っています。そして、思いました。その中において、県中地区にどれだけの市町村があるのかと、数私はわかりませんが、そういう中で我が町における役割はあると思います。キャンパスを置くところはどこに置くのか、農業の演習を行うのはどこに置くのは、農業といっても私は詳しくわかりませんが、稲作もあれば畑作もあるでしょう。あと農業学校といえば、農業学部といえば、園芸もあるでしょうし、畜産もあるでしょう。そういったことも考えますと、一市町村、あるいは単独の町村では無理だと私は思います。

そういうことも考えますと、それぞれの市町村の役割をもってして、県中地区でやるべきでないのかなと、私はこれは今でも思っています。もちろん第2の質問にも影響することになるとは思いますが、やはり我が町単独というのは最大の希望ではありますけれども、現実的なことを考えると、幾つかの市町村の中で受け持つ、あるいは幾つかの市町村が連携して、大きな力を持つことによってこちらに持ってくるということが大事なのかなと思います。ただ、今申し上げた中で、レベルという話がありましたが、これについては少しなかなか解釈が難しいところもあるのかなと思います。といいますのは、品川さんがおっしゃったのは、アメリカの何とか大学のパークレー校との連携をしてどうのこうのという話があったわけです。私も隣にいて品川さんから聞いて説明を受けたわけではありますが、そういうふうなお考えをしていると、要するに高等教育、要するに大学、そして、県国内大学、そして、海外大学との高等教育という意味でのレベルの高いというものの連携があると。そして、我が町においては、町長おっしゃったように高大接続というまた新たな考えの連携があるということで、それらの違いがあるのかなと。ただ、それぞれ含みを持った誘致活動ができるんじゃないかなという考えはありましたけれども、ただそういった点で私の表現が不適切なのかどうか、これは客観的にたくさんの方に評価されるべきものだと思いますが、私はそのような表現をしたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） わかりました。

いずれにしても、郡山市が郡山市独自に、郡山市への誘致という、そういったことであったので、先ほど言いましたように、周辺の町村に私も出かけて、どういったことかお話を聞きに行きました。須賀川市長もそれに対しては異議があったというふうなことも事実であり

ます。そういう中で、ある程度、郡山市と須賀川市の関係だけがあったんでしょけれども、結果的には脱落したと。隣の玉川村は、相談があったのかどうかはわかりませんが。そういった事情があるということなので、周辺をまとめきれないのも当然でありますし。広域連携と、高校と大学の連携、そういったことにおいては、郡山市と須賀川市から来られる学生さん、高校生が大半なんです。鏡石の数よりはるかに、そういうことからすると、高校を生かすということが私は福島県にとっても重要で、当然、大学が農学系はないので、仮に行くときは東京になってしまうと、そういうことからすると、やはり岩瀬農業高校をしっかりと大学と結びつけるということが周辺、これは郡山市も私としては思っておりますけれども、それが大事なんだと、そういう強い強い思いで動いたということをご理解をいただきたい。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

ありがとうございます。

それに基づいて、残念ながら福島大学はこれは決まってしまったので、仕方ない。そういう中で、朗報というか、新聞に8月16日の朝刊、これ私毎日新聞の朝刊というふうになっていますが、多分、全ての朝刊に出ていると思いますが、東京に集中する私立大学などの地方移転を促すという目的から、各私立大学に国から交付金を出すと、要するに東京にキャンパスがある大学、私立大学たくさんあると思いますが、地方に移転しろというわけです。お金をもらって。それが2019年度から始まる。再来年からです。そういうのが既に目に見える。120億ですよ。

その中において、福島大学は残念だったですけども、もし今の町長のお考えがあるのであれば、私も同じ考えありますけれども、もう一度何か、ここに、特に農学系を中心にする大学を誘致するような計画を考えてみてはいいのではないかと。ただ、これ待っていたのでは何にもなりません。もちろん手を挙げて、そして、なおかつ私立大学に売り込みに行かなければ我が鏡石町にぜひというふうな話にはならないと思いますから、今、8月16日の朝刊の内容を申し上げたんですけども、この点について、そして、大学誘致の計画、対策、改めてお考えがあるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、新たな大学誘致の計画、対策については、現在のところ具体的な大学誘致というこ

とについては、計画はありません。なぜかといいますと、加計学園のいろいろあるんでしょうけれども、要は、町の負担がどれだけがあるかです。今回、福島大学についても、本来は福島県がもっと積極的に入ってやられると、そして当然お金も出すと、そういったことであれば私は、岩瀬農業高校との高大連携というのは夢ではなかったのかなというふうに、夢ではない、そういうふうに私は思っております。ですから、今議員が言われるように、確かに大学を誘致するという、そういったことについては、当然、賛成はするんですが、町の負担がどれだけ必要なのかということが一番大きな課題、それがクリアされれば、全てが町の予算なしでできるのであれば、当然積極的にやる必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 確かにそのとおりなんです。町長、逆にまたお聞きしたいんですけども、福島大学を誘致しようと思ったときには、大体どのぐらいの予算がかかると考えて誘致活動に入られたのか。今と同じような逆の質問になりますが、その点についてお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いずれにしてもご承知のように我が町にはお金がない町であります。そういうことからすると、やはり、福島県、県がどれだけ中に入ってやるかと、ご承知のように福島県は、何ら口を出さなかったというのが現実ではなかったかと。そういうことで、私はいずれにしても、例えば、1億円とかそういった程度ならば、我が町民も許してくれると思いますけれども、これが、50億、100億と仮になった場合には、こんなの許すはずがないのでありますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長のご答弁ですと、1億程度の支出であれば可能であるということを知りましたので、そういうことで私も、例えばあとほかの費用は、ほかの大学が受け持ってくれるという大学がもしあれば、私も探してみようかなというふうに思っておりますけれども、これはこれからの課題だと思っております。

いずれにしましても、ぜひこういったことを前向きに、国はやはりお金を地方にばらまくというふうな政策にしておりますので、そういった点で、一時的な持ち出しもあるかもしれませんが、いずれ回収するというわけじゃありませんが、いずれ町が発展することに貢献す

るような事業であれば、ぜひとも参画していただきたいというふうに思っております。

続いての質問に移らせていただきます。

続いての質問は、我が町における学校教育についてであります。

まず第1に、今問題になっております第一小学校における給食に関する不適切指導に関してであります。2年前のエピソードが今になって問題視されたと、要するに2年前に子供たちが一番最初にこういうことがあったんだと、カビの生えたパンを食べさせられたんだということが、今になって、ことしになって、学校、そして教育委員会に話に行っているわけです。その点について、その時間的なギャップ、タイムラグ、これはなぜ起きているのか、それは教育委員会としてはどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、議員さんがおっしゃられたような子供の訴えが、カビたパンを食べよう強制されたという、誰しもが驚くような内容であったこと、それがなかなか学校の管理職、それから教育委員会のほうに伝わってこなかった、これが一番のところかなと、そのように捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、教育長答弁で、管理職、そして教育委員会に伝わってこなかったということですが、訴えを起こすのは子供です。子供が直接学校の管理職に訴えを起こすとは思えないわけです。ご家庭の保護者であったり、担任であったり、身近な存在にまず訴えを起こすんだと私は思いますが、その点は、その段階では、各自、要するに認識があったのかどうかということはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

当時、子供から保護者へこんなことがという話がありました。一部の保護者が担任のほうに何とか改善をという話をしましたが、そこで話がとまってしまったというのが実際のところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 保護者から担任に対してあったというお話ですね、改善を求めるように。これについては、詳しいことはなかなか聞けないというのは、今、第三者委員会を立ち上げて始まったところだと思いますので、しっかりその中で事実の究明、そして原因究明ですか、そして、新たな問題が起きないように対処していただければと思います。また、第三者委員会の見解等が出ましたらお尋ね申し上げたいというふうに考えております。

続いての質問であります。我が町における学校教育の続きであります。学校の中には、いわゆる特別支援学級が設置されておると思いますが、その実態はどのようになっているかお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

特別支援学級は、障害のある児童・生徒が、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、地域で自立、社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な指導や支援を行うことができるよう設置されております。

本町では、知的障害や自閉症、情緒障害の特別支援学級が小・中学校に設置されており、現在、第一小学校では10名、第二小学校では6名、鏡石中学校では1名の児童・生徒が在籍しております。小・中学校では、特別支援学級に在籍する児童・生徒の特性に応じて、国語や算数などの基礎的な学習、通常学級の児童・生徒との交流や共同学習などを行うのが対人関係や集団参加を円滑にするための必要な知識、技能、態度を身につけられるよう指導方法を工夫し、教育を推進しております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう中において、特別支援学級、これと対する言葉がいわゆる普通学級、通常学級というんですか、その言葉だと思いますが、それとの教育の指導の違い、指導体制との違い、あるいはこういったところにおられる子供たちが、小学校の子供たちは中学校に行くわけでしょうけれども、その先、中学校から後、どのような進路になっているのか、その辺どのようになっているかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

まず1点目ですが、普通の子供たちと、障害を持っている子供たちの教育という部分でございますが、障害のある児童・生徒が過ごしやすいといえますか、快適な学校というのは、

普通の子供たちが過ごしやすい、快適な学校でもあるというふうに考えます。ですので、障害がある子供たちが日々、生き生きと活動できる学校をつくっていく、これが今私どもが進めている部分でございます。

それから、進路についてなんですが、小学校から中学校への進路というのも一つあります。これは、審議会を通して、保護者の皆さんにこのような進路をというような提示をいたしますが、保護者さんの思いで支援学校に進学する、あるいは鏡石中学校に進学する、その他の地区の学校に進学するということが考えられます。

それから、中学校から先の進路ですが、これについても保護者の思いという部分がとても大事な部分なわけですが、支援学校の高等部、それから場合によっては養護施設、それから自宅でのと、それぞれの進路先はありますが、それは学校と十分に進路相談を行った上で、それぞれのご家庭の判断の中で進路が決まっていく、このような形でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私も実は、県の委嘱を受けて、ある県立学校の特別支援学校の健康管理をやっているんですが、そういった中身を見ますと、子供に対してたくさんの教員の方々、あるいはスタッフの方々が携わっておると、1人の子供に対して何人ものスタッフの方が携わって教育が行われているという実態であります。我が町における学校については、どのような状態になっておられますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

子供たちにかかわる教員の数でございますが、県の施策として、中学校で申し上げますと1、2年生は30人に1人の担任です。それから、3年生以上になりますと32人に1人の先生というような配置です。それから特別支援学級については、8名に1人の先生ということでございます。

本年、29年度で申し上げますと、学校名と子供の数とで申し上げます。第一小学校は、2つの学級がございます。それぞれ5名ずつ在籍しております。教員が2人おります。それに町の予算で教育支援員を4名配置してございます。子供たちがその子に応じた、一人一人に応じた教育が展開されるよう、手厚い配慮という言葉が、私のほうで言っているかわかりませんが、そういう思いで人を配置しているということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) 教育長おっしゃったように、我が町の予算から教育支援員を設けられていると、これすばらしいことだと思いますので、ぜひともやっていただきたい。そして、私も心療内科等見ている関係もあって、あと小さな子供たちとかかわってきたという経験もあって、なかなかその発達といいますか、成長の遅い子供もいる。しかしながら、そこにいずれ大きく花開く、開花する子供たちが隠れているんですよ。自閉症であっても、アスペルガー障害のように一つ何か秀でたものを持っているとか、ですので長い目で見て対策、教育行政を行っていただきたいというふうに思っております。

そして、2番の質問でありますけれども、今、私もそうですが、近視でありますけれども、近視と思われる、あるいは近視の子供がたくさんふえているというふうに見受けられますが、その割合はどうなっているのか、あるいは、学校における対策はどのように講じておられるか、お答えいただければと思います。

以上であります。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご質問にご答弁申し上げます。

近視の児童・生徒の数字は把握できておりませんが、児童・生徒の健康診断である視力検査、この結果で、1.0未満の児童・生徒数は、第一小学校で590名中222名で約37%、第二小学校では139名中46名で約33%、鏡石中学校では384名中229名で約59%の割合となっております。学校におきましては、視力検査の結果1.0未満となった児童・生徒には、眼科医での受診を勧めており、正しい姿勢や基本的な生活習慣を定着させるよう指導したり、教室の座席の配慮を行うなど、学校生活に支障のないよう対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) 先ほど、割合、パーセンテージをおっしゃいましたが、見ると何だか以前に比べて多いような気がするんですが、その辺について印象で構いませんので、お答えいただければと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

印象で構わないということですので、そのように答えさせていただきます。

印象として多くなっているというふう実感しております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 多分、私もそう思ってお尋ねしていますが、これは何でなのでしょう。教育委員会としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学校のほうでも配慮事項の一つがあるんですが、その中の一つがテレビゲームのやり過ぎとか、それから、テレビを見る時間が大変長い、こういったことも一つ考えられるというふうに思います。

それから、照度という部分での学習をするとき、それから読書をするときなどの照度の部分も考えられると思います。それから、髪の毛の影響も全くないわけではないというふうに捉えております。

先ほど申しましたが、学校での正しい姿勢とか、基本的な生活習慣、こういった中にも当然含まれてくるのかなというふうに思っておりますが、そういったことを少しずつ、一つずつ解決していけるように、正せるようにしていくのが防止につながっていくのかなと捉えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 教育長おっしゃったように、これ学校でのといいますか、やはり個人的な問題、特に家庭的な問題もやはり大きいし、学校でもそのようにいろいろ配慮しておられるということですから、ぜひともそういったことを続けてやっていただきたいと、家庭とともに学校教育の中で指導していただきたいというふうに思っております。

さて、6の質問であります。6の質問は、我が町における待機児童についてであります。

昨日、今泉議員からも待機児童の話、質疑が出たと思いますが、まず初めに、待機児童とは何か、その定義について、行政的な定義についてお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

待機児童の定義につきましては、毎年厚生労働省が公表している保育所等利用待機児童数調査数値を基準としています。この調査は、各年4月1日及び10月1日を基準としまして、

保育の必要性の認識がなされ、認定こども園や保育所等の特定教育、保育施設の利用申し込みがなされているが、利用していない者を緩和するもので、認定こども園の幼稚園部門及び幼稚園は含みません。全国の市区町村が調査対象になっており、自治体からの比較が可能なため、一般的に待機児童については、この数値が用いられております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 昨日の質疑の中にもありましたように、過去の質疑や質問ですが、我が町には待機児童はいないというふうな答弁でありましたが、我が町には待機児童は本当にいないのか、その定義に従えばということになるでしょうが、本当にいないのかどうか。また、いないとするならば、他の市町村に比べて何がその理由としてあるのか、背景があるからそういった待機児童がゼロなのか、その点についてお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、昨年11月の申し込み期限に提出されました平成29年4月1日からの入所希望者に関しましては、保護者の意向を確認しながら、各施設の調整を図り、待機児童が発生しないように事務を進めました。そのため、先ほど報告しました保育所等利用待機児童数調査でも待機児童がゼロと報告しております。また、年度途中の入所希望者については、随時施設と入所時期を調整しながら施設入所を進めています。現時点では、入所保留の方が1名となっております。受け入れ可能な施設があっても、特定の保育施設だけを希望されているという、待機児童に含めないケースとしてやっております。

なお、待機児童が発生しない理由としましては、町内の教育、保育施設として認定こども園が1カ所、保育所が2カ所、幼稚園が2カ所とあり、教育と保育の受け入れ態勢のバランスがとれていると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうすると、町の執行としては、町における子供たちの実態は全て把握していると、入所に関しては把握しているということによろしいのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

町につきましては、4月以降の入所希望者等の相談を受け付けながら、希望者の把握に努めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 質問と答えがかみ合っていないんですが、執行としては、例えばどのどこに入所しているとか、それこそ待機児童がうちにいるとかいないということでしょうけれども、子供たち一人一人がどういうふうな状態になっていることを把握しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

すいません、もう一度お答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

入所者につきましては、それぞれの施設の入所状況につきまして、こちらのほうで入所決定をしておりますので、把握している状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうことであれば問題ないのかなというふうに思います。

そして、町民の中に、子供たちの中においては、町内の保育所、あるいは幼稚園等に通っている方々、未就学児もおるかなというふうに思いますが、そういう方々の実態はどのようになっておられるか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こども・子育て支援制度に移行しました町外施設へ通っている未就学児につきましては、4名となっております。内訳としましては、認定こども園が3名、小規模保育施設が1名です。また、新制度に移行していない町外の幼稚園に通っている未就学については2名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど、これいろんな質問にも関連しますが、先ほど希望しているところに入れないうえに入所待ちといいますか、そういうふうな状況になっている人がいるということでありましたけれども、それはある意味そういう施設側の状況、あるいは課題をし

っかりとつかむ必要があるし、なおかつそれは解決してあげるのがやはり私は行政のほうの役割かなというふうに思っています。

そういう中において（４）の質問ですが、そのような未就学児を収用する保育所、幼稚園等の状況や課題について、町はどのように把握するようになさっているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公立幼稚園、保育所につきましては、毎月定例の施設長会議を開催しておりまして、その都度、課題等への対応について検討しています。また、私立こども園、保育園、幼稚園につきましては、現状の課題について随時各施設を訪問して聞き取りをしております。なお、保育士の確保には苦慮している等の課題が起こっております。町としても引き続き各施設と連携を図りながら、課題解決に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひ、今子供は宝の時代であります。なおかつ、昔は宝ですが、なおさら今は宝の時代と私は思いますので、ぜひとも対策を続けて、講じていただきたいというふうに思います。

さて、7の質問に入りますが、我が町における社会福祉協議会についてであります。まず初めではありますが、町長にお伺いしたいのは、町と執行部としては、町社会福祉協議会の位置づけ、そして町当局、執行部との相互関係をどのように捉えておられるか、まずお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

社会福祉協議会につきましては、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、かつ営利を目的としない組織ということで、昭和26年に制定されました社会福祉事業法、現在の社会福祉法に基づき設置されているところであります。町の位置づけとしましては、同法6条の国や地方公共団体が福祉を目的とする事業を営営するものと共同して福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を講じなければならないとしてございます。

町社会福祉協議会につきましては、昭和31年4月に、当時鏡石村社会福祉協議会として発足、そして、昭和57年4月には、社会福祉法人として認可を受けまして、昨年11月には創

立60周年を迎えたということでございます。社会福祉協議会と町行政は、ともに新旧福祉を推進するパートナーでありますので、今後もボランティア団体との関係機関と連携を図りながら、幅広い地域福祉活動に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのように法律に定められた団体であり、なおかつ町ともパートナーシップをもってして運営されるべき団体であるというふうに認識いたしました。その中におきまして、（7）番（8）番の質問にも関連ありますが、今我が町としては、保育所を民営化する計画を進めている。そういう中において、今回、町社会福祉協議会という、いわば民間の団体の会長に小貫副町長が就任されたということで、片方では保育の民営化を進める、社協に委託して、それなのに公のナンバー2がそちらのトップに就任するというのは、ちょっとこれは変な話じゃないのかなというふうに思いますが、その辺のいきさつ、背景をお答え願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、県内のいわゆる社協の会長を務めている副市長というのはどれだけあるかということですが、全体では46の町村のうち、21の団体いると、副市長が40%です。が会長として務めていると、特に県中には9つの町村ということで、そのうち8町村が副市長が社協の会長になっているということでありまして、そして、そのうちの9のうち8ですから、1町村ということでもありますけれども、この1町村が我が鏡石町です。ですから、この県中では鏡石町だけが首長でないということでもあります。

この町社会福祉協議会の現在の組織というのは、理事10名、幹事2名、評議員17名ということでありまして、それが住民組織の代表、社会福祉に関する活動を行う団体等で構成されているということです。会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定することとされております。今回、副町長、小貫会長については、理事の互選により選出されて、就任したということでもあります。

この理事会の中で、理事の中で会長、副会長というわけでありまして、そういう中で、今回直ちに今の社会福祉協議会がいわゆる役割を果たす、そういったものは、以前とは大きく違っているということでもあります。そういう中で、なかなか会長を務めるというのは、やはりそれ相当のいろんな知識等も含めてでなければなかなか容易じゃない。ですから、とにかく会長になる方がおられないということで、小貫会長の前が正木会長であります。当町

については、当然町の副町長を務められる方であります。そういった経験のある方がいるということであります。今回の保育所の問題もさらにプラスされるということも含めて、また会長を引き受ける方がいなかったように私は聞いております。そういうことでもありますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長のお考えも一説あるのかなと、ただ私思うに、これ今何回も言うように、保育所を民営化するんです。社会福祉協議会というのはあくまでも民営、民間団体だということに公職がつけないことはないんでしょう。つくということは、私は避けるべきではないのかなと、特に前会長が、役場OBとはいえ、役場の助役まで務めた方とはいえ、現副町長がおつきになるのは、これは違うんじゃないかなと思うんですが、その辺、小貫副町長は、ご本人はどうお考えかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今、会長に就任する件については、町長のほうから答弁したとおりでございまして、私も理事会の方の意見、互選ということで選任されたということであります。

理事会の中でも名前が出たときには、私もちょっと意見を申し上げました。さらには、もし重複した場合には、副会長さん、さらには自治の方にもるご負担をかける場合もありますし、また、私のような若輩ということで、諸先輩方がいらっしゃるのでというふうな意見も申し上げましたけれども、最終的には理事の皆さんの総意ということもありましたので、町とそれから社会福祉協議会という立場がありますが、お互いに力を合わせて住民福祉向上のためにやっていきたいということ、さらには皆さんからの教をいただけるというようなこともあったので、お引き受けをしたというような状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうことですか。先ほど町長おっしゃったように、これ大変な役割なんです、会長さんというのは。私わかりませんが、大変なんでしょう。そうすると、本来の小貫副町長さんの副町長としての役割、そして、今、遠藤町長が町村会の会長ということで、大変また重責担われていると、そういう中において、一人副町長大丈夫なのか、町長、もう一人副町長を置いたりする。そういうふうなお考えはありますでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私もいつまでも町村会の会長でいるわけではありませんので、いずれにしてもこれから1万2,000程度の規模の町村において、いけばこしたことはございませんけれども、やはり費用の面、そういったことも考えれば現状でいいのかなど。

もう一つは、私もこの社会福祉協議会が以前とは違うということを申し上げました。そういう中では、当然、保育所が社協としての民間というふうになるわけでありましてけれども、やはり保育所が安定した中で、安心した中で、この保育所を社協に移行させると、前にも申し上げましたけれども、たださせるということは、いわゆる地方交付税の関係、今度補助金との関係等もございませぬ。さらにプラス現在、昨年までは、正規職員が3分の1、その3倍が臨時職員という、そういった保育所のあり方は、これは今の安定した雇用の面、そして、その保育の質の面、こういったことは、やはり正規の職員がしっかりとしていくことが、やはり安定した取り組みにつながるということを踏まえて、社協のほうに移管をしていきたいと。これは既に玉川村が2年前、社協のほうに移管をしているということでもあります。玉川村長ともいろいろな話の中で、いわゆるそういった方向がこれからは大事だと、玉川村が先に社協に移行したと、そういったことについても、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう中で8の質問なんです、ある程度、答えいただいておりますが、保育所が民営化される。委託先は社協であると、そういう中において、民営化のメリット及びデメリットはそれぞれ何か、重複するところあると思ひますが、聞かせていただければと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、平成28年7月に保育サービスの質の向上を目指しまして、鏡石保育所民営化計画を策定しました。民営化計画に基づき、本年の4月から鏡石町社会福祉協議会で、保育業務と社会教育の一部を委託しております。順調に保育業務が実施されております。

民営化のメリットであります、主に経験豊富な保育士の確保による保育サービスの質の向上が挙げられます。また、国・県・町からの負担による安定的な運営も見込まれます。デメリットとしましては、運営主体となる予定の町社会福祉協議会が、保育所運営の経験がないため、ノウハウを蓄積するまでに時間がかかることが挙げられます。

町としまして、社会福祉協議会を支援しながら、スムーズな保育所運営の移行に努めてまいりたいと思ひておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうメリット、デメリットですね。先ほど町長説明いただいたように、職員がという話がありましたけれども、今年度は公設民営になっておって、来年度以降は民設民営、完全民営化になるわけです。そういう中において、保育所職員がどのような雇用形態になっておるか、そして、もともと公務員だった職員もおったと思いますので、そういう方々がいずれこの民間の社協の職員という形になるという中において、例えば、退職手当等に差が出てくるんじゃないか、要するに町職員で、やめてこちらの社協職員になるというような形になると思いますので、形としては、そういう中でその方々が待遇として不利益をこうむることがないのかどうか、その辺、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度の保育士の職員体制につきましては、保育士が町職員4名、社協職員が14名の計18名体制でございます。その他、給食関係で社協職員の栄養士が1名、調理員が3名となっております。来年度以降、保育所が民設民営に移行した後は、保育業務の質の向上のために運営を支援してまいりたいというふうに考えておりました、町職員については、そのままということでございまして、社協職員については、社協の形で退職金とか上乘せして運営されていくと理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうすると、一つ気になるのは、この町職員4名はそのままということですが、町職員の身分を有したまま、いずれ何年か後に退職を迎えるということによろしいんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 町職員につきましては、今後、派遣制度がございますので、そちらのほうを利用していく形になると思います。またこれにつきましては、今後の人事関係でございますので、人事当局と検討しながら、そういった支援体制を考えなきゃならないというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2 番 吉田孝司君 登壇]

○ 2 番 (吉田孝司君) もう一つお尋ねしたいのは、先ほどの公設民営になる昨年までの正規職員が 3 分の 1、その他が臨時職員だという話だったんですが、それは具体的に、今おっしゃった人数の中でどのように入っているのか、もう一度、現在の体制の中での、どのように解消されたのか、それをお尋ね申し上げます。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長 (関根邦夫君) 先ほどご答弁申し上げました社協職員の 14 名が、もともとは町の臨時職員でございまして、昨年採用試験を受けまして、本年 4 月 1 日から社協職員ということで採用になったということをご理解いただきたいと思います。

○ 議長 (渡辺定己君) 2 番、吉田孝司君。

[2 番 吉田孝司君 登壇]

○ 2 番 (吉田孝司君) これまでも町の臨時職員が、社協職員、正職員ですか、なってもらったということで、これ見方を変えると、町民ファーストじゃなくて、社協職員ファースト、あるいは、もともと臨時職員ファーストになっちゃっています。なので、そういうふうになれないように、どこに委託するかはまた別問題としても、先ほどあったようにメリット、デメリット、デメリットを早く克服して、民営化した段階でもすばらしい保育事業が行われるようにぜひともやっていただきたいという願いはあります。

最後の質問であります。5 分ありますので、十分できます。

我が町における保健師の活動についてであります。

我が町における現在の保健師の配置状況及び業務分掌はどのようになっているか、お聞かせいただければと思います。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○ 健康環境課長 (菊地勝弘君) 2 番議員の質問にご答弁申し上げます。

現在、町にあっては、2 つの課に、計 4 名の保健師が配置されております。

内訳としましては、健康環境課の保健師長を初め、健康環境課と福祉こども課、両課兼務の保健師を 3 名配置し、合計 4 名で各種業務に当たっております。

4 名の保健師の業務分掌につきましては、各種健診や保健指導、健康教育や相談などの健康増進部門、乳幼児や妊産婦健診、子育て支援などの母子保健部門、予防接種などの感染症対策の福祉課保健部門、推進保健部門、高齢者保健部門といった分野別による分掌となっております。また、13 の行政区を計 4 名の保健師で分担しながら、担当行政区に対する住民訪問や健康教育などを行っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長さんから説明いただきましたけれども、4名の、これ正規職員ですよね、町の職員がおると、それぞれの業務分掌があるということではありますが、非常勤職員、非常勤の保健師さんの雇用、あるいはそういった方々に業務を任せている部分はあるでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 非常勤といますか、現在臨時職員1名の方を雇用をしておりますが、その方は、専門的な分野は担当しておらず、あくまでも事務のサポートという形でお手伝いを願っているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そんなように我が町においても、いわゆる地域包括ケアやる上でも保健師の役割は物すごい許容も幅広いし、なおかつ4人でそれだけの分掌をしなくても4部署があるわけですから大変だという中で一生懸命やっているのはわかるんですが、そういった中において、町民からの苦情や不満が保健師に対してあるのかどうか、あるいは、あるとすればどのような内容であったのか、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

過去には、健診での待ち時間の長さや保健師の対応など、各種業務に対しましてご意見やお叱りをいただくこともございましたが、その都度真摯に受けとめ、改善を図ってまいりました。現在は、そのような声はいただいておりませんが、ともども保健師間で、コミュニケーションを十分とりながら、共通理解のもと業務を行いながら保健師全体の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、保健師さんも一生懸命やっているのはわかるんですが、一生懸命幾らやってもやっぱり苦情や不満というのは相変わらずあるんですね。でも、ちょ

っとやっぱり今の話を聞くと、特定の方、特定の医療機関等を誹謗中傷したり、保護者に対して子供なんかに対して適切な言葉遣いではない事例があったりするという話も聞いております。

そういった点については、あらかじめ執行のほうで事前に注意をされて対策を講じるところといったことは起きませんので、一生懸命やった分でそういうふうになるのはしょうがありませんが、そういうふうなものは避けていただけるようお願いしたいところであります。

3の質問であります。我が町において子供さんたちの中には、発達障害を疑う子供がおるわけであります。そういう発達障害を疑う子供たち、あるいはその保護者に対しては、保健師さん、あるいは町の執行としてどのような対応を講じられておられるかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

町では1歳6カ月児及び3歳児の乳幼児健診において、発達障害の特性に特化した問診によるスクリーニングテストを実施し、発達障害の可能性のある子供の早期発見に努めております。この結果、発達面で経過観察が必要な子供については、母子保健担当保健師が保護者とコンタクトをとりながら、各種支援を心がけているところでございます。

具体的には、2歳児健康相談やのびのび健康相談でも、フォローアップを行うなど、保育所など集団生活での生活を伴う子供については、保育施設と十分連携をとりながら、現場に訪問して子供の発育状況を確認しております。

そして、必要に応じ、特性に合った相談員が療養先の紹介などを行って、その後の専門的な支援体制へとつないでいっております。今後も子育てにご負担を抱える保護者の気持ちに寄り添いながら、継続的な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど、療養先の紹介という点がありましたが、精神科、あるいは心療内科等への受診の勧奨だと思っておりますが、そして、大体こういうところに行くと、小さいうちから子供なのにお薬飲まされたりするわけですよ、診断をつけられて。たまに私のグループ診察室出るところに来るんですが、私はお薬を出しません。そういう点について、精神科、あるいは心療内科等に対する受診の勧奨をなさっていると思っておりますが、その辺については、具体的にはどのような形で行われているのか、お尋ね申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） まず、保健師が引き継ぐ専門的な支援体制としましては、現在の代表的な発達障害児の相談機関としまして、郡山にあります県総合療育センターがご 있습니다。その施設内には、福島県発達障害者支援センターがあったり、相談支援専門員である社会福祉士や専門保健福祉士などを初め、臨床心理士や認定士、社会福祉士、語学聴覚士など、専門的な資格を持つ相談員を配置しております。発達障害児とその家族が豊かな地域生活を送れるように、関係機関と連携をとりながら相談と同時に指導と助言を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのようなルートというのは私も認識しておりまして、先ほど申し上げたように診断をつけられて治療をする。確かに医学的に見て本当に治療が必要な、それは医者判断でもあるでしょうから、難しいところではあるんですが、そういった発達障害により治療を受けている子供たちがふえているというような印象はあるでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 現在、町の保健師4名が、それぞれ件数として10件ないし15件のケースを抱えております。いろんな社会情勢やそういったこともございますでしょうが、年々そういった増加傾向にあるのかなというふうな認識ではあります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これは、我が町においてばかりでなく、やはり全国的にも言われていると思います。大変な分野だと思いますので、ぜひともさらに尽力していただきたいというふうに思っております。

最後の質問になりますが、今は子供たちの話でしたけれども、今度はお年寄りの話ですが、いわゆる介護保険事業、あるいは認知症対策などさまざまな事業が我が町でも講じられておりますけれども、そういった高齢者福祉における保健師の役割とはどのようなものか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどから言いましたが、保健師は乳児から高齢者まで、あらゆる年代の人が、それぞれの生活の質を高められるよう病気の予防や心に障害や病気を持った人にも支援を行っております。

町では、高齢者の方が要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで送ることができるよう、現在、地域包括ケアシステム方式に向けた取り組みを行っておりますが、保健師にもさまざまな業務を担ってもらっております。主な業務は、介護予防事業として、高齢者が要介護状態に陥らないよう運動教室や健康教室を企画、開催するなどのほか、認知症対策については、認知症の方への運営、支援や、認知症初期集中支援のチームの一員として、認知症の疑いがある方の自宅へ訪問し、本人、家族への支援等を行っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほどおっしゃったように認知症のあり方に対する訪問ということで、お尋ね申し上げたいのは、1つは、保健師さんが先ほど担当の行政区があるという話をされましたけれども、お年寄りの実態を把握する、訪問して実際に把握しているようなことはしているのか、全てのお年寄りです、高齢者。そして、そういった中において、実際に要介護にある方をしっかりと把握しているのかどうか、その発掘です。そして、いわゆる要介護認定にこぎつけているのか、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 要介護までの関係でございますが、まず町には地域包括支援センターがございますので、そちらのほうの介護支援員、あるいは社会福祉士、看護師が配置されております。そちらの方と連携しながら高齢者の相談業務をやっているのが現状でございます。そういった中で、介護業界のほうに支援を進めているというのが現状でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど、小さな町、そして、13の行政区はそれぞれ保健師さん担当なさっているということで、確かに大変だと思うんですが、ぜひとも保健師さんにはそれぞれの地区に住んでいるお年寄りを全てしっかりと把握するように、あるいは顔を見れば誰々さんとすぐ名前が出てきて、それぞれどういうふうな状態にあるのかということ把握できるよ

うなものもやっていただきたいというふうに思います。子供たち、そして高齢者に対しても同じだというふうに思っております。

以上、1から9まで質問をさせていただきましたけれども、今後も引き続き我が町の行政に鋭意当たられることを願ひまして、私の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 皆さん、こんにちは。

11番議員、木原秀男でございます。恒例に従ひまして、二番手として一般質問をさせていただきます。

その前に、原稿の修正をお願いしたいと思うんです。1の修正ですが、11番、木原秀男の「文化財の保護とふれあいの森について」の1番の「仁井田双式磨崖仏」が「仏」になっていますが、これは「像」と訂正願ひます。

それから、(2)の「小栗山観音堂」の同じく「仁井田の双式磨崖物」になっておりますけれども、これも「像」です。正確には「像」でございます。以上です。

9月1日は防災の日でございましたが、各地で各地なりの防災訓練を実施していたところでございます。

それから、8月29日の早朝でございますが、5時58分ころ、ちょうど散歩コースの最終コーナーの梨池を回り、図書館の東側の階段に差しかかったとき、旭町の防災無線のスピーカーから、何やら雑音らしきガーガーという、何をしゃべっているかわからない音声がかえってまいりました。数分間続きましたが、そのとき携帯ラジオを持っておりましたので、6時の時報とともに北朝鮮の弾道ミサイルの発射が放送され、北海道の襟裳岬の沖に着弾したとのニュースが流れました。後から、詳しく防災無線の放送の内容をお聞きしましたところ、ミサイルが発射されたから丈夫な建物に入れとか、地下室に移動してくださいとかの内容だったようでございます。頑丈な建物はどこにあるのか、地下室はどこにあるのか、思いもよらなかったもので、幸いに一般町民の方々は平常どおり生活のパターンを繰り返しておりました。よいか悪いかわかりませんが、平和ぼけしている国民は、危機管理どころか有事に当たってこんな状態でもいいのかと、先が思いやられる朝でございました。

それでは、質問に入ります。

大きな1番の文化財の保護とふれあいの森についてでございます。

文化財とは、今日の輝かしい緑豊かな鏡石町の発展は、私たちの先輩、祖先の方々がそれぞれの時代の中で、あらゆる苦戦と闘いながら、たゆまない創造と努力によって築き上げられたたまものと考えております。そしてさらに、郷土の歴史を正しく継承をすることによって、真実を後世に伝えることが私たちに課せられた責務ではないかと思っております。

そこで質問でございますが、(1)として、町の文化財としての小栗山観音堂と仁井田双式磨崖仏はどこの所管か。管理関係ですね。そして、その近くにすばらしい大きなケヤキがありますが、そのケヤキは住所的にはどこの行政区の管理のものであるのかをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の文化財についてですが、質問にあります3つの文化財の所有者は、仁井田双式来迎三尊図像磨崖仏については、地元の個人所有となっており個人の管理、そして小栗山観音堂及び同地のケヤキは宝泉院の所有となっており、久来石地区で管理してございます。

なお、このうち町指定文化財は、仁井田双式来迎三尊図像磨崖仏と小栗山観音堂のケヤキでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 一般質問の途中でございますが、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時52分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

木原秀男君の一般質問の続きをお願いします。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 休憩時間を挟みましたので、どこから質問していいかわからなくなりましたが。

小栗山の観音堂は久来石管理と。仁井田双式磨崖像は個人のもの、これ多分佐藤竹男さんという方だと思うんですけども、大きなケヤキは久来石となっておりますけれども、答弁いただきましたけれども、ただ、住所的には小栗山旧小栗村久来石となっております、観音堂は。また、この管理者は、私がちょっと調べたところによりますと、宝泉院二階堂仙海

さんとなっておったんですよ。笠石の二階堂仙海さんだと思いますが、どのような事情から今はどこも管理しない状態になっているか、事情がわかればお答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

小栗山観音堂につきましては、1回目の答弁のように、宝泉院さんの所有となって、管理については久来石区で管理しているということでございます。それから、仁井田のほうは個人の所有物ということになっております。

現在、忘れ物と申しますか、特に目を向けてみると、もう少し管理がされてもいいのかなという部分もないわけではございませんが、管理者がそこにおりますので、その管理者のもとで、ある程度管理していただくというのがいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 質問の答弁にはちょっと納得できませんよね。なぜなら、町の文化財としての指定であれば、ある程度町の管理も指導が必要なのではないかと思うんですよ。荒れ放題になっている、あるいは町の文化財としての価値はないような感じがする、物はすばらしいんですけども。もう一つお答えになられていないのは、どのような事情からあのような、ほったらかしのような状態になっているかをお尋ね申し上げたんです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在、どのような状態になっているかその事情ということですが、それについては私どもでは現在把握しておりません。それから、文化財の管理についてなんですが、文化財の保護審議委員の活動として、文化財のパトロールあるいは文化財の防火、出入りに伴っての防火査察等の実施、そして、職員が中心になるんですが、文化財保護指導者研修会等の参加を毎年行って、文化財の維持に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私のお尋ねしたのは、町の文化財の指定になっておって、町の指導のもとにというふうなこともないような感じなんですけれども、そこを私は聞いておるんで

すよ。そのような、何というんですか、無責任な答弁でなくて、今後どのようにしたらいいのかということも含めて答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町の文化財は、文化財保護条例によって、町にある文化財のうち町にとって重要なものを、鏡石町指定文化財に指定することとしています。指定する文化財は、所有者の同意を得なくてはならないというふうにもなっております。それから、指定するときには町の文化財保護審議会の意見を聞いて、その上で町指定文化財というふうにしております。

もしかしたら、次の質問に係る中身になってしまうかもしれませんが、その修繕等が進んだ場合には、町としてはその対応を相談することとしております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） ちょっとその答弁は甘い答弁じゃないでしょうか。やっぱり、町の責任であろうというふうな考えがなければ、非常にそういうふうな文化財を保持、維持していくのには難しいかと思えます。私が聞いていることは、どのような事情からああいうふうなほったらかしの状態になっているのかということ、例えば住所的には小栗村久来石となっております。管理者責任は宝泉院になっておるんですけれども、こういうことをちょっとお聞きしておるんですけれども、もう一回答弁、ちょっと責任ある答弁をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

事情については、先ほど申しましたように詳しいことはわかりませんが、維持については、その管理者と今後等の話し合いは進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） そのように結局、話し合いというふうなことが大事ですから、今の状態ではほったらかしになっておるといことです。

次に、2番に移ります。

小栗山観音堂は、養老年間約1,800年前ということですが、高福寺というお寺が建立されまして、同時に観音堂が建立されたというふうに推察されます。その後、寺は廃寺となり、

観音堂のみ残ったとされます。その中に、堂内には十一面観音是音の木製の座像が安置されております。小栗山観音堂は、仙道三十三観音堂めぐりの三十番目の札所にもござっております。仙道とは、今で言えば福島県の中通り地方の古称であります。中通り地方とは、16世紀ころから決定いたしました二本松市、郡山、田村、石川、岩瀬地方の、白河地方のあたりを指したようでございます。

三十三観音堂めぐりとは、全国各地にある観音様信仰のもと、各地方にある観音様を巡礼すればご利益があることから、いつしか観音堂を巡礼というルールができたというふうに推察されます。

仁井田磨崖仏は個人の所有ということで省きますが、結局、観音堂は修復する予定可能か、必要ないかということをお聞き申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

指定文化財の修復については、所有者が修復を行った場合、文化財保護事業費補助金交付要領に基づき、その費用に対して、事業費の2分の1以内の額を補助金として交付することができることになっております。したがって、仁井田双式来迎三尊図像磨崖仏及び小栗山のケヤキは補助の対象となります。

ケヤキにつきましては、樹齢500年を超えると言われる巨木で、昭和60年3月28日に町指定文化財に指定し、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局、最終的には修理する予定があるかどうかということをお聞きしたいんですよ。いわゆる所有者と相談云々というふうにおっしゃいましたけれども、それが教育委員会の文化財のほうの主導とともに、そういうふうなことは修繕の方向にいかねばならないのではないかと考えております。

それから、すぐ近くに小栗山観音堂の大ケヤキというものがございます。鏡石の方たちは、あることさえも知らない人が非常に多いと見受けられております。幹周りは5.7メートル、根元の周辺は7.6メートル、推定年齢500年、樹高35.5メートル、これらの大木は、近隣市町村にはないというふうな大ケヤキでございます。これは、立派に整理、整地すれば、観光資源になるのではないかと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

ケヤキにつきましては、先ほどこれは申し上げましたように、昭和60年に町指定の文化財になって現在に至っておりますが、その木だけというよりは、ふれあいの森の施設や、他の事業との組み合わせの活用ということで観光資源になり得るのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 蛇足ですが、ついでに申し上げますが、これに匹敵する大ケヤキがあるんです。これは須賀川の牡丹園の中にあるフラワーセンターというところにあるんですけども、これも鏡石の大ケヤキと全く双子であるかのような、似通ったケヤキでございます。樹齢は400年と鏡石のほうが古いんですけども、この辺も参考になればと思っております。

続きまして、（3）の、今おっしゃられました、ふれあいの森について、トイレの件についてお尋ね申し上げたいと思います。

夏休み期間中です。ふれあいの森に行く機会がございまして、私どもはしばらくおったんでございますが、若いあるグループがバーベキューをやっておりましてけれども、しばらくすると数人の男の方たちは用足しをする、いわゆる立ち小便というやつですね、こういうふうなものをしておりました。女性の方は管理棟まで行って用を足しておりましたけれども、トイレを見ましたら、ロープが張られておって、立ち入り禁止の状態になっておりました。管理の方に聞きましたら、震災で壊れたそれ以来、修復していないということでございました。非常にまずいことではないかと思えます。

普通の状態がございましたらば、営業停止ということになると思うんですが、大至急、トイレの修理は必要ないのかをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今ご質問ありましたように、ふれあいの森公園につきましては、外トイレは従前ですと南側、北側の2カ所がありました。平成23年の東日本大震災によりまして、トイレの浄化槽が破損し、平成27年度8月のふれあいの森公園再オープンの際にも利用ができない状況になっております。

現在は、利用者の方には大変ご不便をおかけしておりますが、管理棟内のトイレをご利用いただいているところでございます。

ふれあいの森のトイレ修繕につきましては、現在、除染土壌の仮置き場が撤去しております。そこには、キャンプサイトなどの整備が今後予定されております。その中で、利用者の利便性、さらには防犯、さらには費用等を考慮しながら整備について検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 検討とかそういうふうなことはどうなんですか。今、震災から何年たっているんですか。6年五、六カ月たっているんですよ。それで営業しているということはちょっとおかしいと思うんですよ、普通考えて。そういうふうなことをやっているから、お客さんが集まらないんじゃないですか。要因もそこに一つあると思いますよ。非常にまずいと思います。大至急、修理してください。修理する間は、仮設のトイレでも置く方向はないものか質問申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） ご質問にご答弁申し上げます。

トイレの修繕につきましては、現在は単独浄化槽のほうで整備してございますが、今後新たな修繕につきましては、合併浄化槽等を整備という形で大変費用がかかってくるということがございます。そういう意味では、多少お時間をいただきたいと思います。今ご提案がありました、仮設トイレ設置については、今後十分に早急に検討して、設置ができるかどうか考慮しながら検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 本当に、先ほども申し上げましたけれども、6年と五、六カ月もたっていて、そのような答弁というのは公務員だからできるのかなとか、全く商売っ気がない。そういうふうなことでは困るんですよ。ですから、早急に仮設トイレを設置するとかの検討をもう一度確約いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） ご質問に対するご答弁を申し上げます。

今、ご意見ありましたように、仮設トイレの設置については、財政等も含めて、施設管理につきましても早急にどういう形で対応できるかどうかも含めて、検討させていただきたい

と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） よろしく早急に対応お願いします。

（4）番に移りますが、これも先ほど申し上げました、ふれあいの森の件についてですが、休日だけでも、例えば土曜日、日曜日、祝日今のバスか、バスの運行は必要ないかということなのですが、確かに設備的にはすばらしいものがありながら、誘客、宣伝が甘いし、確かにこれは個人で自転車で来いとかなんかというふうにおっしゃってございましたけれども、そういうふうなもの時代ではないと思っております。

小栗山観音堂と、大きなケヤキをつないだ観光、ふれあいの森としても活用できるコースだと考えられますので、その辺の所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふれあいの森をご利用される方につきましては、土、日、祭日の利用者が約8割弱を占めております。土・日でご利用になれる方は、おおむねマイカーでのご来場をいただきまして、親子で利用される方が多いという状況でございます。

ご存じのように、町の市街地から、駅前からふれあいの森公園に来るためのお時間については、福島交通のバスというのを利用ができますが、ただし、最寄りの駅から、バス停からは1キロ程度の長さということもございまして、さらには本数等も少ないと、これでは、現実的にタクシーなどは乗っていない状況でございます。

徒歩、さらには自転車などで利用されるお子さん方もおいでになりますが、これまでの歩道については、人通りは少ないですが、歩道等が整備されていないというところも多いことからすると、この交通安全、さらには防犯の面からしてもなかなか難しい状況であるということでございます。

ご質問の、土、日、祭日のバスの運行でございますが、現在のところ、利用者からの要望は特にございませんが、特にそれらがあればご質問あったように施設の有効活用を含めると、利用者の利便性を向上する、利用者数の増加に繋がるものということが考えられます。

しかしながら、バスの運行についてはなかなか費用がかさむということがございます。ふれあいの森公園の利用者だけではなくて、観光周遊バス、さらには町内を広く回るような連絡バスが出せるようなことが必要かなということで考えております。

今後は、その実効性について含めて、関係課だけではありませんで、関係課や関係団体と

協力しながら調査研究をしてまいりたいと、こういうふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうな宝の持ち腐れにならないような、小栗山観音堂と大きなケヤキと、また、ふれあいの森をつないだ観光コースも考えられるのではないかとこのように思っております。ご検討願います。

大きな2番の太陽光発電についてですが、正確に申し上げますと、太陽光発電のパネルの乱立についてでございます。

福島県のキャッチフレーズは、「うつくしま、ふくしま」ですが、この前、磐梯山に行く用事がありましたので、磐梯山から見た風景を見てまいりましたがけれども、猪苗代近辺はメガソーラーパネルできらきらまぶしい限りで、湖の視界と間違ふようなまばたき、輝きでございました。そして、帰り道に湖南町を通りまして、布引高原を通過してまいりましたが、これも風力発電のプロペラがきゅうきゅうと鳴っておりました。これは低周波音声ということで、脳に非常に悪いというふうなことを伺っております。

これが「うつくしま、ふくしま」の風景でしょうかということですが、6年前の東日本大震災により、新たな新エネルギーを求めて、自然破壊が急速に進んでおります。その中で、我が町ばかりではなく、近隣市町村にもパネルの乱立が目立ってきております。

(1) でそこで質問申し上げますが、小規模の太陽光発電の立地許可の手順ということはどうなっているかということで、例えば、小規模とは、屋根や工場の屋根に設置する太陽光発電のことです。大規模ということは野原や耕作休地とかそういうふうなところに建てるのを大規模と言っているようにございます。小規模の発電の立地条件、立地許可の手順はどのようなかということをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員の2の(1)のご質問にご答弁申し上げます。

再生可能エネルギーにつきましては、国による小売販売が位置づけられておきまして、福島県鏡石町におきましても、太陽光発電の設置が進んでいるという状況は、議員さんのおっしゃるとおりであると感じております。

発電する電気を売電する、固定価格買取制度による太陽光発電施設を設置する際は、経済産業省から事業計画の認定を受ける必要があるということで、これが一つの許可という形になります。この事業を計画、認定とは別になりますが、その認定のほかに設置する場所及び規模により、道路法など関係する既存の個別の法律及び条例に基づき、設置者が個別に許可

を受けるという手続になります。

これらの個別法の手続によりまして、得た後に太陽光発電の運用を施行ということになります。そういった手続が必要ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私が聞いているのは、小規模太陽光発電の立地条件なんです。ですから、私が調べたところによれば、農業委員会の許可とか、それから大きくなれば電力会社とか通産省といったところの許可を得なければならない。私は、小規模の場合という自宅の屋根や、工場の屋根に設置する太陽光パネルの立地許可の手順はということで、質問を申し上げたのです。

ですから、例えばそういうふうなものは電力会社や、通産省あたりに届ける資料はないというふうに言っておりますけれども、役場にも届ける必要はないのか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

経済産業省の売電事業の認定を受けた後には、それぞれの使用上の適用を受けるということになりますので、今回、建物の上、工場の上というふうに建物に一番近い施設については、建築確認の認定を受けるということになるかと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局、町のほうにも届けているでしょうということは確認したかったですよ、私は。町に届けなきゃならないでしょうということなんですよね。そういうふうなことを、結局、届け出ないで建てられるという方法はないと思います。その辺ちょっともう一度答弁願います。町に、じゃ届ける必要はないのか、あるのかでいいです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

個別法に対する許可を受けるということになりますので、建築確認は福島県の認定を受けますので、直接町に届け出は必要ないです。ということでもありますので、建築確認は、町を通して県に出すというふうに、民間の検査機関を通して県に出すという上からの文書になりますので、必ずしも町に提出する必要はないということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） じゃ、建築確認を出せば町に届ける必要はないということによろしいですね。そういうことですね。

それでは、例えば、それを建てた、そして雑草とか隣近所に迷惑をかけているというふうな場合の責任の所在はどこにあるんですか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

建築確認法では、建物に附属する施設の審査を行いますので、土地の雑草対策等の環境法については、建築確認法では関与しないということではありますが、町づくりの関連の中で、そういった土地の管理、環境を守るとする上では、何らかの大きな環境が悪くなるというふうであれば、何らかの環境対策が必要であろうというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局、町に届ける必要はないということで、あるとすれば町づくりに関するようなところで持っていくしかないというふうなお話でしょうか。

確かに、鏡石のキャッチフレーズは「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまちかがみいし」ですが、環境に優しいとされる自然エネルギーは自然破壊ではないかと、自然破壊につながるのではないかという思いがございます。その辺も十分勘案して、建築確認でもそういうふうな手順に従って管理していただければと思います。

次に、大きな3番の教育行政についてでございます。

1つには、沖縄県北谷町との交流についてですが、こちらからの訪問は考えられないかということですが、8月の夏祭り、4、5、6には北谷町町長さんや職員の方が来られまして、北谷町の物産の販売や宣伝に来町され、大変暑い中成果を上げられて帰って行きました。

その際、以前来町された元教育課の方も来町され、話す機会がございまして、このような伝言を受け取りました。去年の冬も、北谷町のスポーツ少年団の一団が来町する予定だったそうです。しかし、鏡石のほうから何年もアプローチがないのに、北谷町の方ばかりが行くわけには、一方的行くわけにはいかないということで、取りやめになったそうです。確かにそのとおりの、ここ何年も子供たちも北谷町には行っていない、交流を図っていないという

ことで、一方通行になっておりました。そのかわり、産業課や議会関係では交流が始まりましたが、来年あたり、スポーツ少年団の青少年関係の団体の北谷町訪問、交流は考えられないかという質問でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

沖縄県北谷町とは、平成5年の3月からスポーツ少年団、特にソフトボールの少年団との交流が続いておりました。最近では、これをきっかけに農産物のPRを通して、お互いの友好関係を築いているところであります。

これからの今後の予定については、スポーツ面あるいは農産物等、それから物をつくる交流、そういったものについては続けていきたいというふうな考え方を持っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいま、町長さんから希望のある答弁をいただいてありがとうございます。

考えを持っているだけではなく、実行に移していただければありがたいと思います。もう一度よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 先ほど申し上げたとおり、いわゆる特産物については、ここ最近お互い交流をしながらやっております。

スポーツ関係においては、以前はソフトボールが中心であったということでもありますので、この辺をスポーツ少年団全体としてどうするのか、こういったことをそちらのほうでスポーツ少年団として検討をいただくと、どうするかということをも、することがよろしいのではないかなというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） なかなか含蓄のある、希望の持てる答弁でございました。ありがとうございます。

次に、3番の大きな（2）番ですけれども、中学校の森林伐採について、なぜ切ったのか伺います。私は怒っております。防球ネットをつくるということでは説明ありましたが、し

かし、2本くらいは木は残っておったんですが、けさ見たら小さい木は切られておって1本しか残っておりませんでした。

もちろん、遊園地は残っておったんですけども、そのような森林を伐採に至るその経過です、至った経過をお知らせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

中学校南側に、駅東土地区画整備事業の宅地分譲が計画されていることから、安全対策のため校庭南側と東側に防球ネットを設置することから伐採することとなりました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局、防球ネットを立てるだけで森林を伐採するというのを、なぜ伐採したかをお聞きしているんです。最初からその予定であったのかどうかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

1回目の答弁とダブるところがあるんですが、学校敷地東側より南側に住宅数が多くなって、今後もふえていくことは間違いのないところだろうというふうに捉えております。それに伴って、人や車の交通量もふえていくということになります。

学校の森林は古く大きな木がたくさんあり、状況によっては大きな枝の落下や倒木も考えられ、安心、安全の面で心配な部分もございます。中学生の子供たちは、体育の授業や部活動での練習で、学校の周り、校地敷地外を走ることがございますが、敷地南側と東側は車道を走るような走路となっており、交通事故等、それから先ほど申しました大きな木による安心、安全が心配されるところでございます。

これらのことから、教育委員会といたしましては、森林を伐採して防球ネットを設置するとともに、安心して運動できる場の設定、すなわち車道を走らなくてもよい場の設定を考え、今回の計画というふうになったところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 本当にそういうふうなものが全て安全かという、疑問を持ちます

よね。この卒業生の思い出のある木を伐採して、現在、交通安全とかそういうふうなことをおっしゃいましたけれども、そういうふうなものも一応必要だと思うんですよ。邪魔なものも必要だと思うんですよ。それが全て学生の安全につながるということは、私は考えられないと思うんです。避けて通る、気をつけて生活するというのも必要ではないでしょうか。子供たちの、学生の安全のために切ったということは、私としてはどうもその辺の配慮が欠けているような気がします。

特に、鏡石町はいつも簡単に一生の森林も切ってしまった、大きなモミの木も切ってしまった、鏡石町は緑が多いというわけではありません。本当に緑が少ないと思うんです。そういうふうな何でも、何十年ものたった木を簡単に切るということはいかかなものかというふうに思います。

この前、テレビで屋久島の件がございまして、屋久島の風景を見ておりましたら1,000年、2,000年の木が続々と出てきて、今は宝物になっているわけですよ。ですから、自然は大切だということは、福島県のキャッチフレーズですから、「うつくしま、ふくしま」ですから、簡単に切るようなことがないように私は切にお願いしたいものです。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

ただいまの議員さんのお言葉、肝に銘じていきたいというふうに思います。

一方で、スポーツによって走るというのは、私はとても大事なことだというふうに思っています。今回の処置によりまして、学校周辺に1周400メートル以上の走路が確保できることになりました。安全な走路でございます。この走路の利用については、陸上競技や駅伝競走に出場する選手ばかりでなくて、他のスポーツクラブに所属する子供たちにも、そこを利用して大いに走ってもらいたいというふうに思いますし、結果として競技の成果として上がってくると大変うれしいなというふうに思っています。また、一般の子供たちがその走路を利用して健康づくりにも役立ってほしい、そんなふうに思っているところでございます。

改めて、議員さんの先ほどのお話、肝に銘じて今後対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 町からも1つ補足をしたいと思います。

11番、今回の防球ネット、今教育長が言われたように、周囲の環境状況が変わるということで、いわゆる安全対策への防球ネットの設置だと。そういう中において、学校の敷地にある樹木、これについては、設置に当たってはできる限り残せるものは残そうという、そうい

った指示をしました。そういう中で、やはり防球ネット、一番設置する場所の前後、北側南側もそうなんです、どうしても高い木があって、防球ネットにどうしても当たってしまうとか、そういった設置の状況、あとは先ほどの走路、現在は、車道を子供たちが走っている、そういう中で、これは何とか安全に、そしてさらに効果の上がるような整備をすべきではないかなというふうにも思っております。

そういうことで、安全と防球ネットの位置の関係等々、総合的にそして当然残せるものは残すと、残念ながら1本しか残りませんが、以後、気を新たな、やはりそういった防球ネットに合わせた樹木のこれからの剪定、余り高木にならない、そういうことも含めて、これからそうなりたいというふうに思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 自然と人間の便利さは共存共栄していると思いますけれども、なるべく自然のものは残しながら、便利さを確保するのではなくて、共存共栄というふうな考えでいなければならないのではないかと思っております。邪魔になるから切ればいいというものだったら、そういうふうなことは人間のやることじゃないと思うんです。やっぱりそれを生かしながらやらなければ、大変な今後とも世の中になるのではないかとこのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

大きな4番、新浄水場の建設についてお尋ね申し上げます。

監査委員の代表監査委員さんも非常に心配いたしておまして、非常に水の確保は大事だと。しかし、事業というものは予算あり、限度というものがある。見積計画にしても平成21年4月には、鳥見山公園西側に敷地1.7町歩、事業数字は8億7,000万円の予算で計画が発表されましたが、しかし平成27年11月のときには、見積もりが50億2,600万円と最初より倍以上にはね上がっております。

このような予算の見積もりというのは、見たことも聞いたこともなくて、しかも最近、東京オリンピックのあの金額がぐっと下がったというふうなことは記憶にしておりますけれども、このような状態で、今現在浄水場の敷地面積は5割、いわゆる見切り発車の状態で出発しておりますが、今後このような計画方向では、大変町民が憂えております。

ですから、町民にわかりやすいように、心配のないようにというふうなことで、答弁をお願いしたいと思います。

(1)として、事業完了までの最終的な見積金額は幾らなのか、いつころまで提出していただけるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

上水道第5次拡張事業につきましては、平成21年に事業認可を取得しました。水源地の整備や導水管、配水管敷設など耐震性を考慮しつつ、旭町浄水場の老朽化等に伴う新たな浄水場を整備する計画に取り組んでおります。

水道事業使命であります安全で安心な水の安定供給と、良質な水資源の保全、確保を念頭に事業推進に努めております。

総事業費につきましては、水源地の整備や導水管、配水管の布設、そして新浄水場の建設、調査設計、さらに用地買収等を含みまして、先ほど議員先生ご指摘のとおり、およそ50億円の計画をしているところでございます。

なお、その大部分を占めます新浄水場の設計に当たりましては、今現在進めさせていただいております年度中の、年中の完成に向けて鋭意検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、年度中の見積もり金額を出るということでよろしいでしょうか。結局、その最終的な金額が決まらないうちは、本当は（2）番の返済計画を示してもらえないんだと思うんですけれども、あわせて（2）番の金額が出たとしての返済計画をお示ししていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 11番議員の4の（2）の質問に対してご答弁をさせていただきます。

水道事業は、料金収入をもって与える独立採算の原則と受益者負担の原則で運営しております。施設整備に要する財源としまして、主に企業債によるものであり、料金収入につきましては、維持、修理などの事業の運営に充てるほか、建設材料の補填財源として年度計画により財源との調整を図りながら必要額を確保し、事業の運営に努めております。

現在、進めております拡張事業でございます、その建設改良費に伴う企業債の借入れにつきましては、金利選択を固定金利方式によります償還方法が半年払いの、元利均等償還30年償還の政府資金を使って進めておるところでございます。

今後につきましても、同じような企業債の借入れによる事業の運営となりますので、その計画につきましては十分な財政収支を検討した上で、安定的な経営状態となるよう財源の確保に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今おっしゃられた、要するに企業債借り入れが、この最終的な金額は出ておりませんが、50億円という一般会計並みに近い数字でございます。30年償還、いろいろありますけれども、いろいろそのほかにもまた償還しなければならない借金財政はございます。

いろいろな意味で、人口も減っている、給水人口も減っている、そして人口増は望めない、ましてや、今は数字的には黒字になっておりますけれども、何年かしたら水道料金の値上げというふうなことになるかと思いますが、いわゆる町民が安心して暮らせるような町づくり、それから水道料金がやっぱり一番ふさわしいのではないかと思うんですが、その他いろいろございますけれども、とにかく水は欠かせない、これは大事なことです。しかし、この大きな金額は、もしかしたら本当に町の命取りになるやもしれない。それで（3）番の「計画の変更」、例えば、縮小だね、縮小してもそんなに変わりはないというふうなことは伺っておりますが、再び慎重な見積もり設計は必要ないかということをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、21年に計画変更がされたわけでございますけれども、この19年の企業団の全員協議会のなんですけれども、その当時、郡山市も含めて220億の企業団事業団、その中で我が町の負担、総事業としては36億2,100万という数字が示されております。その後、郡山市と須賀川市が脱退したと。そういうことで、これはこの企業団が解散されました。これはご承知のとおりです。

その中で、それを受けて町として第5次の拡張をするということで、私もその数字的には38億5,000万程度ですね、その数字が私の頭にもありますし、そういうことであると私も信じておりました。そういう中で、震災があつていろいろあつたんですが、時間も少し少なくなりましたけれども、それを精査をしたと。これは当然消費税も上がったということも含めて精査をしてみましたらば、项目的に入っていなかったものが入っていたということで、今その50億ということになったところであります。

いずれにしても、この約50億でありますけれども、委託費用を除きまして、工事費そのものをざっと申し上げますと、約45億なんですね。この中で、最も大きく費用がかかるのが新浄水場ということで、鳥見山の敷地に建てられる浄水場建設です。ここで言いますと約29億、そして、南高久田のいわゆる鹿島、東鹿島のポンプ場、これに4億7,900万円、そしてそれらと色々な鳥見山に接続するいわゆる導配水管が11億3,000万円、そういう流れになりま

す。ですから、その中で大きくウェートを占めるのが、新浄水場の造成工事というのが4%ということになります。今後、ご承知のように、旭町の浄水場、大変古くあります。そういう中で、今回の審査の中でも、配水池というんですか、これがいつ壊れるかと大変心配もしました。そしてさらに、その配水池からもとになる管が二度ほど落ちてしまったと、そのために町民の皆さんに大変ご迷惑をかける、いわゆる、もとが脱落して流れなかったと、最大1カ月近く流れなかったということがあったということでもあります。

そういう中で、町民の安心、安全、そういった観点から新浄水場のほうは大切であるというふうに思っています。

もう一つ、今回高久田地区に配水しますが、そういう中では現在、1日約3,238トン、水が取水して流しております。これも、桜岡の安定した水量とは言えない、水量なので。そういうことで、一日も早くこの高久田地区の水量を入れて、そして、長寿命化というんですか、長く吸い上げるというんですか、そういったことにしていくことが大事だと。そして、この鹿島関係から来るのが、今の推定では1日平均2,229トンというふうになります。そうしますと、現在の水量からすると約1.5倍というふうになります。そうすることは、この来るものを常に流すということではなくて、長年もたせるためには、多少余裕がないともたないと、そういう関係もあるということでもあります。

ですから、そういうことも踏まえて、確かに50億というのは大変な状況であります。そのあたりは、議員さんがおっしゃるように、議員皆さんがおっしゃるように、金額の圧縮なり、そういったことをしながらしていきたいと。

もう一つは、今までの第2次拡張、3次、4次、ありました。そういう中で見ますと、町のいわゆる負担、いわゆる出資、ざっと申し上げますと、第2次拡張では2億8,000万、3次では2億3,000万、そして境の区画整理では1億7,400万円、そして4次では1億7,000万、合わせて8億5,000万、それ以外に、これまで昭和43年からですが、約10億出資をしているということになります。これはそれからすると、平成16年がこの浄下等の部分で今まで300万程度だったんですが、多分、これは財政難だったからかもしれません。そういうことで済まして、19年からはゼロであります。5次の今回の拡張では、750万プラス40万、5次では何と790万の出資等しかしていません。そういうことも含めて、しっかりと計画しながら財政も含め、償還も含めしていくと。

もう一つは、最後に申し上げますけれども、第5次の予定の完了からすると3年程度おくれるということでもあります。そういうことも含めて、いち早くやっぱりやって、安心、安全な水の確保をしていきながら、やっていく必要があると。そういう中で大変苦しい状況でありますけれども、やっていくしかない、そんなことを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 最後の質問になりますけれども、確かに水の確保は難しい、しかし町民の方は心配している、その心配の解消を当然、町としては図らなければならないことではないかと思うんです。ですから、いろんな面であからさまにして進む、そういうふうな水の需要が非常に大事だということはみんな認識しております。

それで、町民の方々に安心していただけるような、そういうふうな新浄水場の建設について向かっていただければと思うんですが、質問のとおり、最終的な見積もり金額は年度内というふうな話で、返済計画も大体伺いましたが、最後はやはりみんな心配の解消をお願いしながら、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 大河原 正 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、9番、大河原正雄君の一般質問の発言を許します。

9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 9番、大河原正雄であります。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今年度、国民が大きな関心を示し注目されました、総理大臣夫婦の関与されたと言われております森友学園の土地取得に関して、地価が9億3,000万と8億円も値引きをするというような民間の取引では考えられない、裏で何らかの力が働いたと言われております。外から見ていると、総理の奥様がかかわっているから、各役所が学園の希望に沿った金額になったと思われれます。土地の売買には必ず契約書等をつくるが、学園側より土地代金が未納なのに役所側が契約書を処分したということを国会でも厳しく追及、議論されましたが、総理が知らぬ存ぜぬと答弁し、この件は時間とともにうやむやになってしまうのかなと思います。

また、総理の一言で決まった獣医学部新設が、50年間、新設を申請しても受け付けられなかったのに、総理の発言で特区計画が進められ、加計学園だけが認められ、他の大学も申請をしたが条件が厳しくクリアするには時間的に間に合わないの、申請を取り下げたとあります。一方、学園側は申請前から地質調査や工事が着工されて、途中、国より認可され、ますます疑念が出てきたと思っております。

国会でも、総理が加計学園の件で追及されたのに、知らないとの答弁に終始しました。加計さんは、総理の大学の同期で、腹心の友であると公言しており、獣医学部新設を知らなかった、相談はなかったとのことは、ますます疑念が深まったと思います。

また、近年、温暖化による世界中で異常気象が発生しており、九州地方では毎年雨、風で大きな被害が出ており、特にことは数十年に一度という未曾有の豪雨となり、甚大な被害が発生し、多くの死傷者が出ており、お見舞いのご冥福を祈るばかりであります。

また、太平洋側では、春先の低温で稲の生育が心配されたが気温が持ち直し、また7月の台風により羽鳥用水の取水調整も7月末より通常取水となり、稲の発育も順調に進みましたが、8月の日照不足が懸念され、今後の天候回復を大いに期待しているところであります。

質問させていただきます。鏡石町の歴史と観光について伺います。

田んぼアートも色づき見ごろになり、先月23日には田んぼアート実施6年目で10万人を突破し、我が町の観光スポットの目玉の一つになり、町民の期待も大きくなっている。しかし、福島県内一小さな町、我が鏡石町は、他町村と比べ有名な歴史、観光的なものはありません。もっと多くの拡充をすべきと思います。

最近、岩瀬牧場のオランダより輸入したフォードソントラクターが、関係者や岩瀬農業高等学校の生徒の協力により、100年の復活をし注目を浴びています。また、100年の古木、ソメイヨシノやプラタナスの大木、高床式のタマネギの貯蔵庫、大正初期の牛舎、明治30年ごろにつくられたサイロ、そしてモダンな建物の旧事務所等、評価すべき岩瀬牧場であると思います。2年前、町は機械格納庫の屋根補修に補助をしましたが、「牧場の朝のまち」鏡石町をかたるならば、岩瀬牧場の継承会等の関係団体とともに、町は積極的に事業を投入すべきであると思います。また、各種維持管理への助成を予算化し、景観の保持、牧場の朝の歌の宣伝は考えられないか。また、旧事務所等の一部の土地の取得を図り、町の施設とすべきと思うが、町の考えはどうかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

歴史的、文化的資源であります岩瀬牧場は、重要な観光スポットでありまして、年間3万人を超える方が来場されていると、後世に残すべき重要な施設であるというふうに考えております。ただ、ご承知のように、岩瀬牧場は一民間企業が運営する、経営を行っているということでもあります。最近ではそういう中では旧事務所であります歴史資料館に集客、さらには、今、世界最古と言われる量産型のトラクターの復活も話題になっております。

しかしながら、先ほど言いましたように、一企業としての取り組み、企業努力には限界もあります。そういう中では、少しでもさまざまな関係からできる限りのサポートをしてまいりたいという考え方を持っております。何せ、町のものではありませんので、そういうことでご了承をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君。

[9番 大河原正雄君 登壇]

○9番(大河原正雄君) 今、町長のほうからできる限りのサポートはしていきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、1の(2)に移ります。

木原議員の質問と同じく重なってしまひますけれども、中学校防球ネット工事が計画されているが、長年の学校緑化が立ち木の伐採により景観、騒音が心配されます。森林の立ち木伐採後の防球ネット設置計画概要はどのようになっているのか、今後の維持管理費は発生しないのか、修理耐用年数は何年ぐらいで、再整備が考えられるが経費はどのぐらいかかるのか、また、全木伐採の計画と言っているが、その中で緑化木や景観、歴史的な思い出の樹木、例えば、野球部員の思い出の樹木はなかったかと、駅開発が進んでいるが、樹木減少となるので何本かは残すべきと思うが、町は考えていなかったのかをお伺ひいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石中学校防球ネット設置工事の概要につきましては、中学校南側に駅東土地地区画整備事業の宅地分譲が計画されていることから、安全対策のため、校庭南側と東側の全長236メートルに、高さ10メートルと6メートルの防球ネットを設置するものでございます。

伐採した樹木につきましては、その種類が杉、松、桜などで、病気等で倒木のおそれのある樹木の多かったところから伐採を行ったところでございます。

今後、防球ネットに支障とならないような低木等の植栽は考えてございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 9番、大河原正雄君。

[9番 大河原正雄君 登壇]

○9番(大河原正雄君) 今回、全国森林環境税が議案として上程されました。我が鏡石町は、森林面積が少なく、町内土地利用率は高くなっている反面、緑化の森林は減少の一途をたどっております。樹木の伐採は簡単であります、緑地を維持管理することは大変である。

今、近隣市町村は、全国的に巨木、古木を後世に残し、森を、地域を、木を守り保存する動きは活発になりつつありますが、我が鏡石町では、巨木、古木と言われる木はあるのか、早い時期にリストを作成し、町民に知らせ、保存すべきではないかとお伺ひいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町の巨木、古木につきましては、町指定文化財の天然記念物として、4つの樹木を指

定し、保存のための施策を講じております。指定している天然記念物は、西光寺のたらよう、笠地蔵のしだれ桜、旧第二小学校のしだれ桜、小栗山観音堂のケヤキでございます。このほか、巨木といたしまして、成田共同墓地にあるしだれ桜、久来石にあるタラの木、鳥見山公園内のしだれ桜などの情報を把握しておりますが、巨木、古木の定義などを含め、今後さらに調査を進めていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 次に、2番、町の木しだれ桜は、春に多くの花を咲かせ、グリーンロードと小栗山の釈迦堂川沿いの並木、また、町民まちづくりグループ鏡石町あやめ株式会社の誕生記念樹のプレゼントで拡大をしております。これはまるっきり木原秀男さんの質問と重なりますが、お許しいただきたいと思えます。

遠藤町長の町づくりでは、しだれ桜が見えてきていない。他の市町村では、日本一の三春滝桜を筆頭に周辺にも多くの老木があり、喜多方市日中線、泉崎村の農面道路等が有名となっております。町の木として、しだれ桜の山、並木通りなどを制定して、町づくりをすべきと提案するが、町は考えられないのかどうかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町のしだれ桜につきましては、町のシンボルとしまして、緑豊かな住みよい町づくりと生活環境づくりに役立てようということから、昭和54年の1月1日に町の花アヤメと一緒に制定されたところでございます。制定までの経緯につきましては、町民の皆様から広く募集を行って、各種団体や学識経験者などから選定委員会を開いて決定したところであります。

町の木としだれ桜につきましては、現在主にグリーンロードや、鳥見山公園内の公共施設に植樹をされているところであります。ただ現在のところ、特に育成や並木づくりは考えてはございませんけれども、工事の施工等につきまして、新たに植樹が必要となる場合には、町のシンボルとしてしだれ桜やアヤメの花を中心として植樹、植栽をするよう今後は検討してまいりたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 鏡石町、やはり幾つか、さすが鏡石町と言われるような町づくり、一番いいのは花を多く町で管理、維持していく、それが一番いいのかなと思えます。

3番の公共施設の維持、管理についてお伺いをいたします。

昭和、平成と、2回の市町村合併を検討し、鏡石町は従来の単独・独立の町として歩み、今日、住民要望による各地集会所の充実を初め、多くの公共施設が整備されております。しかし、その多くの公共施設の維持管理には毎年多くの管理経費がかかり、町民負担も多く、その削減の必要性を強く感じられますので、下記について町当局にお伺いをいたします。

1、旧二小体育館を初め、杉林住宅、旭町浄水場、集会所等、解体、改修の必要性のある各施設が老朽化しております。町として、その必要性のある施設は幾つあるのか、どのような施設が対象として考えているのか、老朽化施設は犯罪上や使用上の安全性並びに危険性も生じるもので、今後の計画を作成すべきではないか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

9番議員のおっしゃられるように、町内にはたくさんの公共施設がございます。本年の3月に、公共施設等の全体状況を把握して、長期的な視点を持って更新、統廃合、さらには長寿命化を図ることの計画について公共施設の最適な配置を実現することを目的とし、鏡石町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。原則、全施設を対象としておりまして、役場庁舎、集会所、学校教育施設などの建築系の公共施設につきましては、114施設が対象になっているところでございます。これらの施設につきましては、利用状況や住民ニーズを踏まえながら、長寿命化を図って、維持管理、維持運営していくときの計画となっております。

議員もおっしゃられるように将来的には、どんどん年数が過ぎて耐用年数、さらには利用が余らないというような状況によりまして、建てかえや更新、あるいは解体、撤去となると考えております。単なる建てかえ、解体というのではなくて、さらには施設を集約して複合化を図るようなことも将来的には考えなければならないと考えております。

これら、社会情勢の変化や、施設利用需要の動向を踏まえながら、慎重に維持管理に努めてまいりたいと。なお、ご質問にありましたように、第一体育館は、もう既に50年、さらには町の保健センターは54年、杉林団地は44年と46年経過ということで、これら50年以上のものについては、建てかえ、さらには廃止も今後考えなくてはならないと思いますので、これらについてもこの計画に基づいて、また多くの町民の皆さんの意見を聞きながら、どうしていくかは今後の計画に沿って検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 今、総務課長のほうから老朽化した施設は順次解体していくということでありまして、解体するだけではなく、解体した跡地には地域が望むような、そういう施設をつくっていただきたいと思います。

次に、町の公共施設の維持管理には各種管理費がかかります。その中で、光熱費は何度か議会でも議論されてきました。聞きますと、その電気料は年間1億円近くになっており、検討の必要性を強く感じます。現在の契約先は東北電力1社だけですが、しかし最近では省エネルギー化や太陽光発電など関心が高まり、町は電気利用契約を他社に変更し、経費削減を図ることを検討されたのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

電力の自由化については、平成12年の大規模な工事の高圧電力自由化が始まって、昨年平成28年には、家庭や商店などの低圧電力部分に拡大され、本格的な電力の小売自由化となってきました。これらによりまして、多くの場合におきましては単純に既存の電力会社からの電力供給による料金より安価になることが予想されているところであります。

本町におきまして、一部におきまして電力の小売会社との比較検討した経緯があります。既存電力会社よりも、安価になる見積もり結果も出ているところであります。また、近隣市町村でも自由化による電力会社の変更を行っている市町村も出てまいりました。町のほうで具体的な手続方法についてまだ一部とまっていないところがありますので、これらの先行する市町村のものを参考にしながら、電力の小売自由化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 今、総務課長から答弁をいただきました。これからも安価な電気料金を見直していくということでありまして。また、この電気料金、全ての経費というのは、町民からいただいた税金であります。その税金を大事にやっぱり使って、なるべく節減に努める、そういうふうなほうにもこれからは力を入れていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 皆様こんにちは。10番、今泉文克でございます。

9月定例議会の一般質問に入らせていただきます。

さて、8月29日には北朝鮮のミサイルが発射されまして、北海道沖に着弾しました。大きな脅威となりました。また、9月3日には、同じく北朝鮮のほうでは水素核爆発実験を行い、国際社会の批判を何とも思わない隣国の政治の不安定な行動は、日本の重大な問題であります。国は強く抗議をしていますが、北朝鮮ではどうなのでしょう。

国内では、第3次安倍内閣が発足しまして、また民進党も新たな代表として前原代表が選出されました。この新しい国政に期待しているところでございます。しかし、東京都知事選、東京都議選と住民の求める政治、政策は変化しており、地方自治の議員一人一人の意見、責務は町民ファーストを求めていることを強く感じたところでございます。

町内においては、国道4号線の拡幅がただいま進行中でございます。その完了に期待をしている反面、現在は車線規制が非常に多くありまして、交通安全対策の必要性、その重要性を感じ、町民の生活、交通安全が早く安定することを願っております。

町内においてはまた、スポーツクラブの活動、東日本元気カップ、また、牧場の朝のサッカー大会など、多くの子供たちが元気よく、笑顔の見えることは大変うれしく、この子供たちの、そして1万2,500名の町民の喜びを創造するため、今回、一般質問に取り上げてみました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

大きい3題ほどの質問を載せていただきましたが、まず、一番初めにつきましては、まちの駅、鏡石町の駅のコミセンを改修した新しい施設のことでございますが、9月8日入札予定のこの鏡石まちの駅設置についてお尋ねいたします。

平成21年8月5日に、農協JAの倉庫を改築して設置オープンしました、鏡石まちなか情報交流館かんかん館設置事業費というものがあると思います。もうかなり過去のことでございますが、これには相当の補助金、あるいは町費を費やしまして設置したのは記憶にあるところでございます。

この設置事業費というのは、改築やら、いろいろ備品の整備やら、それ以外につきましては、総額としてどのくらい最終的にかかっておったのかということが第1点の質問でございます。

続きまして、この運営につきましては、町観光協会が請け負って、請け負ってというんですか、そのような形で進めてきたところでございます。設置した2年目の22年の来館者数は1万3,800名、販売額が419万7,000円という実績を残したところでございます。しかし、あ

の東日本大震災によりまして、この施設が休止いたしました。その休止の原因とその対処法はどうであったのか。

また、J A農協との賃借契約書の期間とか信用とかはどのような内容であったのか、この3点をまずお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、お話があったように、まちなか交流館情報館かんかん館につきましては、J Aのすかがわ岩瀬の後の空き店舗を借用してオープンしたところでございます。改修費、運営費等総額でございますが、平成21年、22年の2カ年で約1,277万円の事業費となっております。

また、かんかん館の休止に当たりましては、ご存じのように東日本大震災によりまして、貸主であるJ Aすかがわ岩瀬の支店の建物が被災し、使用が困難な状況になってまいりました。貸主であるJ Aすかがわ岩瀬のほうから仮店舗として使用したいということの申し出がありまして、やむなく施設を閉館し退去したところでございます。

なお、当時使用料でございますが、月1万で年間12万の施設使用料ということでお借りしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 休止というのは、東日本大震災によりましてJ Aより返還の要求があったかと思うんですが、限り期間というのは当初から契約があったと思うんですが、それはただいま答弁いただいてなかったものですから、その限り期間が、当然21年から借用しているところでございますが、いつまでが一つの借用期間であったのかということでございます。

あとそれから、この設備費に、あるいは運営に、ここに1,577万ほど町は費やしております。これは農協のほうから返還を求められて返したところでございますから、当然、この借用の違約金というものが発生していると思うんです。町はただ単に1,577万投下して、はいわかりましたで返したのではないと私は思いますが、これは当然のことながら保証金という形で戻っているかと思うんですが、それはお幾らくらいになっているのか、契約書に準じてやっておられるのかもしれないんですが、その辺を再質問いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） ご質問の農協との契約期間でございますが、大変申しわけござい

ません、私のほうでそちらの資料を手持ち、認識しておりませんが、通常であれば、1年ごとの契約締結という形であろうかと思っております。

廃止、違約金という話でございますが、そちらについても今回震災の関係がありましたので、そういう関係の件については、支出、収入含めて、ございません。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 契約期間というのは本当に1年ごとなんですか。これ、まず明確にしてみてください。今でもそれはとってあると思いますから、第1会議室のほうで聞いている副課長がすぐ資料は持ってきて、前もって、町のこのかんかん館については質問することになっていますから、それらの資料は当然そろえてあるし、とか課長の手元の資料の中にも契約書はあるはずですから、早急にこの期間とか。

それから、1年ごとというふうなのは、ちょっと何か契約するには余りにも、この設備費が1,500万も投下しておるのに1年ごとの契約というのは、ちょっと何か変な感じがする、変と言うのは言葉が悪いかもしれないんですが、こんなことでは1年ごとの契約なんかしていたんでは、町の長期事業に対する計画性がないというふうに捉えざるを得ません。

あと、これほどの設備投資をし、なおかつ2名の、3名近くですか、人員を雇用しておりながら、震災になったから、はい終わります、やめてくださいというのは一般的に、商取引的な点からいうと、全然、補助金も何ももらわなかったというのが、これはどうもちょっと腑に落ちない、言葉がなかなか見つかりませんが、こんなことが継続されたんでは全ての借用が不安でなりません、その辺はどうなんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） ご質問に対するご答弁を申し上げます。

今、ご質問あったように、契約書については、後ほど用意して、ご答弁させていただきたいと思っておりますので、ご了承させていただきたいと思っております。

ご質問のとおり、長期間、町のほうで利用、活用する場合には、そういういわゆる相当期間の契約というものを生ずるという形になっておると思っております。ただ今回の、町のかんかん館でございますが、こちらについても先ほど申したように、どうしてもやむを得ない大震災というところの事情がありまして、やむを得ないという形で考えておりますので、そちらについてはご理解をいただきたいということで、ご答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番（今泉文克君） 非常にちょっとけつぬけした感じがするんですが、過去のことであれ、あるいは根本課長も4月からぼんこの産業課に来られて、できているものをどうするか、今悩んでいるところかと思しますので、今後のことについては十分検討されて、お考えいただきたいというふうにも考えております。

それでは、1の（2）番の、今回新たに、今度はそれと類似したような、規模も違いますが、町が提案しております、鏡石まちの駅設置事業が実施に向けて進んでおります。駅のコミュニティセンター1階に、291平米を改装して、9月8日、やのあさってですか、入札の予定で、改修工事も追加上程される予定であります。

以前に、この道の駅の件につきましては、ホームページの作成料やら改修の設計費も当然のことながら予算化されておりました。また、今回、コミセンの中じゃなくて今度は外側、外壁屋根の改修ということで、3,500万円超という予算が上程されております。次から次に追加されておりますが、最終的な、当然つくるときも考えておられたと思うんですが、総合的な設備投資の改修費の額は、お幾らになってくるのかというふうなことでございます。

あと、それらの内容明細はどのようなことが幾らくらいかかるのか、いろんな事業がありますが、それはお幾らくらいになっておるのでしょうか。

また、これを稼働しますと年間で相当の人員を雇用し、かつ長時間にわたり運営するようなことになると思います。当然、人件費やら光熱費、あるいは建物が古くなっていますから、また維持管理費等の運営費が高額になるということが考えられます。それらのこの運営計画、当然のことながら事業計画に収支計画というものが作成されていると思うんです。事業が成り立つことを確認して始まるのが、それらが確立されないというふうな事業というのはどうなのかというふうにも思っております。その運営計画、それらについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 10番議員のご質問にご答弁します。

まちの駅につきましては、現在、来年度まで続けて準備を進めているところでございます。改修事業、本体工事になりますが、予算ベースですと1億6,279万円となります。こちらにつきましては、平成28年度からの繰り越し分1億4,975万8,000円、さらには今年6月に補正しました1,303万3,000円を含めたものとなっております。

また、今回9月補正に上程を予定しておりますコミュニティセンターの外側外壁、これ工事には3,500万という形で計算させていただきますので、全体としては1億9,800万程度の事業費という形になろうかと思っております。

この事業に当たりましては、ご存じのように国の地方創生拠点整備交付金、2分の1の補助事業でございますが、そちら7,200万円、さらには県の地域創生総合支援事業補助金977万という補助金を充てて、この事業を進めております。この改修につきましては、前の情報交流館かんかん館の機能を持たせつつも、さらにはそれをステップアップするという事業という形で考えておりました、観光情報の提供、さらには新たな地域のコミュニティの場として展開していきたいというふうに考えております。

ご質問の年間経費、さらには運営計画でございます。確かに、これは施設を改修するに当たり、その計画をつくっていくのが必要だと思っております。ただ、今回、まちの駅運営準備会というものを組織させていただきまして、4月から合計5回ほど検討をさせていただいております。こちらの準備会のほうからさまざまなご意見等もいただきながら、さらには今後、準備会から運営委員会という形で新たな組織立てになっております。それでは詳細事項について協議を進めていきたいというふうに考えております。

ご質問のとおり、確かに、人、人件費が一番かかってくるということが大きな関係があると思います。そういう意味では、さまざまなまちの駅の事例を参考にしますと、ボランティアの方のご協力をいただきながら運営をしていくという自治体もあります。そういう意味では、そういうものを参考にしながら、進めていきたいというふうに思っていますし、施設運営に当たりましては、当然ながら運営の方法、管理の方法、また新事業のほうも展開していきたいというふうに感じますので、それらを加味しながら、運営委員会のほうで十分検討してやっていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） なかなか大変ですね。1億9,800万という、こういう高額な事業に着手するというのはね。その細部、いろいろご苦労があるかというふうにも感じております。しかし、この1億9,800万のうち、補助金が8,200万くらいですか、あと残りは1億1,000万くらいはこれは町費、あるいは債権等での補填になるのかというふうにも思いますけれども、非常に高額な事業を今回新たにスタートさせるわけです。これらの事業計画、しっかりと担当課のほうで、大変でしょうけれども、まちの駅運営委員会の皆様の意見を聞きながら、進めたいというふうにも感じております。

それでは、3番目の質問に入ります。

近隣市町村には、隣接するところには早くから、須賀川のはたけんぼ、天栄村では季の里、あるいは羽鳥のほうにもありますけれども、それから玉川のこぶしの里、そして最近では矢吹町に道の駅が、設置やそういう計画が数多くあります。こういったことは、ある意味では

競合する、あるいは類似する施設が今回つくられるわけですが、これに伴って、規模からいったらどうしても見劣りする、あるいはいろんな条件的にも、まるっきり新しいところにそういう目的でぱんとつくるんじゃないで、今ある施設を改装してやるというふうな、すごい不利な条件が伴っていると思います。

そうしますと、我が鏡石町のまちの駅の戦略というものが、ここの中でどんなふうに位置づけをして、他の直売所、あるいは道の駅等と比較して、あるいは関連性を持たせながら、どんなふうに位置づけしていくのか、それが非常に、今のところ私としては不安な要素があります。ここにこれだけの設備投資をし、かつ今後運営するわけですから、そういうところのタイアップなり、あるいはどういう位置づけにするのかということをもう少しご議論いただいて、我々のほうにも明言していただきたいと思うんですが、現在はどのようになっていますか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、ご質問の中にもありましたように、まちの駅今回設置するに当たりまして、類似の施設、はたけんぼ、さらには天栄村の季の里、さらには玉川村という、また矢吹町のほうも計画されているということです。そういう意味では、いい意味で切磋琢磨の場所にはなるのかなと思うんです。

ただ、大きく違う点があろうかと思えます。道の駅は他地域のドライバーを相手にする方がそういうものという形に考えられます。さらに、はたけんぼは農産物の直売という部分も専門的には限界があります。そういったまちの駅につきましては、町の案内所という側面、さらには同じ地域の茶飲みの場として活用できるコミュニティの機能が、今回、まちの駅の大きな機能として位置づけられるのではないかなという感じです。

そういうことでは、全国でも同様の施設が1,540カ所まちの駅がございます。県内でも88カ所施設がございます。そういう意味では今回設置するまちの駅につきましても、町民や県内外からおいでいただく方が気軽に立ち寄れる、休憩しながら気軽に立ち寄れるようなコミュニティカフェを設けていきたいと、そういう意味では地域コミュニティの拠点としても展開していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま答弁を伺いますと、スタートの性格が、はたけんぼとか道の駅とはちょっと違うと、町の観光案内、それをベースにしたところだというふうなこと。

そうすると、ここには余り利益を上げようというふうなスタイルは少なく、鏡石町を案内するスペースというふうなことで捉えることになるかと思えます。それらに、このように1億9,800万も設備投資するわけですから、それだけの価値のある中身になるように、今後とも関連性を持たせながら歩んでいただきたいと思います。

4番目には、ここで販売ブースとか飲食ブースというのが、この図面の中に計画されておりました。かなりのスペースをこれがとっております。そうしますと、それらが商品としてそこに供給していただく方々、あるいはその品目の確保、それからアピール、それと販売などの具体的な構想というのは、これは確立されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

商品構成、特に商品の確保という部分では、大変難しいものということでは現時点では考えております。そういう意味では今回、運営準備委員会を初めまして農業団体、さらには商工団体、環境協会、さらにはNPO法人など多種の方々のご参加をいただきながら、組織立てをしております。そういう方々のご意見をいただきながら、商品の確保を進めていきたいというふうに考えてます。

なお、ご存じのように、町の農産物につきましては、現在は須賀川のはたけんぼが多く多分農家からも出される、あるいはイオンスーパーセンターと、さらには近隣のスーパー等も出されているということでございます。そういう意味では、農産物の品揃えについては、大変困難が予想されるところでございますが、なるべく早急にそれを並べつつ、開設時にはにぎわえるような施設にしたいというふうに考えておりますが、何分、なかなか難しい点もありますので、開設しつつ、さらには徐々にでございますが、品物をそろえながら、いいものを、皆さんに好かれる施設にしていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

なお、先ほどの契約書のほうがございました。

すみません、よろしいでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 産業課長、その件は先ほどの答えてよろしいですかと断ってから始めるように、今質問がかわっているんだから。

○産業課長（根本 博君） 以上で、とりあえず答弁は終了します。

○議長（渡辺定己君） 許します。

○産業課長（根本 博君） じゃ、引き続き。

○議長（渡辺定己君） いいよ。

○産業課長（根本 博君） 大変失礼いたしました。

建物契約書のほうでございます。こちらは平成21年7月に契約を締結しました。こちらにつきましましては、平成21年7月1日から22年3月31日までの間という形で、基本的には1年間というところの契約になりますが、ただ、条項的には1年間ごとに更新をするという形の契約になっております。先ほど申し上げたように、月額1万円の賃借料の支払いという形になっています。

損害賠償につきましましては、こちらにつきましましては違約金等は発生しないような条項という形に、契約的にはなっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいまの、かんかん館もちょっとあったところでございますが、非常に、かんかん館の位置づけ、それから今回できる道の駅の位置づけ、非常に難しい位置づけになっているなというふうに思っております。

ただいま何点かお伺いしますと、このまちの駅の設置、運営につきましましては、非常に、どこからこのところ上がってきたのかわからないんですが、ただ単に、あそこをちょっといじってやるのかと思っていたら、だんだんと膨らんできて、このように多くの財源を投下するようになります。

ただいま一般質問の中でもそうですが、全協の予算審査とかでも、お伺いした説明を聞く限りでは、このコミセンを改修してまちの駅なる発想が出てきたと、町は改修費用を投資しまして、かつ、運営の、現在のところ明確な計画もない。かなり致命傷であるなど。そうしますと、当初からも赤字は相当出る、その補填は町が一般財源から補っていくということは、今後、あれが大きいければ大きいほど大変になるし、運営している間は続いてくるといことになると思います。

この運営責任というのはどこに置くのかというふうな、当然これはトップである町長が所管するところでしょうから、しっかりとこの運営責任は町長が、私は、持ってくれるんだろうというふうに思っております。そのどこにあるのかということ、まずお伺いします。

あと、利益計上は大丈夫かというふうに聞いたかったんですが、どうもこの話を聞くと、利益をも度外視してあるというふうなことで、これは何ともしようがないなというふうに思います。そう思うと、設備投資というものをできるだけ少なくして、あるいは今後の運営経費を非常に切り詰めている中で、慎重な事業としていただきたいと。本当は、執行としては、これを出すときには独立採算を計画して、運営内容のわかるような事業計画をイメージしてやるのが大事であるというふうに思いますが、それらはいつになったらそういうのが出てくるのかというふうなことを1つはお伺いします。

また、まちの駅の運営準備委員会が現在行われておりますが、役職等はすばらしい方々によって、今、議論されておると思います。しかし、生産者団体が半分以上占めておりまして、私はこの組織のメンバーを見たときに、この組織に重要なのは、設置後に、そのコミセン、まちの駅を利用する方々の、本来であれば女性、あるいは消費者、それから町内の一般人、こういう方々の本当の利用する人の声、利用したくなるような施設、それから私もそこに行ってみたくと思うような施設、あるいは運営にするためには、そういう方々の人選も、私は、非常に大事であり、女性の、行く方はほとんど女性、前の経験からするとどこでも、こういう直売所なり、かんかん館もそうだったんですが、9割方女性になります。ですから、やっぱり団体のトップの立派な人ばかりがいるんですが、いいんですが、それにプラスして、やっぱりこの一般の女性の営業力をもっとこう入れて、意見を聞いて、この運営とかそれらについて提起していただけなかったのか、その辺は利用者視点での、そういうことができなかったのか。

あともう一つは、どうも我々町内に住んでいますと車でいきますから、駐車場の問題です。それが向こうは定期的な駐車場になっちゃっているんですが、これらについては、やっぱり考える必要があると思うんですが、このような駐車場。

それから、女性委員が入るのが少なかったのはどうだったのかというふうなこと。

それから、そういうふうな運営についての、議会に提示すべき時期はいつなのか。

これはやっぱり、なったばかりの課長に聞いてもね、担当がまるっきり、できたところに来たところですから、料理ができたところで材料何使ったんだと聞いたってわかんねえべから、これはやっぱり町長のほうからでもお答えいただけるように求めます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

かんかん館について、今、旧かんかん館ですね。これから名称がどうなるかわかりませんが、いずれにしても、のまちの駅については地方創生の拠点という捉え方で、この地方創生を考えたときにいろいろと検討の中で、いわゆる町中の駅の答弁にもあったように、町の中心にある、そしてそこには、特に駅のそばということで、今は商工会が2階に上がっていただいたわけでありましてけれども、商工会が1階にあるときは、いわゆる土曜、日曜、さらには平時の5時以降全く人がいないという、そういう中で、管理上の安心というような、いろんな含めて寂しい状況でありました。そういう中で、町の真ん中にある駅を生き生きと、そして来訪者についても、来られた方に親しまれる、愛される、そんな駅になってほしいという、そんなことがあって、今回まちの駅としていきたいということでありまして。

ただ、先ほど課長が言いましたように、道の駅と、このまちの駅を考えた場合に、当然、おのずと駐車場は全く違うんです。そういう中では道の駅と、それから我が町であるまちの駅はこれはちょっと大きく違うところであります。要は安心、5時以降、土曜、日曜、こういった安全を保つ、そして案内所も含めてできるということですか。

あともう一つは、気軽に集う、そういった場所、そして、なおかつ、ここが大事なところは、ただそういうことばかりじゃなくて、この中でできる限り町の産物、そういったものを売っていけるような、採算まではいかないか、当初から、これからあるでしょうけれども、そういったことで活用したい、振興にも活用したいと。

特に、旧来震災前にあったかんかん館、これも私も見させて実際行きましたけれども、ふだん、いわゆる従業員が、ただ物を扱って、ただ販売しているということじゃなくて、やはりここで一つの生産、もうかるんだという、もうけようという、そういった意識も働くようなそういった組織にして、少しでもここから見ていくと、物も売っていくという、そういった方向につくり上げると。ですから今、そういったつくり上げるためにその組織を、今、話をしながら、そういった組織をどうするかということは今していく、特に、本年はその産業課の中には担当職員を、企画運用の職員もそこに、今までとは違う形で配置をしていくということでもありますんで、ぜひその辺も発揮できるような、そんなところを今、期待をしているということでもあります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 今、町長の、まちの駅を生き生きとしてというなかなかいい語呂合わせを言われましたが、大変心から期待しているところでございます。

また、町の産物販売活用したボランティアとかということで、きょうここに議会にも出ておりますが、教育委員長さんの常松さんも、前のかんかん館の時代には相当いろんなボランティア的な活動をしてくれたり、あるいは講習会をやっていただいたりして、やっぱり町民一人一人の協力があって、こうやってきたというふうに思いますので、町民を巻き込んだいい施設になることを、つくっていただけることを期待して、町民に喜ばれる施設になれば意味がないので、そのようなことを念頭に置いて進めてほしいというふうにも思っております。

次は、町内に26カ所ある公園のことについてお尋ねいたします。その中の主な公園として、町の公園設備と設置と整備の方向性についてをお尋ねいたします。

町内には、まずは鳥見山公園、あるいはふれあいの森など、幾つかの主要公園が設置されております。これは地域の中での位置づけ、そして町の管理、町民の利用目的などの、いろ

いろいろありますが、どうも何かごちゃごちゃとした感じが私としては感じられます。不透明感が感じられますので、それらについてお尋ねしていきたいと思います。

まず、一番最初は、格好よくセントラルパークなんて、私言っちゃったんですが、中心にあります、本当に町の中心にある鳥見山公園、ここはスポーツ施設、あるいはアヤメを中心としたり、森を中心としたところの花と緑地の遊具等が設置されたすばらしい、私は、公園だなというふうに思っております。また今回新たにその一角にウォーキングコースの設置が用意され、いろいろ出てきたんですが、ただ、この公園は何でもありの公園というものは、私はちょっと、インパクトがなくなってしまうんじゃないかなと、そんなふうに感じております。やっぱりこの公園の主力としては総合運動、そういった花と緑地の公園としての、私は、位置づけするべきであると思いますが、町の執行の考え方はどうなのか。

また、多くの町民の方々からは、勤労者体育館ですか、この鳥見山公園の核であります勤労者体育館がかなり老朽化が進んで、今の時代の町民が求める体育設備ではないような気がしてなりません。町内の団体は、大きな行事になりますと、体育館を使うとき、玉川村の体育館を使ったり、須賀川市アリーナを使ったり、今回も文化講演会では須賀川文化センターでやるなど、非常に時代の背景を考えると、こういう大きいことを開催するのが我が町にはなかなかありません。

そんなことで、多くの町民からの声を聞きますとおり、あるいは利用者の方々は、構造改善センターのトレーニングマシンなども鳥見山に移して、ひとつ立派な体育館をつくり、名実ともに鏡石町の体育館として位置づけして、鳥見山を総合施設運動の総合施設とアヤメを中心とした緑の公園というふうなことで、もっとアピールしていったらいいんじゃないかというふうなことを私は感じておりますので、執行の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

鳥見山公園ということでもありますけれども、これは、あす、8日の日ですか、山形県の長井市のほうから、今回8日の日に、ぜひ鳥見山公園の管理の関係について勉強に来たいということで、職員が6名来られるということでもあります。そういうわけで、この鳥見山公園の美しいということを認められたというんですか、そういうことではないのかなというふうに思います。そういう中で、鳥見山公園については、昭和50年7月に都市公園として都市計画された。その後拡張しまして、現在は、ご承知のように、18.1ヘクタールを共有していると、この中にはいろいろな施設があるということでもあります。

また、町の緑の基本計画におきましても、鳥見山公園は緑の拠点として位置づけられておきまして、今後もアヤメについては花壇の整備をやっておりまして、町民に親しまれる公園

としてしていきたいというふうに考えているところであります。この公園ばかりじゃなくて、ご承知のように、グリーンロードも花ということで、一年中咲き誇るような花壇の設置をしたりしています。その中で公園とこういったグリーンロード、さらにはその中、そんなことがこれからも緑の町づくりなのかなというふうに考えているところであります。

また、鳥見山体育館ということでのご質問でありますけれども、これは建築から34年が経過をしているということでもあります。そういうことでもありますので、現在のところ、町、公園の敷地内の長寿命化計画におきましては、修繕をしながら、施設の長寿命化を図りたいと、そういうことで、計画的な修繕を図ってまいりたいという考え方をしております。ただ、できれば、文化講演会ができるような、そういった体育館があればいいなという希望は持っておりますけれども、現時点では、やはりなかなか財政面からすれば、何かそうはいかないのかなという状況であります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 鳥見山公園は、山形の長井市から来るということは、先日のあやめサミットで、あの公園を見て、非常にいい感じを与えたのかなと。そういうことを考えると、やっぱり充実するためにはスポーツと緑というふうな、しっかりとしたコンセプトを持って、公園の設置、あるいは維持管理に努めていくのが当然だというふうに、私も感じております。

あと、体育館についても、どうも行くといかにも古ぼらしい感じがしてなりませんので、やっぱりスポーツ公園として立派な陸上競技場を設置したんですから、それに見合うような体育館を、財政大変なのはわかるんですが、計画していくようなことも当然検討していただきたいというふうに思っております。

それでは、2番目のふれあいの森に入らせていただきます。

このふれあいの森というのは、平成6年にオープンして以来、12町歩の敷地の中に、確かに幾つか、炊飯棟やらキャンプサイト、アスレチック、人工芝などコンビネーション遊具などそろっているんですが、町民の本当の利用は年間、今、1万6,000人程度というふうに聞いていますが、1年間かかって鏡石の町民が1回行くくらいがあればいいのかなと思いますが、この利用率、それから効果の位置づけが非常に弱いというふうに思っております。せっかくの立派な施設があるのに。

あそこについては、山間緑地、あるいは自然のビオトープの確立など、今後、発展的拡充を図るべきものであり、鳥見山にウォーキングコースが今度はつくられますが、そういうもの、あるいは非常に今多くなっているパークゴルフやら、あるいはタコ公園につくられたマレットゴルフ場ですね、こういうものなんかを整備して、町民が集うことによって人がいる、

それと施設の管理もある程度できる、そのことによって、先日のような人工芝の損傷なんていうことも防げるというふうなことも考えられます。

もっと、ふれあいの森に人が集まるような対策、あるいは人が集まりたくなるような環境づくりというものが町はやっていかないと、あるからということでは、なかなか町民は行かないと思いますが、そういうふうな施設をしっかりとつくって、この認知度アップを図るべきというふうには私は考えますが、町の考えはいかがなものですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、お話あったとおり、ふれあいの森につきましては、さまざま遊具等がございます。

なお、平成26年の東日本大震災、さらには台風12号の被害によりまして、管理棟、さらには施設が大幅に被害を受け、その関係で休止をしていた状況ですが、平成26年には管理棟新築、さらにはご存じのように、遊具、さらには人工芝全面の更新などを行ったことによりまして、以前から比べると倍増はしているところでございます。

ご質問の中にもありますように、町民の利用は含めてどうなのかということでございます。確かに、町民の利用よりも町外の利用のほうが多いのかなというふうには感じております。そういう意味では、町民の方がもっと利用できるような施設ということは必要かと思っております。

今現在の整備状況でございますが、ふくしま森林再生事業、今現在、進められております。こちら活用しまして、公園の東側の森林については、間伐、更新伐等を行って、さらには管理道も整備される箇所から、それを有効に活用しながら、遊歩道等のほうに活用できるのかなというふうを考えております。

さらには、除染土壌で仮置き場になっているところ、旧キャンプサイトでございますが、こちらは大熊町のほうに搬出されるということでございます。その後は、本来であれば、原形復旧という形になります。そういう整備もあわせながら、キャンプ場としていくか、さらには利用者の好むような施設にしていくのかについても、さまざまな方からご意見をいただきながら、進めていきたいというふうを考えておりまして、今現在、先月下旬から今月にかけて、利用者アンケートをとっております。その中の1つが、キャンプ場として活用したいと、あるいはオートキャンプ場だという方等もおります。そういうご意見、ユーザーの実際のご意見も聞きながら、また、ご質問あったように、鳥見山公園とはちょっと違うふれあいの森という特殊な公園もございますので、その特殊性もうまく生かしながら、町民の方がおいでいただくような形の施設整備に努めていきたいというふうを考えております。

まず、それにあわせまして、周辺工事につきましては、田んぼアート事業の事業を展開し

て、ことしも8月末でも2万3,000、昨年2万3,000を超える人数の方がごらんをいただいているという部分もありますので、それとあわせながら、また、まちの駅も来年7月以降に開設されますので、それとタイアップしながら認知度アップを図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 言うはやすしですよ。なかなか、やるのは大変だと思うんですが。

ただ、この鳥見山については、スポーツと町の花アヤメが咲くまちのシンボル公園、あるいは、不時沼公園については、町内の静かな森とオランダ交流のチューリップ花咲く公園、ふれあいの森は自然を生かした屋外遊具、キャンプ場の公園などの、この利用目的を公園ごとに明確にひとつ出して、それに伴うような設備、あるいは対外的な宣伝をしていくことが大事かなと思うんです。

その中で一つ考えたのは、特に一昨年ですか、当初事業にはなかったんですが、いつの間にかでき上がりました不時沼タコ公園のマレットゴルフコースです。これはあそこの町内の真ん中に、狭く、あんなコースをやったようなことではなくて、やっぱり広い緑地のあるふれあいの森に、私は、移設すべきであるというふうに考えております。立派なマレットゴルフ場をしっかりとつくって、いろんな大会を開いたり、あるいはやる方が伸び伸びとできるようなマレットゴルフ場。

それから、このタコ公園については、町の中心地にある唯一の緑地ですから、ここは緑と花の公園として、1つはオランダのアムステルダムにありますキューケンホフ公園のように、チューリップが咲き、近隣の住民が憩いの緑地になるように、ましてやオランダは鏡石町とは一つの、唯一の国際交流都市でありますから、そういうふうなことが町の中心地にあるというのは、多くの子供たちや町民が花をめでながら、安らげる公園とすべきと思いますが、まちの考えはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ふれあいの森の活用の、まず部分でありますけれども、マレットゴルフ、これも、以前私が教育課長のときに、そんな話がありました。今の鳥見山公園の活用、またはふれあいの森と、いろいろあったんですが、そのときに実際見ました。

マレットゴルフについては、まずは狭いし、相当の段差があって断念したという、そういった経緯もございます。今回の不時沼のタコ公園の遊具については、やはり身近なもので

何とか出資の中でできるということが1つと、もう一つは、防犯上も含めて、そこにそういったスポーツをやられているということになると、防犯上もいいということで、そんなことも踏まえて、今回そういったことができるような状況になったということでもあります。できれば、マレットについても、もっと本格的な、そういったものが、施設ができればいいんですが、そこは30年の検討ということにさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） それでは、公園最後の3つ目の質問に入ります。

鏡沼公園の設備の整備と施設の充実、このトイレの設置をお伺いします。

鏡沼公園は、遊具の関係で日中、母親や幼児の楽しく遊ぶ姿が、私も地元にいることがあって、多く見受けられます。非常に若い、子供さんを持つ親のところには人気があって、安全でゆっくりできる公園として定着していることは、執行も認識していることと思えます。

しかし、鏡沼公園にはトイレがなく、近くにはトイレを利用できる公共施設もなく、多くの利用者からはいつもその不満が聞かされておるところでございます。トイレの設置の必要性が感じられますが、執行は考えておられるのかどうか。

実は、一般質問で、私、3回目のことなんですが、今までの答弁では検討しますというふうな、あったんですが、拳闘はボクシングぐらいですから、やっぱりしっかりと検討した結果を出していただきたいと、執行は考えていないかどうか。

また、設置計画がなければ、その理由は何であるかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

鏡沼公園は、平成5年から6年にかけて、遊具、園路、植栽などの整備を実施しております。近年は、東日本大震災復興関連として遊具の工事を実施し、整備をしているところでございます。現在、お話しのとおり、公園にトイレは設置されておりませんが、週1回の県の点検、清掃などを実施することで、利用者が快適に利用できるよう努めているという状況でございます。

ご質問のとおり、トイレの設置の検討について、たびたびのご意見をいただいて、検討をしているという回答をさせていただいておりますが、現在までの検討の結果におきましても、利用者の状況、管理の経費及び管理の状況を検討している過程の中で、技術的課題等も踏まえて、今のところ積極的に整備するという結果には至っていないというのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番（今泉文克君） いつまでたっても、これはできないみたいですね。できれば総務課長がいる間に、鏡田ですから、農地水の事務局も進めておりますから、その一番わかる方ですから、その辺から、ひもといていきたいというふうに思っております。

3番目の町内施設の利用促進についてお尋ねいたします。

新聞報道によりますと、町制施行55周年記念としての開催予定の文化講演会、杉良太郎ですか、の開催場所が須賀川市の須賀川文化センターということになっております。鏡石にこれほどの施設があるのに、あるいは町の文化講演会であるのに、わざわざ送迎用のバスまで手配して須賀川の文化センターでやるということは、いかにも鏡石がそういう対応ができませんということを外に発信しているような気がします。これは町民対象の事業であって、他市町村まで行くことは負担だというふうな声が聞かれるのが現状でございます。

この広域的こういう施設の利用もいいことかもしれないですが、町の55周年という、鏡石町が一つの大きな区切りをつけるときの記念文化講演会なんですから、鏡石町で行えるような、先ほど申し上げました施設の設置も必要ですが、町内で実施するというところにその価値観があり、かつ町民にも喜ばれると思います。

そういう意味では、この広域的に利用する町の制度というんですか、そういうのはあるのでしょうか。こんなふうなことの場合には、他市町村の施設を利用するとかというふうな一つの方向づけというものがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度の文化講演会につきましては、町制施行55周年記念事業として、例年よりも特に有名な講師を迎えて実施したいとのことから、2年前より資金を積み立てるなどして準備を進めてまいりました。開催場所につきましては、3月の実行委員会において、須賀川市文化センターで実施することを決定したところでございます。

選定の理由としましては、まず1つは、よりよい環境で多くの方に聴講していただきたいこと、2つ目につきましては、当町内の体育館等が震災時の天井落下などによりまして、音響施設が大変芳しくないということで、音響効果のすぐれた文化センターの実施がふさわしいのではないかと判断したことによるものでございます。

町外での開催ですので、先ほど議員のほうから言われましたとおり、交通手段を確保しまして、円滑に事業が行われるよう準備しているところでございますので、ご理解をお願いし

たいと思います。

また、広域的利用制度の確立ということでございますが、過去に管内の市町村が集まって、そういった打ち合わせをした経過もありますが、現在のところ、その制度は確立されていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 非常に残念なことですね。できれば、町内55周年記念ですから、町内の施設で、町内の方々がすぐ、自転車でも歩いても行けるような施設があってほしいなど、川が丘が小さい福島県で、町としては一番小さい町の一つのメリットでもあるというふうにも思います。

こういうふうな制度が、過去に打ち合わせをしたというふうなことでございますが、打ち合わせをしたで終わるじゃなくて、それをやるかやらないか。やるのであればどうするかというところまで、もうワンステップ前に進んで、その中でご検討するなり、実施するなりをするような体制をとることを私らとしては求めるものでございます。

最後の質問、あと3分ちょっとありますから、あやめサミットが6月17、18日に開催されて、全国のアヤメ普及が大変話題になっております。非常に自慢できることだったと思います。全国から多くの来町者が来られました。しかし、何か伺いましたらば、宿泊先にも、町内にもあるんですが、須賀川市内のホテルを使ったということでございます。町内のホテルでは人数的にも対応できなかったのかもしれないんですが、できるだけ町内の施設の利用促進が、町から積極的にやらなければ、町の振興ということは成り立たないというふうに感じます。町が率先して町内の施設を利用し、そして町民の、あるいは施設の方に喜んでもらえるようなことから考えますと、大事なことだというふうに思っておりますが、なぜ対応しなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年、全国市町村あやめサミット連絡協議会を、全国13市町で構成されておりますけれども、今年度につきましては、答弁にもありましたように、6月17から18の2日間にかけて、15年ぶりに本町で開催されまして、全国から9市町の関係者の皆様が来町されたところであります。

お尋ねの参加市町村の出席者の宿泊についてでございますが、当然ながら今泉議員さんがおっしゃられるとおり、町の施設を利用するというところで検討はさせていただきました。昨

年時点で、調査時点で宿泊希望が30市町で31名ございました。宿泊人数の調整をする中で、当日の移動スケジュールや宿泊費用の統一、さらに近隣のシングルルーム、禁煙というような総合的に考えさせていただいて、参加者全員を1カ所の同じホテル、受け入れる場所を検討して、結果、須賀川市内のホテルに決定して、指示したところであります。

その宿泊以外につきましては、交流会の会場とか、町内の特産品の利用、土産の準備など、できる限り町内の事業所などを利用させていただいたところであります。

なお、今後も参加市町との連携を大切にしながら、町花アヤメを生かした町づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 町も施設が整わない点があるかと思うんですが、町内にはそれに向けて多くの関係者の方々が、やっぱり設備を新たにつくられたり、増設したりして努力しております。町が率先して使うような施設、あるいはそういうものに検討し、進んでいくようなことを切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、3時50分まで休議といたします。

休議 午後 3時34分

開議 午後 3時49分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 皆さん、こんにちは。4番議員、古川文雄でございます。

長らくお待たせしました。やっと出番がきました。

9月定例会一般質問、私が最後の質問者となります。よろしく願いいたします。

さて、昨日の遠藤町長や、本日登壇された議員各位も触れておられましたけれども、8月29日5時58分ごろ、耳なれないサインが鳴り響きまして、非常に驚かされました。東日本大震災以降、震災対策に想定外という言葉は通用しないといふうにずっと訴えてきておりましたが、ミサイルはやはり想定外で非常に驚きました。

よくよく考えてみれば、朝鮮半島は、いわゆる休戦状態で、いつ戦闘再開となってもおかしくないということを再認識させられました。今回のミサイルは襟裳岬の東方1,180キロの地点に落ちたということでありまして、福島県は無論、日本列島全体が射程範囲になることが証明されたわけでありますから、このミサイル攻撃に関しても、想定外は通用しません。事が事だけに、町は当然のこと、県でも国でさえもできることは限られているというふうに思います。そうしたミサイル発射から、わずか五、六分程度で到達してしまうわけでありますから。

ただ、一部報道によりますと、政府は事前に発射兆候等をつかんでおり、そのためなのか何なのかわかりませんが、首相が公邸に泊まっておったという話がありました。30日の衆議院安全保障委員会でも、そのことについては触れられておりました。国家の三要素は言うまでもなく、領域、実効的支配、そして住民であります。住民の命を守ることはイコール国家を守ることと言いかえられるわけですから、そういった空振りを恐れず、情報を公開していただきたいと、切に願うところでございます。発射されてからでは、ほぼ何もできないからこそ、事前の情報が重要であり、発射兆候の情報公開が、もしかすると発射を踏みとどまらせることにつながるかもしれません。町におきましても、県を通じ、国に強く働きかけていただきたいというふうに思うところでございます。

それでは、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、1番のいきいき学級の現状と今後の方向性についてであります。少子高齢化が進み、公的年金の受給資格を得る65歳以上の方を対象に開催しているというふうに聞いております。いきいき学級についてでありますけれども、以前は、寿大学という名称だったかというふうに思います。名称の変更にあわせ、活動内容も変わったのかということで、(1)のどんな活動を年間どれくらいの日数行っているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

いきいき学級は平成11年度から、従来のことぶき大学の内容を引き継ぎ、開設されました。テーマを、1つとして趣味を生かした生きがいを求める学習、2つ目として四季を通じての健康づくりの学習、3つ目として歴史や文化を学ぶ学習、そして4つ目として教養を高め、高齢化社会を生きるための学習として、具体的には交通事故防止の講話、あるいは医療費やマイナンバー制度についての学習、振り込め詐欺防止の講話、各種スポーツ、あるいは健康教室、移動教室、学習発表会などの内容で、年7回程度活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 平成17年度から名称を変更して行ってきた、年7回程度行ってきたということでありましたけれども、では、（2）の加入者数、加入率及び男女構成比はどれくらいについてであります。

この学級はどれくらいの人数の参加を見込み、開催しているのでしょうか、そして、実際には何人の参加者がおるのか、また、世間一般論ではありますけれども、年を重ねるにつれて、男は出不精になりがちであるということをよく耳にいたします。いきいき学級においても、同様のそういった傾向にあるのか、気になるところでありますので、男女構成比がどれくらいなのかをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

平成29年度の加入者は75名で、募集定員100名に対して75%の加入率となっております。男女構成比は女性が69名、男子が6名となっております。

なお、参加率につきましては、毎回、学級生の80%の方々が出席されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 75%の加入率とはいえ、65歳以上の全体からすれば、非常に低調な加入者数と言わざるを得ないというふうに思いますが、しかも男性加入者が少ないのが非常に残念であります。充実した余暇を過ごすための生きがいづくりや健康に対する関心を満たすための学習等、魅力あるコンテンツでも加入者が少ない現状をいかに改善していくということを念頭に置きながら、（3）の加入者増加策、組織活性化策をどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

いきいき学級の加入対象者は町内に居住する65歳以上の男女ですが、この年代は現役並みに働いている方や趣味や娯楽が多様化し、学級以外で個々の活動をされている方がふえていることから、加入者が減少しているのが現状でございます。しかしながら、ひとり暮らしの高齢者の交流の場、生きがいの創造の場として役立っていることには違いがありませんので、

学習メニューの工夫や運営方法の改善等を図りながら、また福祉部門などと連携して高齢化社会の中で、この学級が生きがいつくりや安心安全を確保するための受け皿として機能するようなものにしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁でありますと、その年代の方については、現役並みに働いている、そして趣味や娯楽が多様化しているというなどを理由に加入者が減少しているというふうな答弁をいただきましたけれども、魅力的な内容でも加入率が低調である現状を、それらを鑑みれば、やはり根本から見直しが必要ではないかというふうに思います。

まずは、その第1印象でありますネーミングも大事ではないかというふうに考えております。といいますのは、学級というよりは大学というほうがイメージがよいのではないかとこのように思います。ただ、昔の寿でありますと、どうしても年配のイメージが強く、今の活動的な方々のイメージにはそぐわないというふうに思います。

例えばですが鏡石大学とか、そういった名称については今後検討していただくとしても、内容についてでありますけれども、いきいき学級というふうにあります、せつかくそれらを学級で学んだとしても、それらには進級もなければ、ましてや卒業制度もないと。

提案でありますけれども、それらを2年1クール等で考え、単位を何らかの形で取得していただき、修了後には教える側になって活躍していただく仕組みなどを考えております。大学だけにとどまらず、子供たちへの出張講座的なものをまた開催すれば、世代間交流の実現、文化伝統の継承の機会にもつながるとこのように思います。現実するにはクリアしなければいけないハードルも高いでしょうが、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、2番、町道の歩道の改良についてであります。

町内の歩道を見ますと、大きく3パターンあるのかなというふうに思います。マウンドアップ型、またはハーフフラット型、そしてフラット型に分類されるかと思えます。その時代時代の主流があるため、いろいろタイプが混在することは仕方がないところであると思えますけれども、高齢化が進み、皆さんよく目にすると思えますけれども、年配の方がシニアカーで外出する方もよく見かけるようになっております。

ただ、このシニアカー、走行しているのが車道部分であったりすることが非常に多く、安全が確保できていないようなというふうに捉えられます。歩道がでこぼこであったり、そもそも狭くて走行できない状況にあるということが原因であると分析できると思えます。町としても、こうした状況は既に把握済みであると思えます。それを踏まえた改良に着手しているかというふうに思えますけれども、（1）の町道における歩道において、どの程度そうし

た改良が済んでいるのか、そして全体的な計画概要や実施状況をお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 4番議員の質問にご答弁を申し上げます。

町内の歩道につきましては、ほとんど市街地並びに主要集落、学校等の主要公益施設の周辺を中心に整備されているところであります。現在、新たな歩道整備箇所として昨年度より工事着手いたしました消防署鏡石分署から鳥見山公園区間、町道笠石476号線になりますが、延長349メートルなど未整備路線を含めると、総延長46.7キロメートルになります。このうち、整備済み延長区間は、約41.9キロメートルということになりまして、約90%程度の歩道の整備ということになっております。

なお、議員さんがおっしゃいますとおり、古い時代から整備されてきた歩道、最近整備された歩道など、歩道の整備については相当数、違う整備の仕方がされているということや、老朽化などがありまして、改良すべき歩道もあるというふうに認識をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 改良すべき歩道もあるということでありましたが、では（2）の今後の見通しについてでありますけれども、現時点での完了見通しがいつごろになるのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

既在市街地の主要道路につきましては、都市計画道路に位置づけられており、歩道についても拡幅の計画になっているところでありますが、一部改良の区間が、必要な区間があるという現状でございます。現状におきましては、笠石鏡田線のやすこくや前交差点から鏡田方面までの東側歩道、約1.1キロメートルにつきまして、国の補助事業におきまして平成19年度から21年度にかけて一部改良を進めてまいりましたが、ほかに実施している道路事業ごとの統制などによりまして、現在はその先の整備は休止しているというような状況でございます。

また、同じ笠石鏡田線におきましても、笠石方面の歩道が将来できますというようなお話しもいただいております。このような歩道の改良につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいますとおり、歩行者の環境が、高齢者が歩きやすい、速やかな通りやすい環境整備を進

めることも今後大切になってくるというふうに考えております。

冒頭、議員さんからお話しいただきました歩道の形態につきましても、フラット型が最近の流れでございますが、民地との段差の関係から一辺倒にフラット型に改良できないというのが現在技術的な改良で検討しているところでございます。

そのような事情がありますが、なるだけ高齢者の方、お子さんを含めて、歩きやすい環境づくりを進めるように改良を進めていくことを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） ほかの道路事業と調整により、現在休止中ということでありましたけれども、シニアカーの安全確保だけではなく、通学する児童・生徒、歩道を歩く町民、全ての安全確保にも直結することですので、できる限り早急に完了できるよう取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、3番の老朽化した町施設の今後の方向性についてであります。

さきに大河原議員からの質問もありましたので、単刀直入にいきたいと思っております。

(1)の集会所の老朽化に対する町の考え方についてはです。大河原議員の質問、答弁では、公共施設に対する全体的な考え方を答弁いただいておりますので、対象を集会所に絞って、再度答弁いただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大河原議員のところでも答弁いたしました。町におきましては、平成29年、ことし3月、公共施設等の全体状況を把握して長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うために鏡石町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

ご質問の集会所につきましては、町が直接集会所として建設したものから、ほかの用途に使用されていたものを町が集会所の機能として利用しているものまで、全部で27の施設がございます。村の施設につきましては、古くは昭和53年ごろに建設されたものもあり、ご指摘のように老朽化しておりまして、31年から49年の間の施設が37%の10施設あるということで、この計画にもありますように、基本的には長寿命化のための改修工事等を念頭に置きながら、施設の点検をして利用頻度などを加味して、今後とも対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま、27の施設があるということでありましたが、これら集会所について設置基準などはあるのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

集会所の設置基準というのは、特にございません。要するに、何人住民がいれば幾つの集会所が必要というようなことはございませんけれども、町のほうには、設置と管理に関する条例だけ計上させていただいておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 集会所については、設置基準は特にないというふうなことでありましたけれども、これら集会所においても統廃合や用途変更を含め、更新あるいは解体の検討なども視野に入れ、最悪、廃止、解体の結論に至る可能性もあるという解釈でよろしいか、いま一度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

集会所はやはり地域のコミュニティの場でもありますし、当然ながら住民がいなくなるということは考えられませんので、基本的には改修工事をしながら、さらには計画にもありましたように、50年以上たっていれば、そのときには更新、さらには住民の状況、利用頻度に応じまして、統合することも将来的には考えられるのかなというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 統合することもあるということでありましたので、それらに伴って検討の際には地元の声に耳を傾け、時間をかけ丁寧な説明で住民の理解を得ることを最優先事項としていただけますようお願い申し上げます。

次に、（2）の保健センターの現状と対応策をどのように考えているのかについてであります。

保健センターは、以前は診療所として利用されており、先ほど大河原議員の答弁の中で、

築54年経過しているというふうな答弁がございましたが、こうした現状をどのように認識し、どのような対応をお考えなのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町保健センターは、昭和37年に建築され、木造平屋建てで、延べ面積は428㎡となっております。築54年の施設となっておりますのでございます。利用状況につきましては、従来の保健センターとしての利用目的である、母子保健事業や健康づくり事業としての利用者数が、昨年度平成28年度実績で、延べ971名となっております。そのほかの利用としましては、震災後、原子力災害対策室の事務所並びに若草教室の施設に一部活用し、現在も継続して利用しております。

町保健センターについては、現在のところ、施設運営上、修理の必要な箇所については、修理を実施しながら施設の保全に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 修繕しながら使用していくという答弁でございましたけれども、駐車場も狭く、建物自体も老朽化が激しい施設でありまして、長寿命化を図る大規模改修でどうにかなるレベルではないのかなと思います。それらをいざ建築するとなれば、基本設計で1年、実施設計で1年、建築工事で1年と、少なく見ても3年がかりの大事業になることが想像できますけれども、改築する際に移転するとかしないとか、こういった機能で、どれくらいの規模で建築するのか等の素案といたしますか、そういった検討は行われているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員の質問に答弁申し上げます。

先ほど総務課長が答弁しましたとおり、町では今年の3月に鏡石町公共施設等総合管理計画を策定しております。その中で耐用年数及び更新の考え方としましては、建設時より50年以上経過しているものについては建てかえの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建てかえると査定されています。

この町保健センターについても築54年になりますので、当然移転を含めた検討は行われておりますが、クリアすべき課題は山積しております。一番には改築費用の課題や場所の選定、施設の複合化や統廃合などがあるかと思っております。そういった課題を解決するためにも、今後

も関係各課と十分協議を重ねながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足説明させていただきます。

今、課長が答弁したとおりでありますけれども、いずれにしても我が町の保健センター、ご承知のように診療所を直して保健センター、さらには保育所の運営とかいうことで移行してきました。そういう中で、本当の意味合いという保健センターの対応はしていないということではありますが、これから健康長寿の町と、そういったことも含めて、この町の町民の健康を守るためにも、そして福祉の向上を図るためにも、ぜひとも防災機能も兼ねた防災福祉センターのそういったことについては、何とかしていきたいということを考えているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） さきの答弁、ちょっと忘れてしまいましたけれども、防災なんとかセンターという声が出てきましたので、建てかえするなら当然使い勝手のいいものをとるところを思うところがございますが、管理運営する町側と施設を利用する住民側においては、感じる使い勝手のよさにずれが生じることが多々あります。職員の皆さんの意見だけではなく、実際に利用する町民、それこそ子供から大人まで、そして高齢者まで幅広く意見を聞く中で検討等を何回も重ねていただきたいと思っております。

次に4番、農地維持に対する町の考え方についてであります。

昨年の9月にも同様の質問をさせていただいておりますけれども、ことしはことしということになりまして、（1）の町の農地の現状はどうなっているのかについてであります。

恐らく耕地面積は大きく変化はしないでしょうが、耕作面積と言われる、いわゆる耕作放棄地は変化が見られるのではないかと思われます。これからがどのように推移していくのかについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁させていただきます。

ご質問の中にもありましたように、耕地面積につきましては、17年から28年度が大きく変更ありませんが、大体500程度減少はしています。

耕作放棄地につきましては、農業委員会のほうで荒廃農地という形で調査を行っております、平成27年が64.6ヘクタール、28年が68ヘクタールということで、増加傾向にあると

いうことでございます。こちらにつきましても、ご承知のとおり、農家数の減少が1つ、さらには一部大規模化している農家もありますが、高齢化、後継者不足という関連から離農や小規模農家の規模縮小ということが行われて、耕作放棄地がますます増加してきているということでございます。

その対策については、大変必要な、急務な事業だというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 耕作面積は減少し、耕作放棄地、荒廃農地ですか、それは64から68へとふえていると、これは増加傾向にあることが調査結果で明らかになっているということでもありますけれども、では、（2）の農地の維持、耕作放棄地に対する具体的な対策、ビジョンはあるのかについてでありますけれども、町の農地は大部分が水田と記憶しておりますので、的を水田に絞ってお話ししたいというふうに思います。

1人当たりの年間の米消費量は今や1俵を割り込み、人口そのものも減少傾向、さらに米価も下落傾向にあるような現状に、稲作の将来に対し、明るい未来を見出せないのは当然私だけではないというふうに思っております。おおよそ耕作放棄地になるようなところは、水の便が悪いところであったり、そこに行くのが困難であったり、最悪、隣の田んぼをまたがなければ行けないような場所だったりというのが、大勢を占めていると思います。

耕作放棄地は、そういった農地を復活させるためには大変な手間暇がかかるというふうに思います。だから、耕作放棄地になるのを防ぎ、農地として維持しよう、理解などできないわけではありませんが、耕作放棄地の復活はもちろん、農地の維持に対してもただでできるわけではないと思っております。そうした状況下で、具体的対策、そういったビジョンなどをお持ちなのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、我が町の水田、ご承知のように、多分圃場整備率は50%を切っているというふうに思われます。そういうことで、我が町については、いずれにしても階段による水田が多いと、そういうことからしますと、町の圃場整備以外の部分については、10アールの、いわゆる棚田だと、鏡石町の田んぼは、そういうふうに思っております。この棚田、10アール区画の棚田をどうしていくか、当然そういうことですから耕作放棄地はふえるのは当然ということでもあります。そういう中で、本町のいわゆる農地は町の面積の約、電波塔を含めると、半数を占めているということでもあります。

その農地については、農作物の生産のみならず防災面や、さらには町の景観上からも大きな役割を担っております。その農地を維持していくことは大変重要なことでもあります。先ほど、2番議員からもあったように、いわゆる市街地と緑豊かな農村地域と、そういったことからしても大変重要な役割を担っているということでもあります。ただ、農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が年々拡大している状況でもあります。そんな中で平成27年に集落地域が抱える問題解決を図るため、集落座談会を通じまして、鏡石町人・農地プランを策定したところでもあります。

人・農地プランでは、担い手への農地の集積や、集落への法人化の受け皿づくりなどを推進していくということとしております。また、耕作放棄地に対する具体的なということでもありますけれども、具体的な対策といたしましては、今年度から5カ年計画となっております、いわゆる第5次の総合計画におきます農業振興後期事業におきましては、農地再生プロジェクトを計画しております。

これは、余り労力のかからない土地利用型の作物として、菜種、さらにはエゴマ、大豆、そばなどの栽培を正式にしているものであります。当面は、耕作放棄地の田んぼなどで、菜種やエゴマなどの栽培を推進し、食用油を地域で消費使用した食用油を回収しまして、バイオディーゼル燃料として再利用するという、いわゆる資源循環型の一連の工程を、田んぼで油を採ろう、鏡石油田計画ということで推進して、耕作放棄地の発生防止と解消に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） ただいま町長の答弁の中で、耕作放棄地で菜種、エゴマ、大豆、そばなどを栽培の推進というお話がございましたけれども、先ほども申し上げましたが、何らかの手を加え、作業を行うということは、当然そこに経費がかかってくるわけでありまして。最低でも経費が回収できなければ、それらを維持継続していくことは、私は不可能であるというふうに言えます。

経費が回収できること、さらに欲を言えば、利益を生み出せること、これを最優先にかかげた検討をしなければいけないと、私は思うところでありますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

こういったものを栽培して、いわゆる生産をしてもうかると、これは大前提ではあります

けれども、先ほど申し上げた、そういった作物が、つくってもうかるということであれば、どこでもつくるとというのが実情であります。

ただ、きょうも2番議員にお話ししましたけれども、いわゆる鏡石町は市街化区域の周りが田畑であると、この田畑が荒れれば、当然市街地にもいろんな面で影響を及ぼすということでもあります。そういったことから、そういったものを一つの基本に置いて、いわゆる農地を荒らさないような、そういった施策をやったり、是が非でもやっていかなければならないと、それが根底にある、そういう中でもうかる仕組みもつくっていく必要があるというふうを考えております。

これは大変難しいことではありますけれども、考えていただけではだめだと、そういうことで今年度から取り組みをしていきたいという、そういった意気込みでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 続きまして、（3）の農業委員と農地利用最適化推進委員の具体的役割と相互の関係性についてであります。

今までは農業委員しかなかったところに、農地利用最適化推進委員が新たに任命されたわけでありましてけれども、これは今まで農業委員の方々が果たしてきた役割を一部分移管したということなのか、はたまた、それぞれがそういったことで、それぞれが果たすべき具体的役割と相互の関係性をお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳沼和吉君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

平成28年4月に、（改正）農業委員会等に関する法律が施行されまして、これに基づき、去る7月20日に新制度での農業委員と農地利用最適化推進委員を3年間の任期におきまして、任命したところでございます。

農業委員の役割につきましては、推進委員と2つに分かれるわけなんですけど、従来の農業委員の許認可の審査、あとは現場での活動と大きく2つあるわけですが、審査等を農業委員会に、推進のほうには現場等の活動を、大枠では分けたものとなっております。

具体的に申し上げますと、農業委員につきましては、会議に出席しまして、最終的に農業委員会として決定するものが主体でございます。農地等の権利等の許可、農地利用の集積の決定、農地転用許可に当たっての具申すべき意見の決定、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定などの意見の決定でございます。

一方、農地利用最適化推進委員につきましては、今回の改正によりまして新設されたもの

でございます。役割としましては、農地の集積や耕作放棄地並びに遊休農地の発生防止解消等の地区においての農業者等の話し合いの推進、これに伴います農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集約の推進でございます。主には現場での活動というようなことになろうかとございます。

それぞれの委員の関係性についてでございますが、農業委員会の指針や施策、意見の決定等に対しまして、両委員から検討や意見を徴取したり、またそれぞれの地区において、耕作状況や検討課題等を農業者とともに、農業委員推進委員として情報を共有し課題解決をすることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ご答弁で理解いたしました。

農業を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、そういった両委員が果たすべき役割は非常に重要であると考えられます。大規模専業農家の声のみならず、中小規模農家、兼業農家の声にも耳を傾けながら、鏡石町の農業を推進していただけますようお願い申し上げまして、この質問は終了いたします。

最後の5番であります。

5番の児童虐待についてであります。

昨日、児童虐待に関する報道がございました。既にご存知かというふうに思いますけれども、全国に210カ所ある児童相談所が2016年度に対応した児童虐待の件数が12万2,578件、これは報道値ということになりますけれども、これはいずれにしても過去最多、集計を始めた1990年から26年連続増加との内容でありました。こういった報道がされればやはり、皆さん気になる場所であると思います、当町の状況がですね。

そこで、(1)の町における児童虐待の認知件数についてはであります。町においても同様の傾向にあるのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県内の児童相談所における児童虐待相談の状況につきましては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトを合計した直近の3カ年の相談件数が平成26年度に394件、平成27年度に529件、平成28年度に956件と近年大幅に増加しております。そのうち、鏡石町の件数につきましては、平成26年度6件、平成27年度5件、平成28年度10件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） やはり、町においても同様の傾向にあると、これは非常に憂慮すべき事態であると思います。町、県そして日本の将来を担う子供たちは、当然我々の宝であります。子供たちを守るために、我々大人は何ができて、何をすべきなのか、子供たちの未来を奪う児童虐待が年々増加している今、改めて考えなくはいけないのではないかと感じるところであります。

そこで、（２）の町として取り組んでおる防止策、被害軽減策はについてであります。

どういった取り組み等を行っているのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、虐待を受ける子供を初めとする要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護を図るために必要な情報の交換、支援に関する協議を行うため、鏡石町こどもを守る地域ネットワーク協議会を設置しています。

本協議会は、学校、幼稚園、保育所、児童相談所、民生児童委員、警察等の関係機関で構成されており、児童虐待の情報の共有化に努めています。

具体的な取り組みといたしまして、協議会、構成機関の代表者による会議を年1回、実務者による会議を年2回、その他虐待案件の緊急度に応じた個別のケース検討会を随時実施して、個々の家庭状況を考慮しながら対応しております。その他、学校や保育所等の施設からの情報のほかに、町の未就学児健診や民生児童委員による活動の中から提供された情報が虐待の早期発見につながった事例もあります。町としましても、引き続き関係機関と連携を図りながら、児童虐待の防止対策に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 協議会など関係機関が連携して対策に当たっていることは承知いたしました。我々のような周りの人間にも、身近な人間にもできることはあるのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

身近なものとしてできるのは、まずは通報制度がございます。そういったお子様の泣き声とか、虐待されているあざとか、そういったものを発見した場合には、私ども、福祉こども課、もしくは児童相談所、身近であれば民生委員さん等に通報、もしくはご連絡いただければ早期発見につながるかなというふうに思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今、答弁いただきました通報等、我々にもできることがあるということがわかりました。それらをぜひ周知徹底を図っていただき、地域ぐるみで児童虐待の防止、根絶に取り組んでいく環境づくりに力を入れていただきたいというふうに思います。

現実なところで言えば、児童虐待の根絶の可能性は限りなくゼロに近いかもしれませんが、諦めないことが大切だと思うところであります。

ロシアのワールドカップ最終予選で日本代表が実証してくれました。初戦で敗退したチームの予選突破確率がゼロパーセントということを打ち破り、2分5敗の相手から白星を上げ、6大会連続となるワールドカップ出場を獲得しました。それはまさに、諦めずに取り組んだ成果だと思っております。

児童虐待に限らず、ということになりますけれども、何かをなし遂げようとするときは、当然それなりの困難がつきまとうものかと思えます。諦めない心を持って、各種事業を推進していただきますこと、そして、今回の一般質問が来年度予算要求に生かされることを強く要望し、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月6日から9月14日までの9日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あす9月6日から9月14日までの9日間は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時41分

第 3 号

平成29年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年9月15日(金)午前10時開議

- 日程第 1 認定第 3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第147号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第148号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第149号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第150号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第151号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第152号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第153号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第154号 平成29年度上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 発議第 20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第12 請願・陳情について
総務文教常任委員長報告
- 日程第13 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第14 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第15 議案第155号 鏡石まちの駅設置工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

日程第2の追加1 発議第 21号 議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)に対する修正案

追加日程第16 決議案第 6号 議会改革特別委員会設置に関する決議(案)

追加日程第17 意見書案第10号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験の強行に対し重ねて厳重に抗議を求める意見書(案)

出席議員(11名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員(1名)

9番 大河原正雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	吉田賢司君	福祉こども 課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課長	根本博君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君
農業委員会 会長	柳沼和吉君	教育委員会 委員長	常松洋子君
農業委員 会長	菊地榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、9番、大河原正雄君の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、追加議案の1件が提出されておりますので、本日の議事の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

○6番（議会運営委員長 長田守弘君） おはようございます。

ご報告いたします。

第9回鏡石町議会定例会議事日程（第4号の追加1）。平成29年9月15日金曜日、午前10時開議。

日程番号、件名の順でご報告いたします。

第1から第14におきましては、先日ご報告したとおりであります。

追加議案として、日程第15、議案第155号 鏡石まちの駅設置工事請負契約の締結について。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件を本日に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を本日に追加し、審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第4号の追加1により運営いたします。

◎決算審査特別委員長報告（認定第3号）及び報告に対する質疑、討論、

採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、認定第3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

1 番、小林政次君。

〔決算審査特別委員長 小林政次君 登壇〕

○1 番（決算審査特別委員長 小林政次君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

平成29年9月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成29年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、小林政次。

平成29年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は平成29年9月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に報告いたします。

平成29年9月8日（金）、午前10時、午後4時36分、委員全員、議会会議室。

平成29年9月11日（月）、午前9時55分、午後4時50分、委員全員、議会会議室。

平成29年9月12日（火）、午前10時、午後1時40分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第3号 平成28年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成28年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町上水道事業会計歳入

歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

主な質疑は別紙のとおりであります。

平成28年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成28年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 平成28年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金の処理並びに地方交付税の減額及び町コミュニティセンター外壁・屋根等改修工事費、社会資本整備総合交付金事業費などの増額補正予算で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,956万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,391万6,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第2表、地方債補正。

1、変更であります。

このたびの変更につきましては、社会資本整備総合交付金事業の増額に伴い、起債の限度額を770万円増額し、補正後の限度額を6,580万円とするものであります。

次に、16ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番（今泉文克君） ただいま補正について説明いただいたんですが、24、25ページになりますが、この商工費の観光費の部分に入ります。ここの19節で負担金補助及び交付金なんですが、463万ほどの減額で、田んぼアート事業補助金ということで減額になっております。これ、当初予算では1,045万ほど計上しておったんですが、これは補助金の不採択とかで減額せざるを得ないというふうなことでございますが、463万というと1,000万のうちの約4割がここで減額になるわけなんです。減額になった場合の対応についてはちょっとまだ伺っていなかったものですから、この463万減額になった分の補填なり、あるいは事業内容の修正なり、それらについて説明を求めます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する執行の説明を求めます。

産業課長。

[産業課長 根本 博君 登壇]

○産業課長（根本 博君） ただいまご質問あった10番議員のご質問にお答えします。

29年度の当初予算のほうでみらいを描く市町村等支援事業費助成金を申請したところでございますが、残念ながら不採択ということになってしまいました。

歳入額としては630万の減額という形になっておりますが、その関係上、田んぼアート実行委員会の単独事業につきましては、採択の内容を再度事業を精査して行うということで現在進めております。そのほかにつきましては、昨年から実施しているきらきらアート等のさまざまなほかの事業とも絡めながら、また昨年実施したものを有効活用しながら、経費を削減して現在進めているところでございまして、そういうことで現在進めております。

なお、ご存じのように、現在、田んぼアートについては2万5,000人を超える来観者がいるということで、大変好評ということでございます。なるべく皆さんにおいでいただける形で、経費も削減しながら事業を進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） ただいま上程されました一般会計の補正につきまして、2点ほどお伺いをさせていただきます。

25ページの、ただいま今泉議員が質問されました、その上の工事請負費の屋根・外壁、コミュニティセンターの改修工事費になるかと思うんですが、この屋根と外壁の内訳はどの

ように考えていらっしゃるのか、この点についてお伺いしたいということが1点でございます。

それから、もう一点が、27ページの教育費の中の事務局費のところの報償費、旅費、需用費とありますが、第三者委員会に係る経費かと思いますが、まず1点目は、何回ぐらいこの第三者委員会を開催する予定なのか。それから、この第三者委員会というのは、もうマスコミ発表で設けるといふふうに発表しておりますので、開催するのはもう当然なのかなというふうに思いますが、実際にこの保護者はこの第三者委員会をやって納得をしてくれるのかどうかという部分ですね。保護者は何を求めているのか、この部分についてお伺いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいまご質問ありました5番議員のご質問にお答えします。

今回のコミュニティーセンターの改修でございますが、屋根についてはふきかえという形になりますので、そちらが金額的には大きくなるかと思えます。外壁につきましては、現在のものの一部亀裂の補修、さらには塗りかえという形になりますので、大まかには屋根、さらにはコンコースの屋根もふきかえという一部形になりますので、そちらが一番大きな金額になると思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） ご質問にご答弁申し上げます。

第三者委員会の会議の回数でございますが、年度末までに6回を一応予定しております。そのほか調査等も予定しておりますので、そういった中での含めての費用でございます。

あと、保護者の関係でございますが、我々のほうでも動いているところでございまして、事実関係の究明、さらには再発防止といった中の提案、そういったものをしながら保護者に納得いくような報告書を作成できればと考えておりますが、保護者の方がこういった結果に納得していただけるよう努力はしていきたいと考えております。ただ、一番は、学校が一日も早い、正常化といいますか、そういった学校生活を望んでいるのが一番かと、保護者の要望だと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）についての質疑であります。

今、2名の議員が既に、先輩議員の方々が質疑をされましたが、ご指摘がありましたところ、私も同じでありまして、24ページ、25ページの7款商工費、1項商工費、3目観光費の部分についてであります。その中のコミュニティーセンター改修工事ということで、副町長説明によれば、屋根、外壁等のふきかえ改修ということで3,500万円が今回予算に計上されているわけではありますが、この点についてお尋ね申し上げたいと思います。

まず、1点目は、3,500万円の、今、内訳が屋根、外壁についてそれぞれ内容の説明はあったんですが、それぞれどういうふうに経費がかかっているのか、具体的な予算計上はどのような積算根拠をもって行われたのかということでもあります。

今般、決算議会でありましたので、決算審査を委員長のもとで一生懸命やりましたけれども、町の公共施設の改修は今我が町の大きな問題となっておりますが、その中でやはり屋根の改修等も見られました、昨年度事業において。そこで見ますと、大体が何百万という単位のものが多い。しかし、今回は、3,500万というふうに1桁多いと。私から見たら、あるいは皆さんもそうだと思いますが、ちょっと高いんじゃないのかなと。あるいは、この中身がわからないと納得できないんじゃないのかなという方が多いんじゃないかなと思いますので、この辺をしっかりと説明していただきたいというふうに思います。

そして、2点目ではありますが、今般3,500万という、今申し上げたように大きな補正予算が組まれているわけでもあります。1億2,000万の補正を組むうちの3,500万ですから、30%がここに係るということで大きな補正だと私は認識しておりますが、こういった屋根・外壁等の工事であれば、本来であれば当初予算で予算計上すべきではなかったのかというふうに思うんですが、その辺の理由をお聞かせいただければよろしいかなと思います。それが第2点目であります。

そして、また、このコミュニティーセンター改修工事の財源を見ますと、全てが一般財源であり、国・県支出金、つまり国・県からの補助金等の補助を得ていない。町からの全額の持ち出しなわけでありまして。このように大きな工事をするとき、そういう持ち出しにならないように対処することはできなかったのか。その辺の対策は講じられなかったのかどうかをお尋ね申し上げたい。

そして、4点目が、いっぱいあるんですけども、これは、今申し上げたように、屋根・外壁の工事なんです。私が何で当初予算に入れなかったのかという話を聞いたのは、期待的に、要するに緊急性がないものだったら、やはり当初予算でやるべきだと私は思います。

この屋根・外壁の今の状態を教えてくださいたいんですよ。というのは、1つは、屋根ですから雨漏りしているんですかということが1点。外壁ですから、すき間風が入るんですかと、その辺が具体的な質問、質疑ということになるかなというふうに思います。

そして、もう一点目が、3,500万円の工事を計画されていて、きょう、一番最後の議案、追加議案が加わりまして、実際に内部改修のほうの、いわゆる大規模改修ですか、内部改修のほうの業者が議会として決定されるわけですが、そこに、同じ業者に頼むのかどうかということです。恐らくはもう一回入札をちゃんとやってやるような形になると思うんですが、その辺の業者の選定はどういうふうに考えているのか。何せ3,500万の工事ですから、議会の同意は今度は要らなくなるはずですから、その辺はよく今のうちに聞いておこうかなんていうふうに思っています。

そして、最後の質疑ですが、今、これ3,500万の工事で予算計上しているわけですね、改修工事、屋根、外壁。そうしますと、これが一番最後の工事のメニューかなというふうに思います。予算計上されて、実際に施工されるのは。そして、完成を見るんだというふうに考えておられると思うんですが、ここまでに、このまちの駅の事業でどんなものにどれだけの額が使われて、これで総額幾らになるのかということをお願いしたいというのが最後の質疑であります。

たくさんあるんですが、今、私わざわざゆっくりしゃべったので、それぞれについて丁寧に説明をいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま1番議員からご質問あった件についてご答弁いたします。

まず、1点目が、コミュニティーセンター改修、3,500万円の内訳という話でございました。

直接工事費という形でまずご理解いただきたいと思うのですが、まず、屋根につきましては直接工事で1,200万程度、外壁については450万、さらには仮設工事関係に800万、その他の諸経費として1,000万強を計上したところでございます。

2つ目のご説明になりますが、当初予算でなぜ上げられなかったというご質問でございましたが、こちらにつきましては、平成28年度の国の補正予算の中で、ご存じのように、地方創成拠点整備交付金が創成されました。まちの駅につきましては、それ以前からワーキンググループを行いながら基本構想を策定していたところでございまして、それに基づきましてコミュニティーセンター1階部分の内部を改修してまちの駅をつくらうという構想がありま

した。それを受ける関係で28年度の3月で補正予算をとらせていただきまして、29年3月から実施設計を進めたというところでございます。その関係で、屋根・外壁については当初から見ていなかったということをごさいます。緊急性という部分では、当時はまずはまちの駅の開設を優先的にしましょうということで、29年度当初予算では計上していなかったところでございます。

続きまして、財源についてでございますが、そちらは後ほど総務課長のほうからご答弁させていただきますと思います。

一応、財源につきましては、各種事業も検討したところでございますが、施設についてのなかなか補助金がないということをご存じかと思えます。そういうもので、なかなかそういう補助事業が活用できなかったということをご理解いただきたいと思えます。

4つ目、緊急性というお話でございます。雨漏り、さらには外壁の亀裂による腐食ということでございますが、一部、昭和61年開設して、屋根も大分傷み出てきています。そういう意味では一部雨漏り等もあったふうには聞いておりますが、1番議員のおっしゃるように、雨漏りがしていてすぐにでも使えないということでは今のところはないというのは理解しています。

ただし、今回、まちの駅を設置するに当たりまして、実施設計に当たりました設計業者とも再度確認してもらいました。そうしますと、せっかくつくるまちの駅の1階部分等を兼ね合わせると、やはりこの機会に長寿命化を含めた中で改修はしてはどうかというご意見もいただきました。さらには、各種関係者のほうからも今回含めた中でやっていただければどうかということで、改修したほうがいいんじゃないかというご意見を踏まえながら、今回9月補正のところで行いました。

なお、来年、30年度以降の予算でも、確かに緊急性からすれば可能かもしれませんが、ご存じのように、今回まちの駅をせっかく設置するという意味では、町内外に広くアピールして、まちの駅の効果的な運営ということも考慮しまして、今回9月で補正をとりまして、合わせた同一時期に施工したいということでございます。

さらには、時期がまたずれますと、駅利用者の関係等で放置期間が長くなってしまおうとなると、大変不便を来すということになりますので、そういう意味で今回上げたところでございます。

続きまして、今回補正する中身でございますが、こちらについては業者の選定、つきましては、議員さんのおっしゃるように、議会の議決は必要ではございませんが、一応指名競争入札という形で入札を行って適正な価格にしていきたいということで考えておりまして、進めたいというふうに考えているところでございます。

あと、最後、6つ目になります。今回の工事に当たりましてでございます。

実質、まちの駅設置に当たりましては、28年度の基本構想から実際始まりまして、29年度の、28年度の繰越事業として実施設計、工事、さらには今後備品の購入等を行っております。さらには、6月補正でデジタルサイネージという事業も導入をする予定でございます、今回の3,500万の補正を合わせますと、トータルで1億9,878万5,000円という事業になっているということでもあります。

なお、今後予想される事業としましては、当然、駅周辺、駐車場という問題もまだ残っております。そういうのも含めながら、関係機関と協力しながら、皆さんに使われるような町の顔でもあるまちの駅をつくっていききたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3番目の財源の話でございまして、当然、持ち出しにならないような対策を講じるのが当然でございます。公共施設については、産業課長が答弁したように、補助金がないということで持ち出しにならざるを得ないと。

本年3月に作りました公共施設管理計画に基づきまして、今後、地方財政措置がとられることにはなったんですが、施設の長寿命化につきましては、やはり耐用年数が60年と設定されておりますので、それには該当しない。さらには、個別計画も今後つくらないと該当にはならないということで、今回、一般財源を持ち出して改修することになったものであります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再質疑を認めます。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、私が質疑させていただいた内容について答弁いただきまして、大体のことは、概略といいますか、ご意見、考えはわかったつもりであります。今回補正予算3,500万ということで、中を改修して来春3月にオープン、今年度中に終わらすと。そして、それに合わせるために外側もきれいにしようという考え、これは一理あるのかなというふうに思うんですが、やはり私は、それができるかどうか。財政調整基金を持ち出したり、場合によっては地方債を組めば幾らでも、これ、できるんだと私は思うんです。

だけれども、今言ったみたいに、雨漏りはしていないし、風も、亀裂は入っているけれどもそんなにびゅうびゅう大きな、まあ台風が来てもしのげるでしょうから、そういう建物を3,500万という高いお金を出して、補正ですよ、しかも。補正を出して、今年度中にやる

必要があるのかどうかということ、これはどういうふうに思っていますか、町長。その辺よく、私ら議会議員だけでなく、町民が納得するような形で説明いただかないと、これは町民としては納得いかないんじゃないのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 再質疑の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

いずれにしても、地方創生事業としてコミセンの1階の改修を、いわゆる地方創生の補助事業として入れることができたということです。それに伴って、先ほど担当課長が説明したとおり、実施設計等に当たって設計業者からいろんな助言をいただいたということです。

建築してから、31年が経過をしていると。そういう中で、前に、雨漏りも実はしていたのも事実であります。そういったことも含めて、多分、議員さんは多少この方針と今の考え方をご納得されたものというふうに思っております。

そういう中で、財源ということに関しては、いわゆる修繕と、そういった屋根等の、そういったものは先ほど総務課長が答弁したとおりであります。そういう中で、これを一体的に、効果的にやはり進めるのには、同時施工、そういった近接でやるのが効果的であろうということです。財源等については、こういった予期しない、そういった財源等については、当然財政調整基金等も活用しながら有効的にやっていくことが大事なんだろうというふうに思っております。そういう中で、今現在、7億を超える財調もある。ただ、無駄遣いをするということではありません。この事業を、1階のコミセンを有効に、そうやってさらに長寿命化を図り、そして効果的な事業をするために必要な今回の経費だというふうに私は考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再々質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長から答弁いただきましたが、屋根とか外壁を直すということは、私は、これは必要なことだろうと思うんですね。あと、今説明あった、前にも説明あったように、耐用年数の関係もあって、古くなった建物を直すということは、これは仕方がない、ある意味避けられないこと。ただ、この財源が、今は財政調整基金から出せるからまだいいんですが、この額面が大きいのでどうしたものかということで質疑を重ねてきました。

そういう中で、私、忘れないで申しますが、きょうこの質疑が終わったらば、修正動議を出すつもりでいるんですよ。今、議案の原稿もこの後に出しますから、私忘れないように言っておきますね。この3,500万についての緊急性について納得できない。

今、町長が答弁いただいた中で、屋根が実際に雨漏りしていたっていうじゃないですか、これ。私は一言も聞いていないですよ、こんなこと、今まで。町長が今おっしゃったのかもしれないけれども、担当の課長さんとか、あとこれを管理している人から一回も聞いたことがない。それはまあ昭和61年の建物ですから、雨漏りするかもしれません。あるいは、ちっちゃな雨漏りは、気づかない雨漏りもあるのかもしれませんが、今まで私は雨漏りという緊急性はないのかというきょう質疑もしている経緯の中で、あるいは全協の中でも質疑等している中で、雨漏りについては今初めて聞いたんですよ。その辺について、雨漏りに対してこれまで、いつ起きてどういうふうな対策を講じてきたのか、この辺のことを我々に説明する必要があるのかどうかというのも、これはどう考えているかわかりませんが、この辺についてちゃんとよく教えてもらわないと、私は納得しない。

屋根、外壁を直すことは、これはいたし方ないけれども、今ではなくてもいいんじゃないかということなんですね。

今申し上げたことに対して再々質疑の中でさせていただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 再々質疑の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど、担当課長は「現在はない。まさにそういう状況だ」と。私も、そういうふうに認識しております。ただ、一部、以前、ちょっと年数はわかりませんが、一部そういったことがお話をされたということをごちらは耳にしているということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 動議を提出します。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま、2番、吉田孝司君から平成29年度一般会計の修正動議が提

出されました。

動議は、2名以上で賛成者がありますので、成立いたします。

ここで暫時休議いたします。

休議 午前10時53分

開議 午前11時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

○6番（議会運営委員長 長田守弘君） ご報告いたします。

2番議員から出されました修正動議に対しまして、日程番号第2の追加1として日程に追加することに決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ただいま、議運の委員長の報告のとおり、2番、吉田孝司君の動議を日程に追加し、日程第2の追加1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

暫時休議いたします。

休議 午前11時05分

開議 午前11時07分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2の追加1、発議第21号 平成29年度一般会計補正予算（第2号）に対する修正案についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第21号 議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議であります。

平成29年9月15日。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。賛成者、鏡石町議会

議員、今泉文克。

上記の動議を地方自治法第112条及び第115条の3並びに鏡石町議会会議規則第13条及び第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由の説明を申し上げます。

鏡石まちの駅かんかん館設置事業については、平成29年3月定例会において可決された補正予算のうち、総事業費4億4,975万8,000円が投じられる。平成28年度繰越事業として、平成29年度中に駅コミュニティーセンター1階部分の大規模改修工事（内部・電気設備・機械設備改修工事）が施工開始され、当年度に完成に至る予定になっている。今9月定例会においては、当該工事請負契約の締結に関する議案が町執行部から提出されることになっている。

総事業費1億4,975万8,000円に対する財源内訳を見てみると、補助対象外である情報施設整備関係費用505万8,000円が一般財源から捻出され、さらには補助対象である1億4,400万円にあつては、国庫支出金7,200万円に加えて、地方債7,270万円がこれに充当される。駅コミュニティーセンター1階部分の大規模改修工事だけを見ても、我が町の厳しい財政運営に対して相応の負担を強いられることになるのは自明のことである。

今般、町執行部が提出した議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）においては、既存の大規模改修工事とは工事内容が全く異なる、いわば新規事業として、町コミュニティーセンターの屋根及び外壁の改修工事に係る費用3,500万円が予算計上されている。先述のように、我が町の財政状況が非常に厳しい中において、町執行部における予算編成に当たっては、財源確保及び費用対効果について十二分に検討されなければならない。特に、予算の補正に当たっては、年間予算としての当初予算の意義を失うことなく、また、財政運営の一貫性が損なわれることのないよう、特別の事情のあるものに限って必要最小限度にとどめるべきであるとされている。

そのような中で、今般の町執行部の補正予算案において示された町コミュニティーセンターの屋根及び外壁に係る新たな改修工事については、本年7月の定例全員協議会において、ある議員から町執行部側への一意見として提案された内容に相当するものである。しかし、既存の大規模改修工事の計画にはなかった屋根及び外壁の補修について、新たに自主財源のみに依存して財政調整基金を取り崩して行おうとするものであり、年度途中における新規準備であるため、余りにも無計画過ぎると言われてもいたし方のない事態である。新たな改修工事の内容及び計画、さらには関連する既存事業に係る経緯や計画性から勘案するに、新たな改修工事の必要性については時間を十分にかけて検討する意義はあるものの、今般の補正予算化は明らかに時期尚早であり、当該の屋根及び外壁の改修工事においては何ら喫緊の対策を要するものではない。

さらには、町執行部が本腰を入れて、鏡石まちの駅「かんかん館」設置事業を充実させ、町民にとって有意義なものとして当該事業を推進したいと考えているのであれば、かねての懸案事項でもある駅前駐車場の確保に向けて早急に対策を講じるべきであり、費用対効果の面から勘案してみても、駐車場対策を最優先すべきである。

一方、町コミュニティセンターの屋根及び外壁の改修工事に関しては、緊急性もなく優先順位も低いため、今後の綿密な計画立案及び予算措置、財源確保によって、漸次待期的に行われるべきものであると判断するのが妥当である。また、補正予算としては極めて大きな支出額を見込むものであることから、町執行部においては、その予算計上及び議案提出にはさらに慎重を期さなければならないものであることを重ねて申し述べておく。

したがって、本来であれば、町コミュニティセンターの屋根及び外壁の改修工事に関しては、年度当初における新規事業として、当初予算において詳細な事業計画とともに計上され、3月定例議会等において慎重審議されるべき性格の案件であり、今般の補正予算においては、当該の屋根及び外壁の改修工事については予算計上することが適切ではないと考えられることから、議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案を提出するものである。

修正案についてご説明申し上げます。

議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案。

議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

原案についてのページを申し上げます。原案は9ページになっております。

原案において、第1条中、「1億2,956万9,000円」を「9,456万9,000円」に、「61億4,391万6,000円」を「61億891万6,000円」に改める。

続いて、原案は10ページ、11ページになりますが、第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入についてであります。17款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額3億4,457万9,000円。補正額、原案は7,600万円でありましたが、修正案では4,100万円と修正させていただきます。それに伴いまして、歳入合計額の変更、そして予算の総計の変更がございます。

また、歳出につきましてご説明申し上げます。7款商工費、1項商工費につきましては、補正前の額1億1,001万9,000円、原案における補正額3,048万4,000円、ここから3,500万円減額いたしまして、修正案におきましてはマイナス451万6,000円と修正するものであります。計、合計につきましては、今申し上げたとおり、3,500万円を全て減じるものでございます。

参考といたしましておつけしました歳入歳出予算事項別明細書について、簡単にご説明申

上げたいと思います。

総括、歳入、歳出につきましては、原案、13ページ及び13から15ページにわたって書かれています。

歳入、17款繰入金、補正前の額3億4,457万9,000円。補正額につきましては、原案では7,600万円、修正案においては3,500万円減の4,100万円ということで計上させていただいております。

歳出についてのご説明を申し上げます。歳出は、7款商工費、補正前の額1億1,001万9,000円。補正額、原案におきましては3,048万4,000円ですが、修正案においては3,500万円減のマイナス451万6,000円です。これにつきましては、原案における一般財源の記載にありますとおり、3,678万4,000円のところから3,500万円を減じた178万4,000円を一般財源として計上させていただいております。

次のページになりますが、事項別の明細でありますけれども、歳入、17款繰入金、2項基金繰入金の説明であります。

1目財政調整基金繰入金、補正前の額2億1,898万6,000円。補正額、原案においては7,600万円、修正案においては3,500万円減の4,100万円で計上させていただきました。

対しまして、歳出。7款商工費、1項商工費についてであります。3目観光費、補正前の額4,233万6,000円。補正額は、原案におきましては3,048万4,000円ですが、修正案におきましては、3,500万円を減じましたマイナス451万6,000円で計上させていただいております。節におきましては、区分15、工事請負費、金額3,500万円を削りました。また、説明欄にあります201地域づくり事業、コミュニティーセンター改修工事として3,500万円を削除させていただき、今申し上げました修正案の提出とさせていただきます。

以上、慎重審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま修正動議が提出されましたけれども、1点お伺いしたいと思います。

先ほど、町長の説明の中にも、屋根からの雨漏りがあるというふうな説明がありました。時期的にはいつだったのかわからないという、こんなふうな答弁でありましたけれども、ただいま提出した議案の中を見ると、時期尚早ではないかと、このような文面がありますが、何をもって時期尚早なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま5番議員から質疑をいただきました件につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

先ほど、私の質疑の中で、雨漏りをした事実があるということを町長から説明があったということでもあります。また、その後、私のほうから再々質疑という形でさらにそれについて詳細をお尋ね申し上げたという経緯はご存じのことだと思います。

さて、その中におきまして、最終的な説明としては、これまでそのような雨漏りはあったということ。そして、それに対して、現在、今そんな雨漏りはないと。要するに、恐らくは小さな補修をもって行われ、それで直って、今は雨漏りはないんだというふうな現状にあるのかなというふうに認識いたしました。

ここ、今回申し上げましたとおり、3,500万円という大きな費用、その内訳については先ほど説明があったと思いますが、これは本当にふきかえという大規模事業であります。それに対しまして、これまでは恐らく小さな事業で何とか屋根補修、そういったものはある意味いたし方なかったのかなと。ある意味、そういったものは町における予算を圧迫しない程度で、小さなものは補修は幾らでもあっても私はいたし方ないと思ったんですが、今回このような大きな補正予算が組まれたものですから、今回このような修正動議をあえて出させていただいた次第であります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

5番、菊地洋君の反対討論の発言を許します。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 修正動議に対する反対討論を述べさせていただきます。

大変すばらしい動議を提出いただきましたことに、まずお褒めをしたいというふうに思っております。

ただいま、私、時期尚早ということに対して質問をさせていただきましたが、実際に今回内装を数カ月かけて修理をするということでありまして、安全性とか、そういうところから考えたときに、足場を組んだりというふうなこともあるかと思っておりますので、一緒に工事をす

るのが今後利用者のために大変いいのではないかなということが第1点であります。

それから、第2点については、来年4月にオープンというふうな、一応オープンの日も大体時期が決まっているということを考えますと、本当に鏡石町のイメージということを考えて、コミュニティーセンターが本当に新装オープンしたんだなというふうないいイメージを町民に、そして町外の方々にも与えるためにも、今回、確かに大きな金額、3,500万円という補正であります。一遍にやったほうが私はいいと思うので反対討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に賛成の討論の発言を許します。

〔「議長、10番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時24分

開議 午前11時28分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

次に、原案に賛成の討論の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま特例の最終賛成討論ということで許可をいただきました。

実は、今回修正動議されました案件について、私なりに種々検討してみました。28年度においては繰越明許が1億4,975万8,000円ほど、これ昨年できなくてことしに繰り越ししました。そうしますと、かなり時間的には、内容の検討とか、そういうことについてはされておったという、十分時間はあったろうというふうに思っております。

その中で、今回追加議案として、内部改修費として8,700万ほどの内容が入札ということでやっと出てきました。この段階で8,700万というのは簡単な金額ではありません。かなりの、私からすると高額な金額がここで投下されます。そうしますと、先ほど町長の説明では、ここに1億9,800万ほどの計画をされるというふうな答弁がございました。約2億円あります。今回の一般質問でも、私、これについてはかなり時間を割いてお伺いしたところでございますが、どうも先の見えない。はっきり申し上げまして、誰に聞いても、始まりはかなりの赤字を出すだろうと。そこに、継続してこれが行われることによって相当の赤字が見込まれるというふうな、この案件でございます。

そうしますと、いろいろ考えてみますと、実は過日に我々にも配付されましたが、公共施設の維持管理に係る冊子がありました。39年という年月を経過した中であの建物が維持管理

されているわけですが、その中でも、前に調べた中でも雨漏りとか外壁とかという分については出ておりません。そのような全体的な中でもそれも出ていない、にもかかわらず今回3,500万というふうなことで、外壁・屋根、出ました。これをお伺いしますと、諸経費のほうで1,000万ですか、見ているということでございます。普通、諸経費というのは残された細かい部分の金額であって、出てこない。ということは、この3,500万の中の明細というのが我々にまだ明示されておられません。

そうしますと、ここにまたプラスになりますと、2億5,000万近くの事業費にまで膨らんできます。そのようなことを考えると、非常にこの計画がもうちょっと綿密に、かつ持続性のある、そして町民に喜ばれるというふうな基本姿勢からいうと、この急遽湧き上がった外壁と屋根工事というものは、私は当然今回は見直すべきであって、そしてやるのであれば、今回の文化講演会なんかでも須賀川でやることになりましたが、その理由はと聞いたら小学校、中学校等の体育館の音響設備が悪いと。そういうふうなことで他市町村に頼らざるを得ないのであれば、このような金額はそういう緊急性のあるものというふうな捉え方でも、防音装置とか、そういうふうな施設の改修に回すべきだろうと。

また、それよりも大事なものは、まちの駅が4月にオープンする予定でありますから、4月にオープンする段階で、私は致命的だと思っている駐車場の設置、この駐車場の案件が全然話題に上がっておりません。私は、これはやっぱり多くの場で議題として議論して、そしてこういうふうなものを、駐車場も完全に整え、利用者に喜ばれるような施設にしていくことがこの外壁の塗装や屋根の補修なんかよりも先行すべきであるだろうというふうに考えられますので、その辺を提案しながら賛成意見とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま上程されました修正議案に対しまして、反対の討論を述べさせていただきます。

このまちの駅の設置につきましては、4月のオープンを見込んでいるということであります。この修正動議におきまして、3月議会定例議会等において慎重審議されるべき性格の案件であるというふうに書いてありますが、実際4月のオープンに向けて工事を進めるということで、きょうの追加議案にもございましたが、それが上程されております。

そういった中で、これが3月の定例議会に出されて、また来年にその話が出てくるということになると、一回オープンしたものをさらに、例えば足場を組んだり何だりということでも工事がまた来年されるということになると、やはり先ほど菊地議員が言った危険性の問題もあるし、町民目線からも、多分そういうことになったら、何で一緒にやらなかったんだと

いうふうな話が出るのではないかなというふうな感じがします。

さらには、予算的には3,500万という計上がありますが、当然、工事一括でやればいろいろな経費が共有される部分も出てくるかと思えます。そういった中では、値段もある程度抑えられることも考えられるということですので、この修正動議には反対いたします。

以上、討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

日程第2の追加1、発議第21号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

○議長（渡辺定己君） 審議を続行いたします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第146号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第147号及び議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第147号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第4、議案第148号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま一括上程されました議案第147号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第148号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

28ページをお願いいたします。

初めに、議案第147号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成28年度会計の決算に伴う繰越金及び国庫補助金等の実績による返還金等による補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,901万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,180万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、34ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 次に、39ページをお願いいたします。

議案第148号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成28年度会計の決算に伴う繰越金の増額による補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,580万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、44ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由の説明を申し上げいたしました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第147号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決すること賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第148号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第149号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第149号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

46ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、平成28年度会計の決算に伴う繰越金及び国庫補助金等の

実績による返還金等による補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,649万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億849万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、52ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議賜り、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第149号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第150号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第150号 平成29年度鏡石町工業団

地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金の増及び工業団地事業基金からの繰入金を減し、さらに環境整備委託金を増加するもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億530万円とするものであります。

詳細につきましては、66ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（根本 博君） 以上、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第150号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第151号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第151号 鏡石平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、28年度決算に伴う繰越金の精算及び社会資本整備総合交付金の増額内示に伴う財源の組み替えなどを計上するものであります。歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,219万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億419万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細74ページにてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫正信君） 以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第151号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第152号～議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第152号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第9、議案第153号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第10、議案第154号 平成29年度上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第152号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第153号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第154号 平成29年度上水道事業会計補正予算（第1号）の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、79ページをお開きください。

議案第152号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

このたびの補正につきましては、28年度決算に伴う繰越金等の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億341万7,000円とするものであります。

内容につきましては、84ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、87ページでございます。

議案第153号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、28年度決算に伴う繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,570万円とするものでございます。

内容につきまして、92ページの事項別明細によりご説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に、94ページでございます。

議案第154号 平成29年度上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正につきましては、国道4号拡幅関連の水道施設移転補償金の増額補正、またこれに伴って実施する水道施設等の移設設計に係る委託料等の増額補正でございます。第2条資本的収入及び支出において、収入、第1款資本的収入405万円を増額し、総額を4億7,347万円に、支出、第1款資本的支出405万円を増額し、総額を5億5,471万円とするものでございます。

内容につきまして、96ページの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました3議案につきまして説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第152号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第153号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第154号 平成29年度上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（発議第20号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、発議第20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） それでは、ご報告いたします。

平成29年9月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

発議審査報告書。

本委員会は、平成29年9月4日付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年9月7日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時40分。

出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。産業課、根本産業課長、小林副課長、藤野主任主査。

付託件名。発議第20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について。

審査結果。発議第20号は可決すべきものと決した。

審査経過。発議第20号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め、審査をした結

果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま全国森林環境税の創設に関する意見書について、産業厚生常任委員会における審査の結果が委員長から説明があったわけであります。可決すべきものであるというふうな、全会一致であったというご意見でしたが、私はそれに反対する立場からご意見を申し上げたいと思います。

まず、この全国森林環境税については、政府、そして私も所属していますが自民党の税調ですね、来年度の税制改正に盛り込みたいと。できれば本年度に盛り込みたかったんですが、来年度から盛り込みたいということのちょっと今説明というものであるようです。

しかし、私は、鏡石町の議会議員の立場から反対を表明するものであります。といいますのは、今、我が国においては、決して景気がよくなったと言える状況ではなく、政府も少し上向き加減にあるんじゃないか、アベノミクスの効果が出てきたんじゃないかということも言っていますが、庶民感覚からするとまだ景気がよくなったとは思えず、実際に不景気から抜け出せていない状況だというふうに考えております。

そういった中におきまして、全国森林環境税という税金が新たに設けられ、それがいわゆる増税につながることから考えますと、現在の我が国における国民の経済状況をさらに圧迫するものにならないかどうかという危惧がございます。また、我が町においては、先般の質疑でも申し上げましたが、多くの森林面積を占めているわけではなく、我が町に対する恩恵は少ないのではないかなどということも考えられます。これまで、福島県においては、福島県森林環境税という地方税が県民税に上乘せの形で賦課されておりましたが、この全国森林環境税の創設の状況を見ますと、これまでと同じく住民税に、地方県民税に上乘せをするような形という形で徴収されると。それが、一旦国の財源として国に入り、それが各地方にばらまかれるというふうな形をとられるわけでありますが、実際に配分される段階で全国的に

見た場合に、全国的に津々浦々まで行き渡るといふこともありますが、再配分による不均衡が生まれることも可能性としてあるということでもあります。

したがって、我が町の町民の方々が負担していただいた分が我が町に来る、あるいは我が町の周辺の市町村等の森林事業に使われるかどうかといふと、それもまた問題だといふことで、その先の不透明性があるわけでもあります。

そして、また、今申し上げた県の森林環境税といふものが今ある中において、今度国税で新たにこの税金が設けられますと、そのまま設けられますといわゆる二重課税になるという状況において、じゃ、これをどうするんだといふ議論もまだ煮尽くされていない。総務省、林野庁がそれぞれ各地方自治体と今交渉しているといふふうにはいるんですが、一体全体それがどうなるかといふ青写真が、本当に具体的なところまで行っていません。そういうことを鑑みますと、二重課税になる可能性もありますし、仮にも国税が地方税に優遇されて国税になった場合、逆に県の森林環境税がなくなれば、福島県内において確実に使えるお金がなくなるという懸念もあるといふことも鑑みますと、我が福島県、そして我が町においては特にその恩恵がないのではないかと。むしろ、我が町の町民一人一人に対する負担が多くなる税金になってしまうんじゃないかといふこともありますので、鏡石町の議会議員の立場から考えますと、この全国森林環境税の導入に対しては反対する立場からご意見を申し上げますところでもあります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、この森林環境税について吉田議員からいろいろと反対の意見があったところがございますが、私は鏡石町のこの森林環境税の及ぼす影響といふものを、これは推測ではございますが、現在県税としてなっている。しかし、今回国税としてこれが取り上げられようとしております。そうした場合には、どんなふうな体制になるかまだ明確ではございませんが、将来において国税のほうが優先されるというふうなことになるれば、国のほうで徴収になると思います。

我が町の森林は、確かに、近隣町村から比べれば少ない面積ではあります。しかし、現在、我が国土は荒廃しており、農地なんかにおいても、遊休農地については課税というふうな話まで出ておるのが現状でございます。現在、周辺の森林を見ますと、かなり荒廃した町内の森林が見受けられます。やはり、これは生活環境の保全、あるいは町内の林業振興、そういう点から言いますと、今回、都市の住民の方々もこの課税対象になります。そうしますと、かなりの額が全国から上がってくれば、我が鏡石町はやっぱりその恩恵を受けるほうである

うというふうに考えられます。そうしたら、町の森林環境の整備、あるいは所有者の管理費、それから町民の負担等を考えれば、環境を整備するためにもこの税金は不可欠なものであろうというふうに思われますので、本案には賛成するものであります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第20号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について。

本件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決とすることに決しました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出の陳情書に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） ご報告申し上げます。

平成29年9月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。

本委員会は平成29年9月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年9月7日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後12時15分。

出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、橋本主幹兼副課長、吉田副課長、渡辺主任主査。

付託件名。陳情第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。

審査結果。陳情第13号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第13号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め、審査をした結果、挙手多数で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告します。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第13、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、各委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第155号 鏡石まちの駅設置工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫秀明君） 〔第155号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第155号 鏡石まちの駅設置工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびのまちの駅設置工事は、地方創生拠点整備事業に基づき、町の観光情報の集約と発信、来訪者の交流拠点として、さらに観光と連結した地域産業振興の拠点として、鏡石町コミュニティーセンター1階部分を改修する工事でございます。

契約の目的につきましては、鏡石まちの駅設置工事。契約の方法は、制限付一般競争入札。契約の金額は、8,737万2,000円。契約の相手方は、福島県岩瀬郡鏡石町中町25番地、株式会社渡辺建設鏡石支店、支店長、佐久間澄雄です。

以上、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま議案第155号が上程され、説明をしていただいたわけですが、この契約の金額8,737万2,000円についてお尋ね申し上げたいと思います。

といいますのは、先ほど来、質疑、あるいは補正予算修正案等のご説明等でさせていただきましたが、鏡石まちの駅かんかん館の設置の、これは平成29年3月の議会で補正予算を組んで今年度に繰り越しをされている事業でありますけれども、29年3月の補正予算の中に、内訳を見ますと、鏡石まちの駅かんかん館設置工事については1億1,830万円が計上された形になっております。私の手元にそういう資料がございますが、今回の金額が8,737万2,000円ということで、この金額の乖離といいますか、この辺はどういった事情で起きているのかということをお尋ね申し上げたいのと、質疑の定番でありますけれども、ほかの入札に参加した業者、そして金額等教えていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま2番議員からご質問のことに答弁させていただきます。

まず、当初予定していました工事費につきましては、ご質問のとおり1億1,830万円という予算を計上したところでございます。今回、制限付一般競争入札をしたことによりまして、その関係で入札の請差という形で差が出ているというふうに考えております。

なお、もう一つのご質問であります入札の業者名、あるいは入札金額についてご答弁させていただきます。

まず、1社目でございますが、なお、こちらは入札書に記載ですので、消費税抜きの金額ということでご了承いただけたらと思います。

まず、最初は、今回落札しました渡辺建設鏡石支店ですが、こちらは8,090万。2つ目が、村越建設株式会社、こちらは郡山市在住でございますが、8,432万。3つ目が、棚倉町にあります藤田建設工業株式会社、8,950万。郡山市在住の仙建工業株式会社郡山営業所が1億1,900万。高田工業株式会社須賀川支店が8,480万。郡山市在住の壁巢建設株式会社、1億円。須賀川市の三柏工業株式会社が9,389万円となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第155号 鏡石町の駅設置工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、暫時休議いたします。

休議 午後 1時38分

開議 午後 1時38分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま、決議案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、日程第16として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、日程第16として議題とすることに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時39分

開議 午後 1時42分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎決議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、決議案第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま上程されました決議案第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）についてご説明申し上げます。

平成29年9月15日。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、木原秀男。同じく古川文雄。

議会改革特別委員会設置に関する決議。

標記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

決議案第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり、特別委員会を設置するものとする。

このたびの議会改革特別委員会の設置の理由を述べさせていただきます。

地方分権が発展し、地方自治体の自己決定、自己責任のもと、議会の役割と責任はますます大きくなっております。二元代表制のもと、町民の代表機関として地方自治の本旨に従い、町民本位の町政を実現する責任があります。議会は、その責任を果たすため、町民との情報の共有化を図り、町民の意思を町政に反映させる最良の町政運営をしなければなりません。町民にわかりやすい政治、より開かれた議会、信頼される議会を目指し、地方議会として今後の議会のあるべき方向性を探り、議会機能のさらなる充実と強化を図り、議会の活性化と開かれた議会を目指すために、議会基本条例の制定及び議会改革に関する総合的な調査検討を行うべく、議会改革特別委員会を設置するものであります。

記。

1、名称。議会改革特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条による。

3、目的。①議会基本条例の制定に関する調査検討。②その他、議会改革に関する総合的な調査検討。

4、委員の定数。11名。

5、調査の方法。調査終了まで閉会中も継続調査とする。

6、調査費用。議会費の中で行う。

平成29年9月15日。鏡石町議会。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

決議案第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま決議案第6号により設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

1番、小林政次君。2番、吉田孝司君。3番、橋本喜一君。4番、古川文雄君。5番、菊地洋君。6番、長田守弘君。7番、畑幸一君。8番、井土川好高君。9番、大河原正雄君。

10番、今泉文克君。11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、議会改革特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午後 1時47分

開議 午後 2時05分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議会改革特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に木原秀男君、同副委員長に小林政次君が選任されました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時05分

開議 午後 2時06分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案が提出されましたので、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第17として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第17として議題とすることに決しました。

〔「2番、議事進行」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 議事進行していますよ。

暫時休議いたします。

休議 午後 2時07分

開議 午後 2時07分

○議長（渡辺定己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、意見書案第10号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験の強行に対し重ねて厳重に抗議を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 平成29年9月15日。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験の強行に対し重ねて厳重に抗議を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署し、提出いたします。

意見書案第10号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験の強行に対し重ねて嚴重に抗議を
求める意見書（案）。

北朝鮮は、国際社会が関連する国連安保理決議の遵守を求めているにもかかわらず、9月
3日、6回目の核実験を強行した。さらに、去る8月29日に引き続き、本日午前6時57分
ごろ、弾道ミサイルを発射し、北海道上空を通過し、その後、襟裳岬の東方約2,000キロメ
ートルの太平洋上に落下させたことは、軍縮・不拡散体制への国際的な努力や核兵器廃絶と
恒久平和を強く願う世界の人々の声を踏みにじる暴挙であり、東京電力福島第一原子力発電
所事故による甚大な原子力災害の経験を踏まえ、非常な怒りを込めてこれらの行為に対し嚴重
に抗議し、最も強い言葉で断固として非難する。

北朝鮮は、みずからの暴挙が、みずからの首を絞め、国際社会からのさらなる孤立を招く
結果以外何も得られないという現実を厳しく自覚すべきである。

日本政府は、国際社会と協調し、北朝鮮のこうした暴挙を繰り返されることのないよう、
関係国への働きをさらに強めるべきである。

よって、政府においては、警戒監視、情報収集を強力に続け、国民の安全確保とJアラ
ートなどによる的確な情報提供により一層万全を尽くし、今後、米韓など関係各国と連携して
今回の弾道ミサイル発射や核実験について検証・分析し、追加的情報を入手した際には、速
やかに国民に対して情報提供を行うとともに、毅然とした対応をとるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月15日。

内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長。

以上、鏡石町議会議長様。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） まず、初めに反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 意見書案第10号につきまして、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

この意見書案の作成につきましては、総務文教常任委員会の中でも議題に上がりまして、今回、委員長である木原議員、また他の委員長の方々の賛成をいただいて上程されたものというふうに考えております。

きょうも、たまたまといいますか、きょう、私もびっくりして、朝、目が覚めたんですが、目覚まし時計より1時間も早く鳴ってしまいびっくりしたんですけども、本当にこのような大変なことが最近続いておりました、安心して過ごすことができません。町民の方におかれましても、やはり静かな落ち着いた生活を取り戻したいというのが切なる希望だというふうに思っていると思います。

そういったこともありまして、外交・防衛については、国の専権事項といいますか、国が国家を挙げてやらなきゃならないことだというふうに思っておりますので、地方自治体、我が鏡石町議会としても国に対してこのような意見書を提案、提出し、国に対して対策の改善を求めることに対して私も賛成するものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

意見書案第10号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験の強行に対し重ねて嚴重に抗議を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時15分

開議 午後 2時16分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第18として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第18として議題とすることに決しました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 平成29年9月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大をする中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しております。

一方、地方公務員を……

〔「説明省略」の声あり〕

○11番（木原秀男君） 朗読省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。
記。

1つ、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方

自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2つ、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3つ、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4つ、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5つ、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

6つ、地方財政計画に計上されている歳出特別枠、まち・ひと・しごと創生事業費等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から耐久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。

7つ、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保に努め、臨時財政対策債に過度に依存しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、経済財政政策担当大臣様。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まず、ただいま意見書案第10号としまして採択されましたことでもありますけれども、先月29日の早朝に引き続き、本日早朝7時1分、北朝鮮からのミサイル発射情報が全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより防災無線から伝えられました。前回と同じ、北海道上空を通過し、襟裳岬の東、約、当初2,000キロということでありましたけれども、2,200キロということでの訂正があって、そこに着水したということでございます。こうした、いわゆる北朝鮮による行為は、国民、そして町民に多大な不安を与えており、断じて容認できない行為であります。

そして、9月定例議会でありますけれども、第9回鏡石町定例議会におきましては、提出いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり認定、同意、議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今定例会は決算議会と言われるように、平成28年度決算審査が特別委員会において行われたところでありましたけれども、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、

十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも議員の皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

終わりに、これから実りの秋を迎えますが、皆様にはくれぐれもご自愛をいただき、ご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第9回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時26分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年9月15日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 吉 田 孝 司

署 名 議 員 橋 本 喜 一

署 名 議 員 古 川 文 雄